

東京大学大学院新領域創成科学研究科  
社会文化環境学専攻

2019 年度  
修 士 論 文

烽火村の形態的変遷  
-権力の視点からの考察-

Morphological Transition of Fenghuo Village  
- Discussion from the Viewpoint of Power -

2020 年 1 月 20 日提出  
指導教員 岡部 明子 教授

龔 歆潔  
Xinjie, Gong



## 目次

1. はじめに	6
1.1. 背景と目的	6
1.2. 既往研究	8
1.3. 対象	9
1.3.1. 中国農村	9
1.3.2. 烽火村	12
1.4. 手法、本文の構成	16
2. 形態	17
2.1. 2018年と形態的要素	17
2.1.1. 形態的要素(土地利用)の分類	18
2.1.2. 道路	21
2.1.3. 建物	32
2.1.4. 畑	45
2.1.5. 森	48
2.1.6. 水域	50
2.1.7. その他	52
2.2. 2008年	52
2.2.1. 道路	54
2.2.2. 建物	57
2.2.3. 畑	61
2.2.4. 森	62
2.2.5. 水域	63
2.2.6. その他	64
2.3. 1998年	64
2.4. 1988年	66
2.5. 1978年	68
2.6. まとめ	68
3. 形態的変遷、出来事	70
3.1. 2008～2018年	70
3.1.1. 道路	70
3.1.2. 建物	73
3.1.3. 畑・森・水域・その他	79

3.2.	1998～2008年	85
3.3.	1988～1998年	87
3.4.	1978～1988年	89
3.5.	まとめ	91
4.	関与	94
4.1.	道路、建物、畑、自動車の使用の増加	94
4.2.	道路	94
4.2.1.	舗装道路の整備	94
4.2.2.	長さや幅の変化	98
4.3.	住宅	98
4.3.1.	住宅の変化（新築、建替、消失・空家化・倒壊、位置、構造など）	98
4.3.2.	公営住宅の新築・危険家屋の改修	101
4.4.	非住宅	101
4.4.1.	政府が関与する公共施設の変化	102
4.4.2.	政府が関与しない公共施設の変化	103
4.4.3.	店舗付き住宅の変化	103
4.4.4.	生産施設の変化	104
4.5.	畑	105
4.5.1.	「退宅還耕」	105
4.5.2.	「森を商品作物の畑」	106
4.5.3.	開墾	107
4.5.4.	畑が荒れる	107
4.6.	森	108
4.6.1.	保安林	108
4.6.2.	森が茂る・衰退	108
4.7.	水域	109
4.7.1.	沼が拡大・増える、縮小・消える	109
4.8.	関連	109
4.8.1.	A 橋、道路施設や水の関連施設の整備	109
4.8.2.	B 自動車の使用の増加	110
4.8.3.	D 土地(畑・森・水域)と不動産の諸権利の確認：門標の発行、土地の所有・使用 の証書など	110
4.8.4.	E 「2種類の地区」、「基本的な農地」	112
4.8.5.	F 畑や森の流動化	112
4.8.6.	G 農業補助金	113

4.8.7. H 養殖場（田・水域）	113
4.8.8. I 省レベルの公益林	113
4.8.9. J 環境汚染	113
4.9. 他	113
4.9.1. データ	113
4.9.2. 貧困扶助	114
4.9.3. 鎮政府（一部）	114
4.9.4. 村役場	114
4.9.5. 自然村・村民小組	114
4.9.6. 計画・改革	115
<u>5. 結論</u>	<u>116</u>
<u>6. 付録</u>	<u>117</u>
6.1. 自然村項屋	117
6.2. 個人インタビュー	130
6.2.1. 村に住んでいる村民	131
6.2.2. 鎮に住んでいる村民	133
6.2.3. 村民ではない人	134
6.3. 土地利用の分類	135
<u>7. 謝辞</u>	<u>143</u>

## 1. はじめに

### 1.1. 背景と目的

近代以来、世界は都市化している。これは都市だけで起きていることではなく、世界人口の大半を占めた農村は急速に衰退し<sup>1</sup>、残された農村もそのライフスタイルは都市化している。大半の人が、ひいては全ての人に関わる大変化であり、農村では都市化の流れで何が起きたか、明らかにする必要があると考える。

他方、こうした農村の形態的変遷は政府による関与が変わってきたことの現れとして捉えられる。中国の農村では、下記2つの表の通り、1978年の改革開放以降、経済の自由化が進んでいた。一般的には、政府権力の個人の生活への関与度が下がっているように思われるが、実質的には、形を変えて強まっているといえる。数十年前は、基本的に農村の自治に委ねられていたが、近年では個人の情報と生活のさまざまな側面が把握され、管理される情報管理システムが徐々にできている。

---

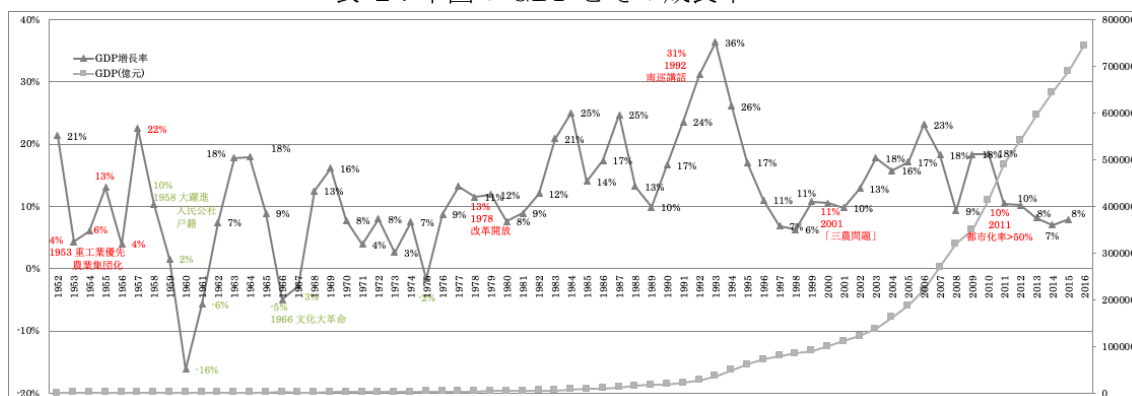
<sup>1</sup> FAOSTAT : 1950年に70%であった世界中農村部人口 (rural population) の割合は、2018年に45%へと減り、そして2050年には32%になると予測されている。中国のこのデータは88%、40%と20%で、日本のは47%、8%と4%である。

表 1：建国以降の中国農村の歴史<sup>2</sup>

年	出来事：説明	詳しい説明
～1949	①村による自治+土地私有制+血縁(宗族)：「土地集中→相対分散→再集中」の繰返し ②人口移動	① 村による自治+土地(私有制)+血縁(宗族)：中国史上の各王朝政権は基本的に「皇権不下県」で、つまり行政組織の設置は県までで、それ以下は基本的に自治に任せ、村では村民による自治(行政管理・サービス・教育)が行われてきた。 また、土地は農民が生活を営むための主要な資源であり、農村社会の物質的な基礎であるが、紀元前221年に始皇帝が中国を統一し最初の封建政権を樹立してから1949年中華人民共和国が成立するまで、中国の土地は私有制に基づいていた。そこで、広大な土地が地主や富農に占有されていたと同時に、絶対多数の農民は土地を失ったはずか土地を保持しなかった状態だった。その上、中国農村の多くは血縁関係を基礎として形成されている。 このように、土地の私有制と血縁による宗族は二千年以上の間に中国農村の村界を固定した。たとえ農民闘争は王朝を転覆し、農村固有の秩序を打破できても、土地私有制度を基礎として「土地集中→相対分散→再集中」は繰り返す。封建社会の長い歴史において、村落内部には村界を形骸化する要素は生成されなかった。自然災害などの要因を除き、制度、組織、規範などの社会要素は全て村界の固定化に働き、さらに各王朝の統治者は統治手段として村界を固定化してきた。 ② 人口移動：明末から清代に見る中国国内移動の最大な要因は、自然災害と戦乱を除けば、商業化の進展であるといわれる。江南デルタを中心とする商業的農業や家内手工業の発展に伴い、国内流通網の発展、市鎮といった市場町の形成と辺境地の開発が進展したが、これは人口の急増と大量移動を促すことになった。
1949	③中華人民共和国成立：土地+血縁宗族関係の変革を目指す	③ 中華人民共和国成立：1921年に成立した中国共産党は農民を武装闘争に動員させた。それまでの農民武装蜂起と異なつたのは、「耕者有其田」(耕す者に土地を)だけでなく、「土豪を打倒し、田を奪う」ことも目標に掲げたことである。前者は旧土地関係の変革を目指したのに対し、後者は村を維持してきた血縁宗族関係の変革も目指していた。
1950	④土地改革：農民⇄農民自由移動、→経済成長	④ 土地改革：地主や富農等の所有していた家畜、農具、食糧その他の財産を没収し、貧雇農(土地を持たないか、少ししか所有していない農民)に分配した。これで宗族結合の経済的基盤が消滅し、宗族自体もなくなり、その代わりに均質的な小農社会が作り上げられ、農民の生産意欲を大きく向上させた。これで1950年-1952年3年連続で農業生産は急速に成長し、年平均169万トンの食料増産を達成した。また、従来農村のエリート階級を政治的、経済的に徹底的に打倒することで、千年以上続いてきた「皇権不下県」の代わりに、国家権力は初めて直接農村に浸透した。ただし、犠牲者として百万人以上亡くなったと思われる。
1953	⑧ 1950計画 → 都市 ・ 優先政策 ・ (1958)⑨ 大躍進政策 ・ 農業集 団 ・ 差 ・ 人口 移 →1958人	⑦ 「統一買付・統一販売」制度 ⑧ 重工業優先政策：米ノ対決と米中間保のため、農産物を輸出し、取得した外貨をもって重工業を育成していかなければならなかった。 ⑨ 農業集団所有化：土地改革後、一部の農民は経営不善や資金・農具・労働力の不足、自然災害、病気などにより、土地を売らざるを得なかった。反対に一部の農民は土地を増やし、新しく富農になった。このまま放置すれば、歴史は繰り返す。そこで政府は農村における貧富分化を抑えるために、土地私有制を段階的に消滅させていくことを目指し、旧ソ連の集団農業のモデルを導入して、農業集団所有化、または「合作化運動」を始めた。この運動において、政府は個人所有の土地を共有にし、共同労働を主体とする、村単位の初級合作社を設立し、高級合作社を経て、1958年に人民公社体制を全国的に実施した。高級合作社は無償で農民の私有地と生産手段を占有し、統一労働、統一経営を実施し、年末に労働量に従って分配を行う、完全な公有制であるが、これに比べて、人民公社はさらに末端行政機関であると同時に、集団所有制の下で工業、農業、商業等の経済活動のみならず、教育、文化さらには軍事の機能を営み、土地と資本を集団所有し、生産・分配の意思決定権をもつ。これにより土地私有制を消滅し、土地売買はなくなり、貧富の分化も生じなくなり、総じて多くの村では血縁宗族はそれまでの支配的地位を失った。しかし、中国農民はこの「平等」という名のもとでは貧困しか得られなかった。 ⑦ 「統一買付・統一販売」制度：農民は食糧を私営商人に販売することが禁じられ、すべての余剰部分を国家の定めた低い買付価格により国家指定の商業部門に売り渡すことが強要され、その食料は都市住民に低価格で統一的に販売された。 ⑧ →都市・農村格差、人口流入：以上に加えて、都市・農村間の経済格差(ex 国営企業の各種福利厚生サービス)があるため、1950年代には農村から都市への大規模な人口流入が発生し(1953年7800万人台→1959年1億2300万人台)、都市に対する負担が過重になる一方、農村では農業生産が打撃を受けた。 ⑨ 大躍進政策：農業と工業の大増産政策であり、現実を無視した手法と経済の大混乱を招いた。 ⑩ 農業集団所有化：人民公社体制を全国的に実施された。 ⑪ 戸籍制度開始：農村から都市への大規模な人口流入の結果として、戸籍管理制度の整備・確立が始まった。公民は常住地において常住人口として登記しなければならず、地域によって農村戸籍と都市戸籍にわけられる。農村戸籍を持っている人は農村で土地の使用権を持っている代わり、都市では就職就学などに関わる福利厚生サービスを受けることはできない。戸籍制度は計画経済の配給制度と移動の制限に使われ、1978年までに農民には職業選択の権利と居住移動の自由が奪われた。 ⑫ →「三年困難時期」：強要された農業集団所有化、「働いても働かなくても同じ」という悪平等主義、大量な人力を浪費した大躍進政策、上からの命令・調達主義と戸籍制度による農村から都市への移動制限などにより、1958年から栄養失調者が相次ぎ餓死者がでてきた。犠牲者の数は数百万人から三千万、四千万人という諸説あり、その絶対多数は農民である。
1958	⑩ 人民公社 1982) → 経済停 滞/衰退： ⑪ →「三年 困難時期」	⑩ 文化大革命 ⑪ 文化大革命：毛沢東主導による革命運動。社会主義や毛沢東のイデオロギーを唯一絶対のものとするのが求められ、祖先崇拜・祭祀、民間信仰の伝統的風俗や習慣が全面的に批判・否定された。1億人近くが何らかの損害を被り、国内の大混乱と経済の深刻な停滞をもたらした。
1966	⑫ 改革開放：計画経済+市場経済 生産責任制(土地所有権と使用権の分離：農民⇄農民、農地⇄集団) ⑬ 戸籍制度が規制緩和 ⑭ → 経済急成長 → 経済減速 ⑮ → 農民工：「離土不離郷」(郷鎮企業+自営業)	⑫ 改革開放：計画経済から市場経済体制への移行の試み、農村部では人民公社が解体され、生産責任制、すなわち経営自主権を保障する制度を実施し、都市部では外資の積極利用が奨励された。産業における地方政府の権限を増やし、サービス業や軽工業における様々な小規模企業(郷鎮企業)を許可し、外国との貿易や投資を増やすために経済を開放し、企業の経営自主権を拡大した結果、きわめて大きな成果を取めた。 生産責任制：1959-1962年春、村民175人のうち60人が餓死し、76人が難民化した安徽省の小崗村では、1978年に、村の地方幹部は大きな政治的リスクを冒しながら農民たちが密かに生産責任制(「包産到戸」)を実施することに任せた。その後中央政府も生産責任制を迫認していった。生産責任制の趣旨は土地所有権と使用権を分離し、所有権を国家と集団に帰属させたまま、使用権を農民に譲渡することである。その進展に伴い、農民は収入を得るために、農業活動に積極的になり、農業生産性は向上した。農民が剰余の農作物を販売することにより、自由市場が形成されていった。農民の現金収入の増加により農村経済は好転した。 ⑬ 戸籍制度が規制緩和：農村から都市への移動を禁止する原則を維持しつつ、「農転非(農業人口から転じて非農業人口となす)政策」を開始。1990年代に各地方政府の判断で都市への移住を認める制度が全国的に始まり、21世紀から農業戸口と非農業戸口という差別的な戸口性質は撤廃され始めた。 ⑭ → 経済急成長：農業及び工業生産高は1980年代には毎年約10%で成長し、農村の実質所得は2倍になり、数億の中国人民が貧困線から脱出した(1981年53%→2001年8%)。一方で、農村部と都市部、沿岸部と内陸部における経済格差は拡大している。 ⑮ → 農民工：改革開放以降、経済の発展、特に沿海部大都市を中心とする経済先進地域へ農村部の余剰労働力が大量して流入する、いわゆる「民工潮」と呼ばれる出稼ぎブームが起きた。彼らのように農村から都市に出かけて就労する、農村に戸籍を持つ者は「農民工/民工」と呼ばれるが、広義的な農民工は非農業に就く農民のことを指す。移動方式からみると、「離土不離郷」(脱農すれども離村せず)、「離土又離郷」(脱農してかつ離村する)と、「季節性流動」(非農の仕事があるときに村を離れ、仕事がない時期に村に戻る)という3つのタイプがある。目的地から見ると、城鎮(地方小都市)への流動と、非農経済が発達した農村への流動がある。出稼ぎのうちに定住の条件を整えば、帰村せずに移動先に生活の基盤を作り定着する人もいながら、年をとって出稼ぎできなくなり、仕方なく帰村する人もいる。 → 離土不離郷(郷鎮企業+自営業)：70年代に入ると、「離土不離郷」という形態で就労するのが増加した。具体的には郷鎮企業による雇用、あるいは運送、建築、商業などの自営業の起業であった。人民公社体制の下で、人民公社やそれに所属する生産大隊が所有・経営する企業は郷鎮企業の前身となっていた。郷鎮企業とは「郷鎮」と呼ばれる、郷・鎮政府所在地である人口2〜3万人程度の地方の町において、農村集団組織又は農民の投資を主として設立された各種の企業のこと、改革開放以降急速に発展してきた。農村の余剰労働力を吸収し、農民の収入を高め、農村地域での工業化を発展させたと同時に、立地する集鎮への人口移動すなわち農村の過疎化を必然的に促進した。
1978	⑯ 南巡講話：市場経済+格差是正	⑯ 南巡講話：鄧小平が上海などを視察し、市場経済の必要性を強調した。経済成長は一気に加速したが、都市と農村、沿岸部と内陸部の地域格差は深刻化したため、格差是正と一層の経済改革に取り組む。
1992	⑰ 「三農問題」：農に注目	⑰ 「三農問題」：2001年から「三農(農民・農村・農業)問題」の文盲が公文書に盛り込まれた。農民問題として「農民の収入が低く、増収は困難であり、都市-農村間の貧富の差は拡大し、農民は社会保障の権利を実質得ていないこと」、農村問題として「農村の状況が立ち遅れ、経済が発展しないこと」、農業問題として「農民が農業で金を稼げず、産業化のレベルが低いこと」を示している。 2003年に三農問題解決のための施策が始まった。2005年の「新農村建設」、2006年の農業税の廃止と都市と農村の垣根を取り払う「都市-農村一体化」政策が目立つ。新農村建設とは政府は農村のインフラ整備、産業化・都市化、医療、教育などに資本を投入し、内陸部農村の経済発展と都市化を促すこと。また、農産物の値段をコントロールして農民の最低収入を保証することと、農民工への職場を要求に適合した割り振りしている。
2001	⑱ 都市化率>50%	⑱ (農民工)の地元志向：農民工は地元の郷鎮企業で働く志向 ⑲ (農村)家屋の正式化/Formalization：近年、政府は農村家屋の現状を把握して、管理するようになってきた。
2011		

<sup>2</sup> 基本的には Wikipedia をもとに整理した。

表 2：中国の GDP とその成長率<sup>3</sup>



本研究では、村の形態（物的環境/アーキテクチャー）を切り口として、中国南部にある一般的な農村—烽火村の事例研究によって、農村の形態的変遷を明らかにする。また、本研究では政府の情報管理システムの完成、そしてその過程とそれによる政府の影響を権力と捉え、形態的変遷から権力の介在の変質を読み取ることを目指す。

## 1.2. 既往研究

中国農村に関する研究をスケールで分けると、中国農村全体、ある地域の村とある村の事例研究がある。本研究は村の事例研究である。

内容や視点でみると、まず、形態的変遷とそれに関与する因子を分析する地理学的、社会学的な研究がある。中国全体について、数千年の間に人口の増加、経済の発展と外乱に抵抗するためなどによって散村から集村への変遷過程と関与する因子、そして北と南の方はそれぞれ集村と散村が多い現状とその原因を明らかにした研究（魯<sup>4</sup>）、近年において農村は都市の拡張、人口の流動、産業構造の変化とインフラなどに影響され、能動的（レベルアップ、合併して拡大、または無秩序に発展して空芯化）、受動的（都市に囲まれて城中村になる、または撤去される）と消極的（都市に遠いかつ内在する発展力不足のため）の3パターンで変遷していることを明らかにした研究（邢・徐・鄭<sup>5</sup>）、空芯化する村を出稼ぎまたは農業を中心にするか、集中型または分散型なのか、そして空芯化の度合いで4つに分類した研究（龍<sup>6</sup>）などがある。ある地域の農村について、河南の村民の移住意欲とその原因（交通アクセス、家の構造と築年数、地形など）をアンケートで調査した研究（李<sup>7</sup>）、漢江上流の移住者の人口構成に注目する研究（蘇<sup>8</sup>）、浙北の村の合併に注目する研究（林<sup>9</sup>）と、北京の門頭溝区の半分都市化した村の形態的変遷の過程を明らかにして、農村は自分の産業と村民の生活水準を考えながら、都市化において農耕教育などで自分を

<sup>3</sup> 中国国家統計局による。赤=経済成長、緑=経済停滞/衰退。

<sup>4</sup> 魯西奇（2013年）「散村与集村\_伝統中国的鄉村聚落形態及其演变」『華中師範大学学报（社会科学版）』2013年7月第52卷第4期

<sup>5</sup> 邢谷銳・徐逸倫・鄭穎（2007）「城市化進程中鄉村聚落空間演变的類型與特徵」『經濟地理』2007年第6期 p.932-935

<sup>6</sup> 龍花樓（2009）「中国空心化村庄演化特征及其動力机制」『地理学報』2009年10月第64卷第10期 p.1203-1213

<sup>7</sup> 李君（2008）「農村居民迁居意愿影响因素分析」『經濟地理』2008年5月第28卷第3期 p.454-459

<sup>8</sup> 蘇小蓮（2012）『當代移民背景下的鄉村聚落變遷研究-以漢江上游鄖県濱水聚落為例』

<sup>9</sup> 林涛（2012）『浙北鄉村集聚化及其聚落空間演進模式研究』



位置付けることに注目する研究（韓・蔡<sup>10</sup>）などがある。村の事例研究として、耕地分布の変遷と社会構造を合わせてみる研究（小島<sup>11</sup>）と、村の機能の変化に注目する研究（高<sup>12</sup>、張<sup>13</sup>、朱<sup>14</sup>）などがある。時間帯、対象と規模は様々ある。

次に、村民の主体性、または土地・建築制度と規制など権力の視点で行なった社会学的な研究も様々ある。例えば、主体性・自我組織・権力に注目する研究（王<sup>15</sup>）、土地計画において農村コミュニティの主体的な取組が重要である点に着目した研究（胡<sup>16</sup>）、農村建設の中で農民と国の交流のために共同体の再編が必要であるとする研究（閻<sup>17</sup>）、農村の近年の変化における村・政府・市場の関与に注目して、国は市場のなかの村を守るべきだが、村の未来はやはり村民の主体的な行動による点に注目する研究（李・杜<sup>18</sup>）、村民の視点でみて、村と政府機関の構造には基本変化なしだが、権力を行使する手段と目標が変わって目標責任制で規範に沿って自治させるようになったことを明らかにした研究（南<sup>19</sup>）などがある。

一方で、本研究は、直近 10 年間の村の具体的な形態的変遷から、どのように権力が及んでいるかを読み取ることを目指す。

権力についての研究では、フーコー<sup>20</sup>がよく知られているが、東浩紀<sup>21</sup>は一般に言われる規律訓練型権力に対して、現代新たに生じてきた個人認証やネットワーク、監視カメラなどの技術で支えられるインフラ層における情報流通の管理を環境管理型権力と名付けている。ただし、東浩紀は都市を念頭に環境管理型権力を論じているが、本研究ではそれを農村に援用して考える。

### 1.3. 対象

本研究では、1978 年から 2018 年までの中国の農村——烽火村の形態的変遷とそれに関する因子を、直近 10 年間（2008～2018 年）を中心に、調査・分析する。

#### 1.3.1. 中国農村

中国において、「農村（行政村）」と定義される地域がある上に、「農村戸籍」を持つ人がいる。

まず、地域は政府機関や公共施設の有無、総人口、非農業人口の割合などによって、省

---

<sup>10</sup> 韓非・蔡建明（2011）「我国半城市化地区鄉村聚落的形態演變與重建」『地理研究』2011 年 7 月第 30 卷第 7 期 p.1271-1283

<sup>11</sup> 小島泰雄（1996）「中国村落の耕地分布の現代的編成」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報（33）』p.1-27

<sup>12</sup> 高陽（2017）『基于結構与功能演變規律的農村居民点更新研究—以河北省遵化市為例』

<sup>13</sup> 張佰林（2015）『農村居民点功能演變与空間分異研究—以山東省沂水縣為例』

<sup>14</sup> 朱鳳凱（2014）『北京市郊区農村居民点用地轉型与功能演變研究』

<sup>15</sup> 王韜（2014）『村民主体認知視角下鄉村聚落營建的策略与方法研究』

<sup>16</sup> 胡春霞（2016）『袁家村：自組織視野下鄉村營建模式研究』

<sup>17</sup> 閻美芳（2010）「中国新農村建設にみる国家と農民の対話条件—天津市武清区 X 村における農村都市化の事例から—」『村落社会研究』第 16 卷第 2 号 p.8-19

<sup>18</sup> 李飛・杜云素（2015）「中国村落の歴史變遷及其当下命運」『中国農業大学学報(社会科学版)』2015 年 4 月第 32 卷第 2 期 p.41-50

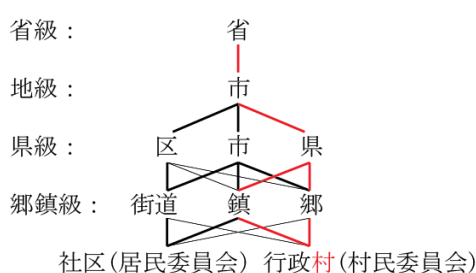
<sup>19</sup> 南裕子（1995）「現代中国農村における国家と社会」『村落社会研究』1995 年 2 卷 1 号 p.20-30

<sup>20</sup> ミシェル・フーコー（1977）『監獄の誕生 監視と処罰』田村俣訳、新潮社

<sup>21</sup> 東浩紀（2007）『情報環境論集 東浩紀コレクション S』講談社

級、地級、県級、郷鎮<sup>22</sup>級という4層のピラミッド構造の行政区分となっている。郷鎮級の行政区分はさらに基礎自治組織である社区と行政村に分けられる。社区には居民委員会、行政村には村民委員会がある。自治組織とはいえ、行政村は政府の指示に従って村の実務を担当する組織である。ちなみに、研究対象の烽火村は安徽省安慶市宿松県涼亭鎮に属する。最新のデータとして、2018年の居民委員会と村民委員会の数はそれぞれ107869と542019であり<sup>23</sup>、2017年の行政村と自然村の数はそれぞれ533017と2448785である<sup>24</sup>。また、部門によって都市と農村の分け方はやや異なる。中国国家统计局は「街道」と「鎮」の一部（鎮政府の所在地）を合わせて「城鎮」と呼び、「城鎮」の常住人口の割合を都市化率とする。そして、「郷」と「鎮」の一部（鎮の他の所）を合わせて「郷村」と呼ぶ。それに対して、「住房和城郷建設部」は「街道」を都市として、「鎮」と「郷」を合わせて「農村/村鎮」とする。

表 3：行政区分と基礎自治組織



「農村戸籍」とは、中国の戸籍制度上の都市と農村との二元的な管理制度において、農村住民が有する戸籍のことである。農村戸籍を持っている人は農村で土地の使用権を持っている代わりに、都市では就職就学などに関わる福利厚生サービスを受けることはできない。戸籍制度の変遷として、表 1 にも一部あるが、下記 3 つの時期に分けられる。

- ~1958年：戸籍制度なし、自由移動可。
- 1958~1978年：戸籍制度が始まり、計画経済の配給制度と移動への制限に使われた。農村から都市への移動は基本的には禁止されている。
- 1978年～：規制緩和中。現在、農業戸籍と都市戸籍という差別的な戸籍性質は一部の所で撤廃された。人々は自由に移動でき、地方政府が設定した条件（現地で安定した住居や職業が持つなど）を満たせば、戸籍を移転するかどうかは自分の意思で決められる。今後、農業・都市という戸籍性質を全面的に取り消し、500万人以下の都市は戸籍を移転するのに条件を設置しないようにする予定となっている。

2018年、農村の戸籍人口<sup>25</sup>は7.9億人で、中国総人口の57%を占める。常住人口<sup>26</sup>は5.6億人で、総人口の40%<sup>23</sup>を占める。下記の図の通り、農村の常住人口は1949年に4.8億（総人口の89%）であったが、1995年に頂点の8.6億人に達し、以降は減少し続けて、そして2011年に初めて総人口の半分以下（49%、6.6億人）となった<sup>23</sup>。また、2018年の

<sup>22</sup> 鎮は非農業人口が多数を占める、都市よりも小さな地方の町である。

<sup>23</sup> 中国国家统计局：「2019年中国統計年鑑」

(<http://www.stats.gov.cn/tjsj/nds/j/2019/indexch.htm>)

<sup>24</sup> 中国住房和城郷建設部「2017年城郷建設統計年鑑」

<http://www.mohurd.gov.cn/xytj/tjzljxsxytjgb/jstjnj/>

<sup>25</sup> 中国国家统计局：「2018年国民経済和社会發展統計公報」

([http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201902/t20190228\\_1651265.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201902/t20190228_1651265.html))

<sup>26</sup> 「常住人口」とは一年中家にいて、または一年中六カ月間以上家にいてかつ経済と生活面において家と一体となる人のことである。

「人戸分離人口」は2.86億人で、そのうち「流動人口」として2.41億人がある<sup>23、27</sup>、そして「農民工」は2.9億人がある<sup>25、28</sup>。

2016年に農業従事者は3.1億人がいて、総人口の23%を占める<sup>29</sup>。

表 4：城鎮人口、郷村人口

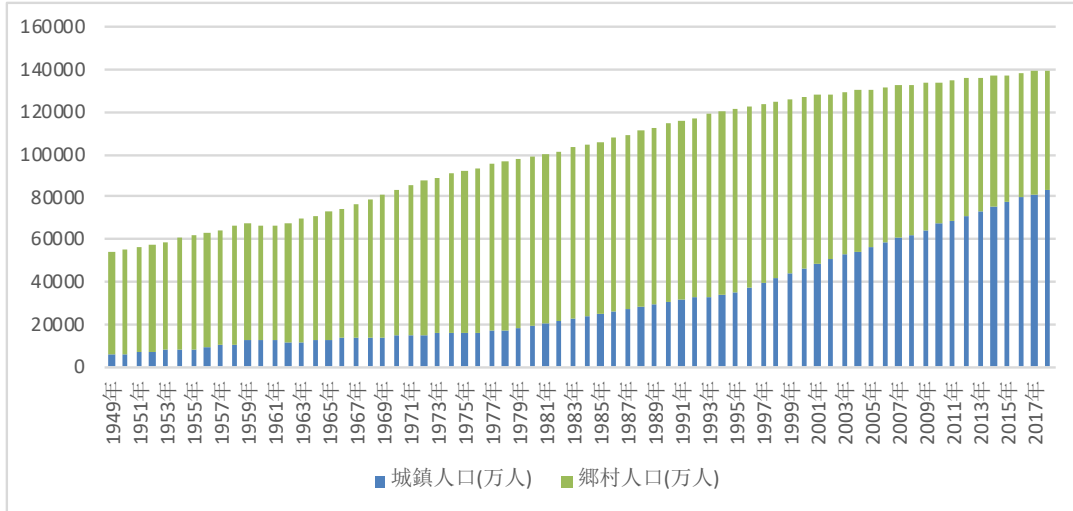
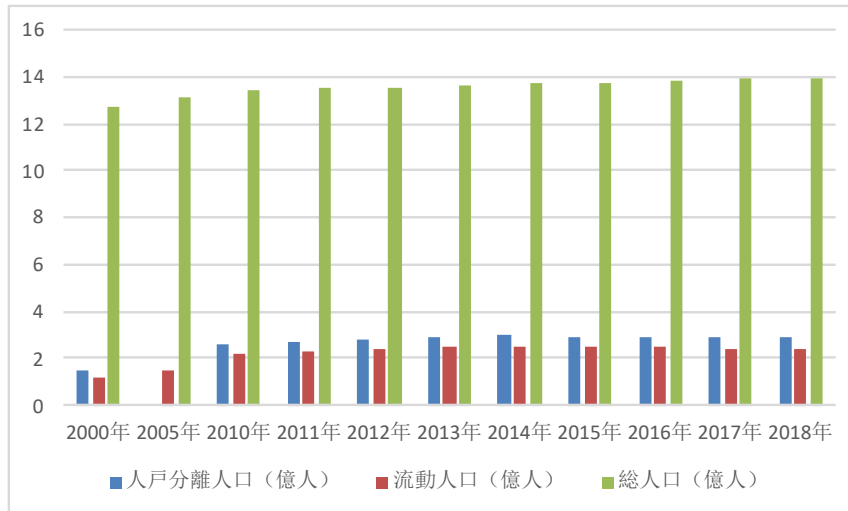


表 5：人戸分離人口、流動人口



農村の経済状況について、2018年、農村居住者の一人あたりの年間平均収入は14617円で、城鎮居住者(39251元)の約1/3強(37%)である<sup>23</sup>。1978年のこの比率は39%であるため、格差がやや拡大したといえよう。また、最新の貧困基準(一人あたりの年収が2300元未満)では、2018年の農村の貧困人口は1660万である<sup>23</sup>。

<sup>27</sup> 「人戸分離人口」とは居住地と戸籍の所在地が異なり、かつ半年以上戸籍の所在地にいない人のことである。「流動人口」とは「人戸分離人口」から居住地と戸籍の所在地は異なる郷や鎮にあるものの、同じ地級の行政区画に属する人を除くものである。

<sup>28</sup> 「農民工」は戸籍所在地の郷や鎮以外の所で6カ月間以上働く人と、戸籍所在地の郷や鎮で6カ月間以上農業以外の産業に従事する人を含む。

<sup>29</sup> 中国国家统计局「第三次全国農業普查主要数据公報(第五号)

([http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/nypcgb/qgnypcgb/201712/t20171215\\_1563599.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/nypcgb/qgnypcgb/201712/t20171215_1563599.html))による。農業従事者(農業生産経営人員)とは「計30日間以上に農業生産活動に従事する人(兼職を含む)」のことである。

総じていうと、激しく変化している発展途上国の中国において、農村はとても重要な役割を果たしている。

### 1.3.2. 烽火村

烽火村は中国東南内陸部、長江デルタに位置する農村である。



図 1: 烽火村の位置

温帯と亜熱帯の間にあり、日当たりと降水が多い。春と秋の平均気温は 20℃で、夏のは 30℃でとても暑く、そして冬は 0~10℃の間にある。

水系豊かで、村の境界線の一部となる涼亭河は長江の支流につなぎ、沼は多くある。



図 2: 水系

烽火村はゆっくり起伏しながら北西から東南まで徐々に下がって行く丘陵地に位置し、最高点と最低点の海拔はそれぞれ 162m と 30m である。主要な作物は水稲で、二毛作となる。村の総面積は 7.123km<sup>2</sup> である。

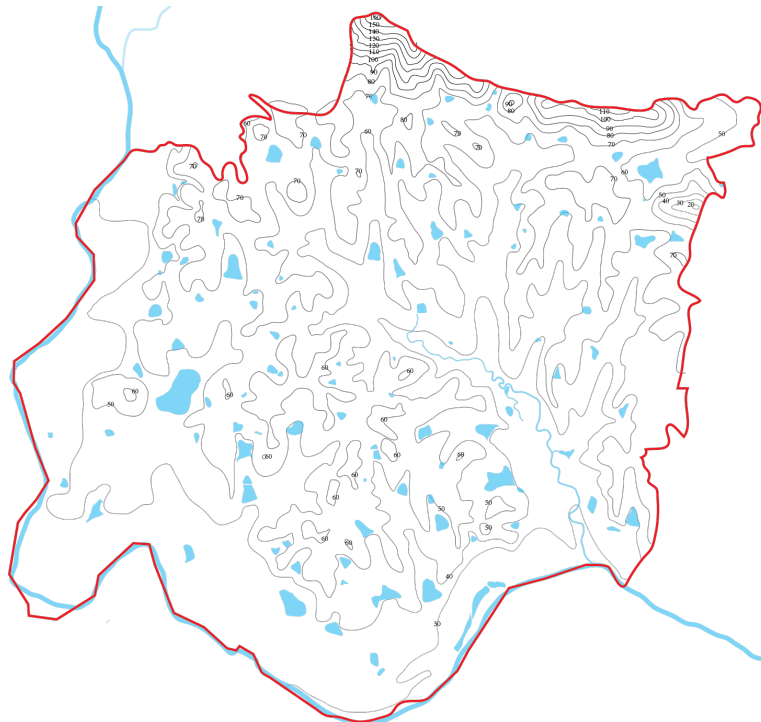


図 3:等高線、村の境界線と涼亭河

烽火村は行政村で、28 個の自然村、または 25 個の村民小組<sup>30</sup>によって構成される。基本的には血縁的な集落である。現在烽火村の戸籍人口は 3480 人で、世帯<sup>31</sup>数は 910 であるが、出稼ぎの人が多いため、常在人口（9 ヶ月以上）はその 6 割の 2100 人である。

---

<sup>30</sup> 村民小組は政府が分けた自然村に相当する基礎自治組織である。村民が日常生活においては地名や所属を言及するときには自然村を使うが、政府が関与するときには村民小組を単位にする。

<sup>31</sup> 世帯：同じ建物で生活している家庭は一世帯とする。

表 6：村民小組、自然村

コード	村民小组	自然村	世帯数
1	陳屋	陳屋	20
2		(陳屋) 吳屋	8
3		段屋	62
4	田興	田興	11
5		中吳屋	20
6	先進	甘壩	34
7		造屋	32
8	許屋	項屋	11
9		許屋	10
10		(許屋) 吳屋	8
11	百羅	百羅丘	30
12	祝西	祝湾	68
	祝東		
13	楊屋	楊屋	46
	姜屋		
14		李屋	23
15		清塘	25
16	蘆屋	蘆屋	23
17		曹湾	10
18		田屋	65
19		大塘	53
20	華塘	咀上	38
21		祝墩	58
22		吳湾	61
23		黎屋	52
24		舒屋	26
25		祝屋	28
26		橋東	34
27		橋西	29
28		馬庄	25

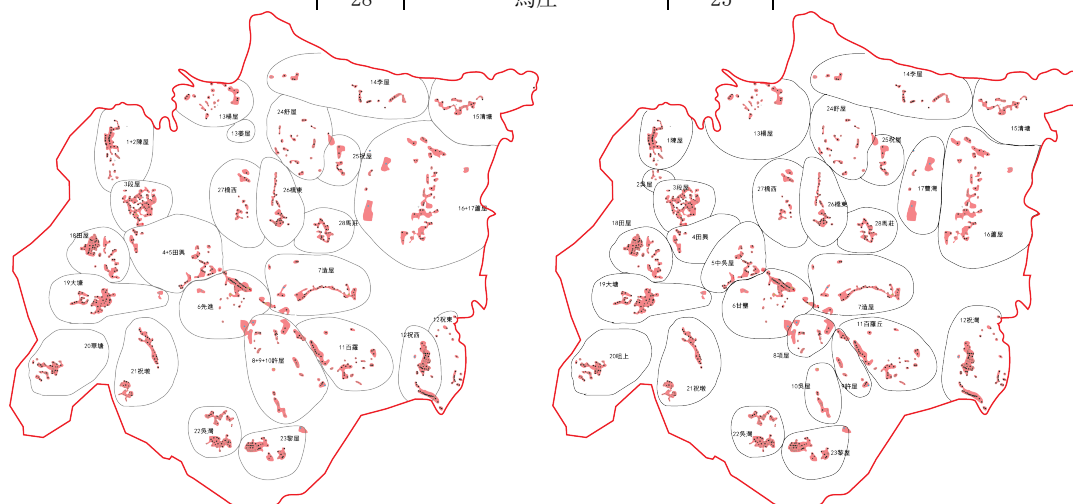


図 4：村の境界線、2018 年の建築、村民小組（左）と自然村（右）

アクセスとして、村から隣の涼亭鎮までは車で 10 分、または徒歩 30 分で着く。涼亭鎮は 10 個の行政村によって構成され、4.2 万人の生活の中心であり、幼稚園から高校までの学校、政府機関、病院、商店街、工場などが揃っていて、日常生活のほぼ全ての需要を満たすことができる。また、村から最も近い都市——潜山市までは約 60km 離れていて、車で約 1 時間がかかる。



図 5: アクセス

烽火村は安徽省・安慶市・宿松県・凉亭鎮にあるが、それぞれの歴史を紹介する。まず、面積が 14 万 km<sup>2</sup>、人口が 6600 万の安徽省には、二、三百万年前から人がいた。安徽省は中国文化の発祥地の一つであり、有史以前から人類が暮らしていて、二、三百万年前の旧石器時代に「和县猿人」と呼ばれるホモ・エレクトスがこの地域で行動し、五六千年前の新石器時代の遺跡も出土した。そして、殷（紀元前 17 世紀頃 - 紀元前 11 世紀頃）の最初の王——天乙は中原の覇権を得て、安徽省の亳に王都を築営した。清（1667 年）に安慶府と徽州府の名をとって「安徽省」が設置された。

次に、面積が 13538 km<sup>2</sup>、人口が 459 万の安慶市には、五、六千年前から人がいた。安慶市にも有史以前から人類が暮らしていて、近年の考古学調査で多くの五六千年前の新石器時代の遺跡が出土した。1217 年に安慶城ができ、清（1667 年）に安慶府と徽州府の名をとって「安徽省」が設置されてから 1938 年までに、安慶市は省会であった。また、二千年前に皖国であったことで安徽省は「皖」と略称される。

そして、面積が 2394 km<sup>2</sup>、人口が 84 万の宿松県には、約 2200 年前から人がいた。

面積が 86km<sup>2</sup>、人口が 4 万人の凉亭鎮には、清の末に正式的に鎮が設置された。

烽火村の名前は烽火山に由来し、建国したばかりの時（1949 年）には「太陽高級社」と呼ばれたが、1958 年以降の人民公社時期には「烽火大隊」と呼ばれ、後に「烽火村」と呼ばれ、そして大塘村と合併されて現在の烽火村となった<sup>32</sup>。筆者の祖父母は全員潘姓家族の自然村「項屋」に住んでいるが、潘姓家族は 140 年前の清の末に、戦争や飢饉のために、隣の太湖県から烽火村に引っ越ししてきた。烽火村に引っ越ししてきた最初の人を第 1 世代とすると、現在は筆者の一つ下の世代——第 7 世代までとなっている。潘姓家族は最初は自然村蘆屋の地主のもとで貧雇農として働き、地主の土地で農作業をして、地主が所有する家を借りて住んでいて、年貢米を納めたが、納める年貢米が多いため、30 年後に他の地主のもとで働くことにし、自然村項屋に引越して、現在までに住んでいた。また、1758 年に烽火村には土地廟があったため、260 年前から村の近くに人が住んでいるはずである。

村民の生業を具体的に説明すると、若者は基本的に出稼ぎをしている。ただし、男性は殆ど都市など遠くまで行く、それに対し、女性は子供と高齢者の世話をするため村のすぐ近くの凉亭鎮にいる。残り少数の男性は、村で公職または専門職などに就いている。一部の高齢者は農作業をして自給自足している。

出稼ぎの人は基本的に（60-70%）縫製工場で働く。現在、鎮には縫製工場が約 30 個あり、規模は 10~80 人である。毎年、一人の労働者は工場の所有者に 3 千~6 千円の純利益をもたらす。工場の所有者は全て自営業者である。過去に出稼ぎの人はみんな都市の縫製

<sup>32</sup> 文字資料がなく、インタビューで村民に教えてもらったため、参考までにする。

工場で働いていたが、最近輸送システムが発達したため、村の近くの鎮で工場を開設することも可能となった。その上、鎮の方が物価は低いし、子供の世話をすることもできるから、近年、一部の出稼ぎ労働者は都市から鎮に戻って工場を開設した。

表 7：生業

		出稼ぎ		農業	公職、専門職 (例：大工、石工)、小売店、養殖場など
		都市	鎮		
若者	男	7割			3割
	女	4割	6割		
高齢者				5割	

血縁的自然村で、内陸部にあり沿岸部ほど経済発展が進まず、丘陵地のため農作業は機械化しにくく、歴史的価値のある伝統的な村でもなく、都市や鎮の縫製工場に出稼ぎに行く人が多くいる、あまり特徴も資源もなく、都市化の中で衰退している中国南部の村の典型例である。

#### 1.4. 手法、本文の構成

研究手法は主に聞き取り調査、文献調査、目視・実測調査と参与観察を用いる。

まず、google earth の衛星写真と目視・実測調査をもとに、文献調査と聞き取り調査を参考に、1978年、1988年、1998年、2008年と2018年の烽火村の土地利用図。道路、建物、畑、森、水域)を作成するなどをして、各年代の村の「形態」を連続的に把握する。これは第2章となる。

つぎに、10年間ごとにそれぞれの土地利用種別（形態的要素）の変遷と異なる種別間の転換を確認し、「形態的変遷」としてまとめる。さらに、建物の構造の変化や街路灯の整備など、土地利用図には反映できない聞き取り調査の内容を加えて、「出来事」を整理する。これは第3章となる。

最後に、それぞれの出来事にだれがどう関与したかという、聞き取り調査でわかった具体的な情報に基づき、人の「関与」で説明する。これは第4章となる。



## 2. 形態

前述の通り、1978、1988、1998、2008 と 2018 年の烽火村の地図を作成する。これからはまず元素が全部揃っている 2018 年の地図で形態的元素(土地利用の分類)と当時の村の形態について説明し、そして残り 5 つの年代について説明する。

ただし、前述の通り、2008 と 2018 年を中心に説明する。他の年代は非住宅系建物など、ごく一部の情報しかない。

### 2.1. 2018 年と形態的元素



図 6: 地図(2018 年)

2018 年の烽火村の形態を調査・分析する手法として、筆者は目視・実測調査をもとに、聞き取り調査と文献調査を参考にした。参考にした文献資料は主に google earth の衛星写真と政府が 2017 年から行なった第三回国土調査で作成した「土地利用現状図」である。詳しくは下記の表になる。

表 8:2018 年の研究手法

研究手法			信憑性
目視・実測調査	聞き取り調査	文献調査	
殆ど	一部	google earth の衛星写真+政府の地図 (手書きの 2020 年までの「計画図」、2017 年からの第二回国土調査で作った「土地利用現状図」、「2 種類の地区」)、データ (道路 (幅、長さ、アクセスする世帯数、資金など)、建物 (面積など)、畑 (総面積、基本的な農地、流動など)、森 (面積、流動、公益林など)、水域 (面積、溝渠の長さなど)、その他 (面積など)) と発行した証書 (「集団土地の使用権証書」「農村土地請負経営権証書」)	基本信用できる

### 2.1.1. 形態的要素 (土地利用) の分類

前述の通り、村の形態 (土地利用) は主に道路、建物、畑、森、水域という 5 つの要素に分ける。ただし、建物のない採石場や荒地など、上記 5 つのどれにも属さないものは「その他」に分類する。これら 5 つの要素のうち、道路、建物と水域の定義はとてわかりやすいが、畑と森の境界線はそれほど明確ではない。

そのため、本研究では草本植物を植え、かつ土地の形を人工的に整えた土地を「畑」とし、それに対して、木本植物が育っている土地を「森」と定義する。

具体的には、中国政府が行った土地調査と、その最新の基準となる『土地利用現状分類』 (2017 年版) を参考にした。それによると、烽火村の土地利用は下記のように分類することができる。

表 9: 中国政府による烽火村の土地利用の分類<sup>33</sup>

コード		区分		定義	
01	0101	農地	田	農作物を植える土地のことをいい、熟田、新植田、再度開墾された土地、短期的な休耕田、季節により畑作物を栽培するものを含む;主に農作物 (野菜を含む) を植え、果樹、桑または他の樹木が散在する;一毛作以上の干拓地。南で幅 1.0m 未満、北で 2.0m 未満の溝渠、道路、畔道を含む;薬材、芝、花、苗木などを一時的に植える農地、果樹、茶、樹木を一時的に植えかつ表土が破壊されていない農地、およびその他一時的に用途を変	水稲、蓮等を栽培している水田ををいい、季節により畑作物を栽培するものを含む。
	0102		灌漑農地	水源と灌漑施設を備えた農地をいい、通常は灌漑して畑作物 (野菜を含む) を栽培できる。野菜を栽培する工業化されていない温室を含む。	
	0103		畑	灌漑施設がなく、直接的な降雨のみで畑作物を栽培する農地をいい、灌漑施設がなく、洪水による灌漑のみを行う農地を含む。	

<sup>33</sup>中国語原文は附録にのせる

				える農地を含む。	
02	0201	園地	果樹園	多年生木本植物や草本作物の実、葉、根、茎、果汁などの採集を主目的とする集約農業のことで、50%以上の土地が覆われ、または畝ごとの個数とその合理的な値の70%以上である。苗育てのための土地を含む。	果樹を栽培している畑をいう。
	0202		茶園		茶を栽培している畑をいう。
	0204		その他の園地		桑、ココア、コーヒー、アブラヤシ、コショウ、薬材等の多年生作物を栽培している畑をいう。
03	0301	林地	高木林	高木、竹や低木と、海岸沿いにマングローブが育つ土地をいう。伐採後植林していない土地を含み、町や村の緑化地帯、鉄道や高速道路の道路用地内の樹木、及び川や溝渠の保安林を除く。	高木の樹冠密度が0.2以上の林地をいい、沼沢林を除く。
	0302		竹林		タケ類が育ち、樹冠密度が0.2以上の林地をいう。
	0307		その他の林地		疎林(樹冠密度が0.1以上、0.2未満の林地)、未立木地、伐採後植林していない土地、苗圃等の林地を含む。
04	0404	草地	その他の草地	草本植物を主とする土地。	樹冠密度が0.1未満、表面層は土壌で、家畜の放牧飼育に供されていない草地をいう。
06	0602	工業 鉱業 貯蔵 用地	鉱業 用地	主に工業生産や貯蔵に使われる土地をいう。	鉱物、石や砂の採石場、煉瓦窯など地上の生産用地や、土砂、石や尾鉱等の貯蔵地をいう。
07	0702	住宅 地	農村 の敷 地	住宅やその付属する施設を主とする土地をいう。	農村部の住宅の敷地をいう。
09	0906	特殊 な土 地	施設・ 景勝 地等	軍事施設、外交、宗教、刑務所、葬儀、景勝地などに使用される土地をいう。	景勝地(歴史的名所、観光スポット、革命旧跡、自然保護区、森林公園、ジオパーク、ウェットランドパークなどを含む)の管理機関、および観光施設の建設用地をいう。景勝地内の他の土地は現状に応じて分類される。
10	1006	運輸 流通 用地	農村 道路	運輸流通業務を行うための地上の線路、駅などに使う土地をいう。民間空港、旅客や貨物輸送のバスターミナル、港、埠頭、地上輸送のパイプライン、各種道路及び道路用地を含む。	農村部で、南では幅1.0m以上8m以下、北で幅2.0m以上8m以下で、村落および農地間の運輸流通に使用され、かつ国の高速道路ネットワークシステムに属さず、主に農村の農業生産に使用される道路をいう(機械用の農道を含む)。

11	1101	水域と水利施設の土地	河川	内陸水域をいい、干潟、溝渠、沼沢、河川構造物等の土地をいう。遊水池、干拓地のうちの農地、園地、林地、市街地、村落や道路等に使用される土地を除く。	(人工河川を含む)の平水位の線の間の水面をいう。堤防がつくるため池を除く。
	1104		沼		貯水量 10 万 m <sup>2</sup> の未満の沼の平水位の線で囲む水面をいう。
	1107		溝渠		人工的に建設され、南で幅 1.0m 以上、北で幅 2.0m 以上で、給排水および灌漑のためのみぞをいい、溝の堤防、水害防備保安林や小さなポンプ場を含む。
	1109		河川構造物		人工的に作られた堰、ダム、ダム上の保安林、水力発電所、ポンプ場など平水位以上の構築物をいう。
12	1202	その他	施設農用地	上記の区分以外の土地。	経営型の畜舎およびその付属する施設に直接使用される土地;作物栽培や水産物の養殖など農産物の生産に直接使用される施設およびその付属する施設;機械化農業に使われる施設の用地;乾燥場、穀物や果物の乾燥設備、穀物や農業資材の一時保管場所、大型農業機械の一時保管場所等、大規模な食料生産に必要な補助施設に使用される土地。
	1203		畔道		棚田や段々畑のうち、主に貯水と斜面保護に使われ、南で幅 1.0m 以上、北で幅 2.0m 以上の畔道をいう。
<p>注:このうち、  農用地:農地、園地、林地、沼、溝渠、その他  建設用地:工業鉱業貯蔵用地、住宅地、特殊な土地、運輸流通用地、河川構造物  未利用地:草地、河川</p>					

本研究における土地利用の分類とこの表の対応関係は下記ようになる。

表 10:本研究の土地利用分類と中国政府による烽火村の土地利用分類

中国政府による烽火村の土地利用分類	本研究の土地利用分類
農地	畑
田	畑
灌漑農地	
畑	
園地	森
果樹園	畑
茶園	
その他の園地	
林地	森
高木林	その他
竹林	
その他の林地	
草地	その他
その他の草地	

工業鉱業貯蔵用地	鉱業用地	
住宅地	農村の敷地	建物
特殊な土地	施設・景勝地等	
運輸流通用地	農村道路	道路
水域と水利施設の土地	河川	水域
	沼	
	溝渠	
	河川構造物	森(保安林)
その他	施設農用地	建物
	畔道	道路

他に日本の国土地理院が2万5千分1土地利用調査、20万分1土地利用図と宅地利用動向調査で使用する土地利用分類を参考にしたが、附録にのせる。

### 2.1.2. 道路

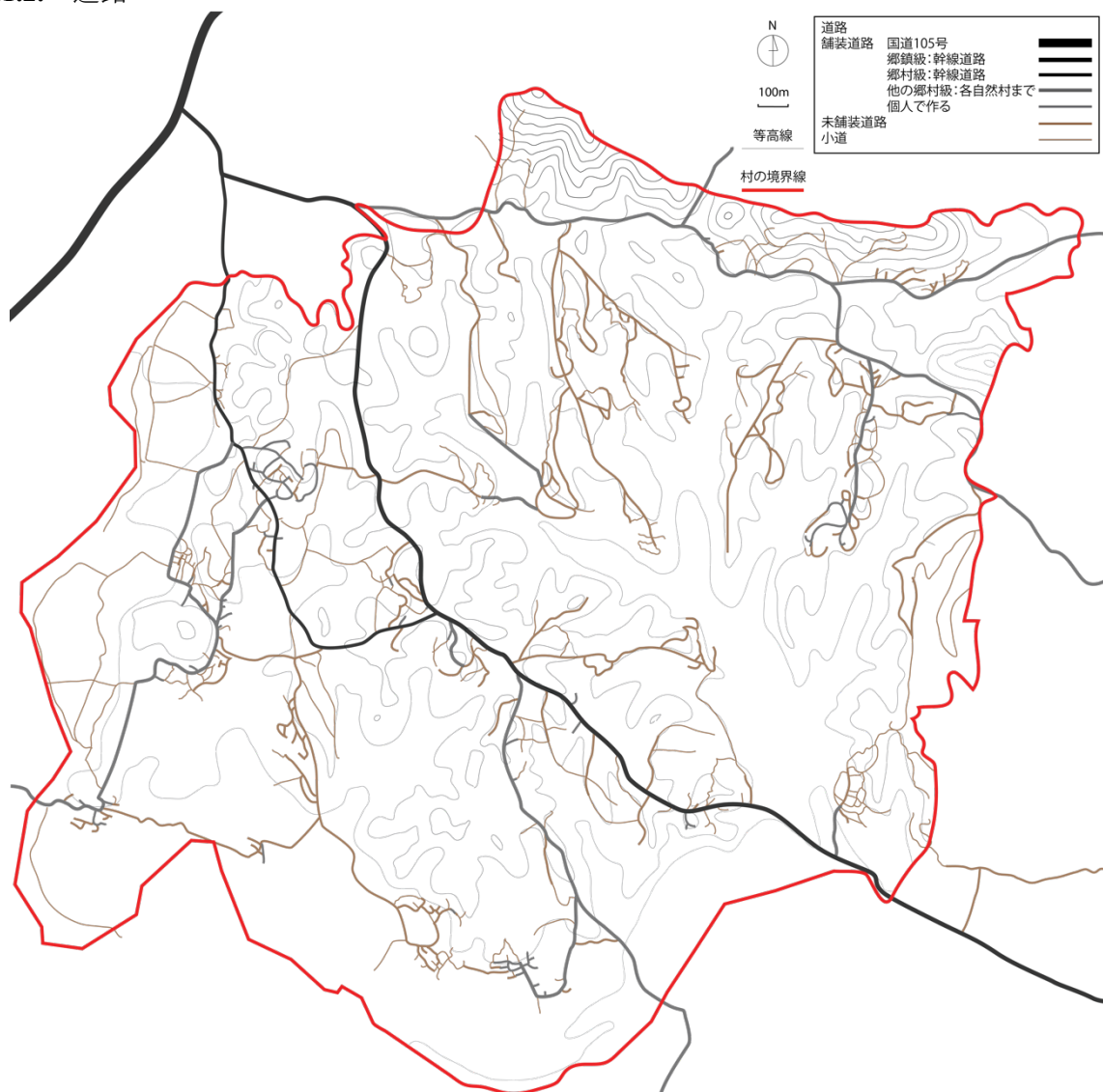


図 7: 地図(2018年、道路)

村の道路は舗装道路、未舗装道路と小道の3種類がある。図の中で、線の色は舗装されて

いるかどうかを表し、線の太さは主に道路の幅を表す。

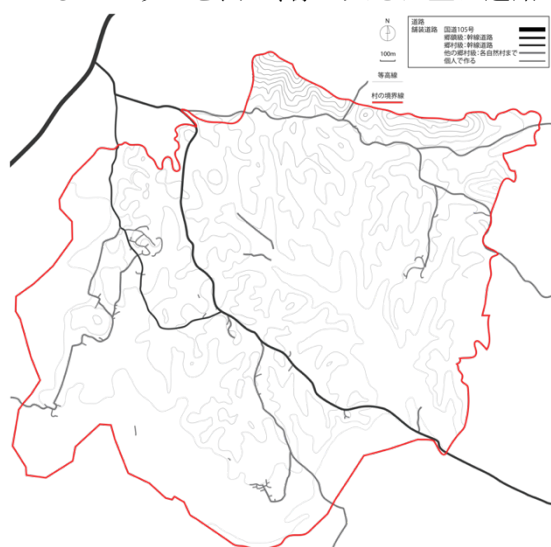


図 8:地図(2018年、舗装道路) 図 9:地図(2018年、未舗装道路)

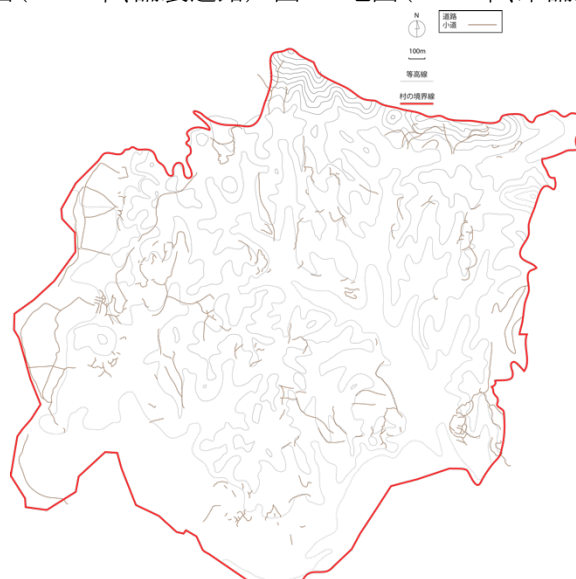


図 10:地図(2018年、小道)

表 11:各種道路の長さ割合(2018年)

	長さ(km)	割合(%)
(合計)	(68.9)	(100)
舗装道路	20.3	29
未舗装道路	21.4	31
小道	27.2	39

黒と灰色の線は舗装道路で、名の通り、舗装されている道路である。幅 3.5m 以上で、車が対面通行できる。2018 年の舗装道路の長さは合計 20.3km で、道路の全長の 29% を占める。

茶色の太い線は未舗装道路で、舗装されていないが、幅 3m 以上で自動車が通行できる道路である。基本的に土と砂利でできる。2018 年村の未舗装道路の長さは合計 21.4km で、道路の 31% を占める。雨の日には地面が濡れて通行しにくくなる。

茶色の細い線は小道で、舗装されず、かつ自動車が入れない道である。小道は個人の住宅、畑などを繋ぐ。村民は徒歩、バイクや電動車などで通行する。2018 年、小道の長さは合計 27.2km で、道路の 39% を占める。

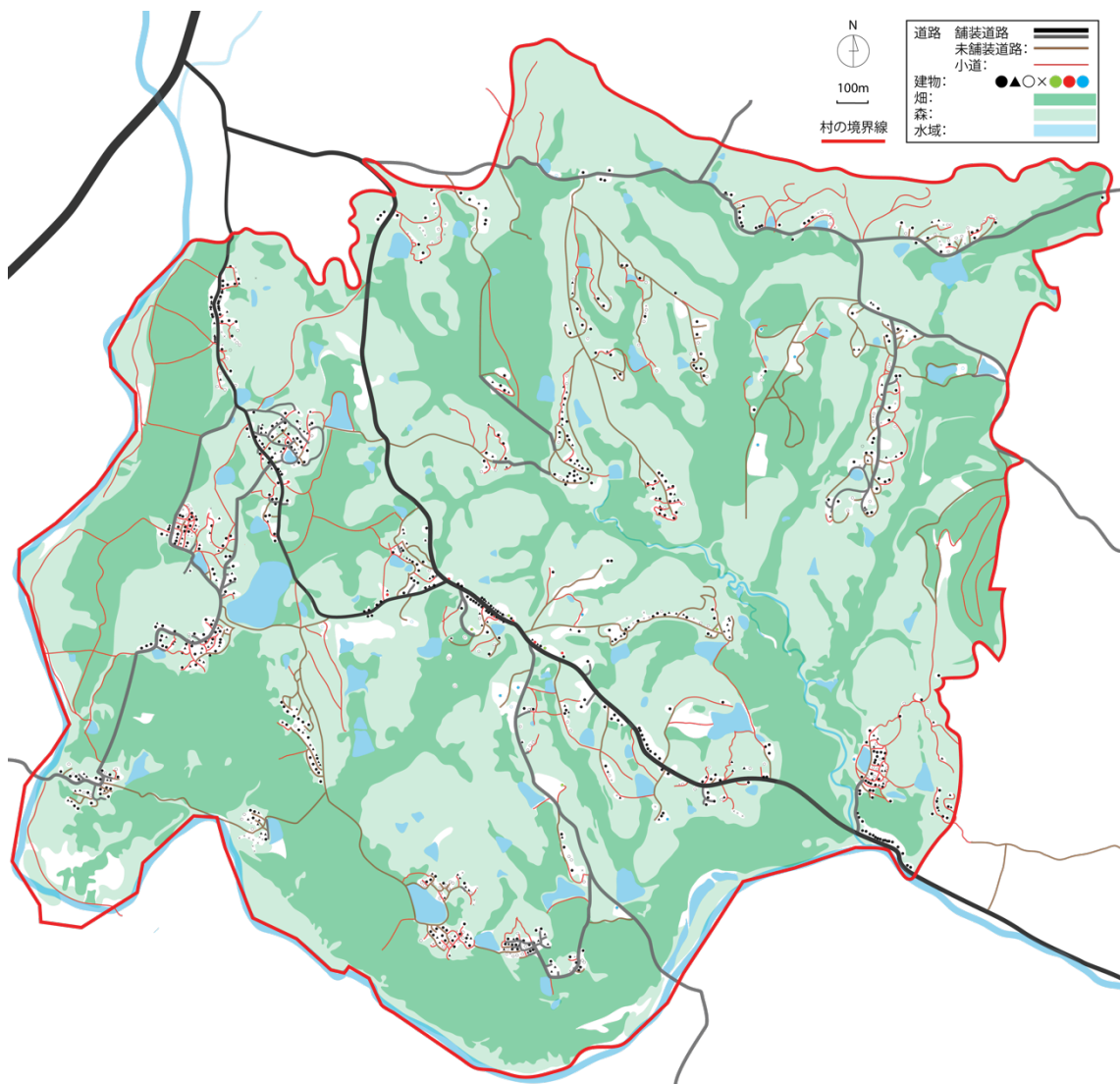


図 11: 地図 (2018 年、小道と他の形態的要素)

そして、舗装道路はさらに細かく分けられる。

図の中の一番太い黒い線は国道 105 号で、村の外にある。これは行政村より一つ上の行政区画である涼亭鎮の中心部を通過し、涼亭鎮を他の鎮や郷等と繋ぐ役割を担う。

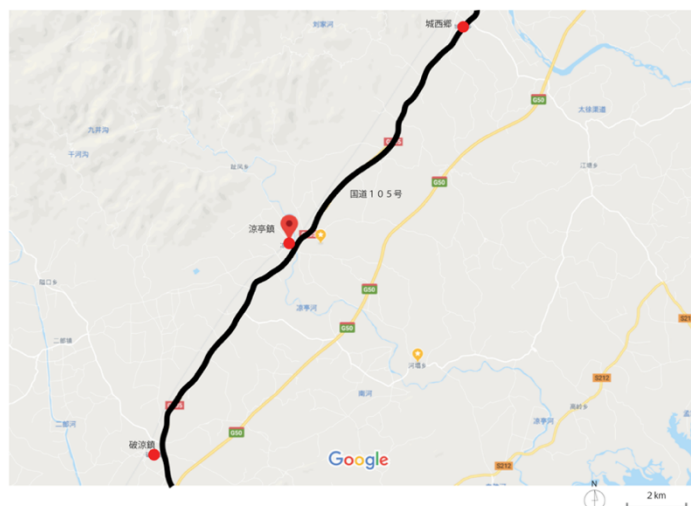


図 12:地図(2018年、国道105号)

他の舗装道路は村の中にあり、村を通貫する幹線道路2本、各自然村までの脇道、そして個人で作る道路の3つに分けられる。

村の幹線道路は図の中の細い黒い線で、烽火村を涼亭鎮、そして他の行政村と繋ぐ。そのうち、より太い方は村民に「郷鎮級」と呼ばれ、幅が5mでより広く、長さは4.8kmである。涼亭鎮の中心と毛嶺村を繋ぐため、「涼(亭)毛(嶺)公路」と呼ばれる。もう一本は「郷村级」で、幅3.5mとなり、長さは2.1kmである。

表 12:各種舗装道路の長さ(2018年)

		長さ(km)	割合(%)
舗装道路	(合計)	(20.3)	(100)
	郷鎮級:幹線道路	4.8	24
	郷村级:幹線道路	2.1	10
	郷村级:脇道	10.6	52
	個人で作る	2.9	14

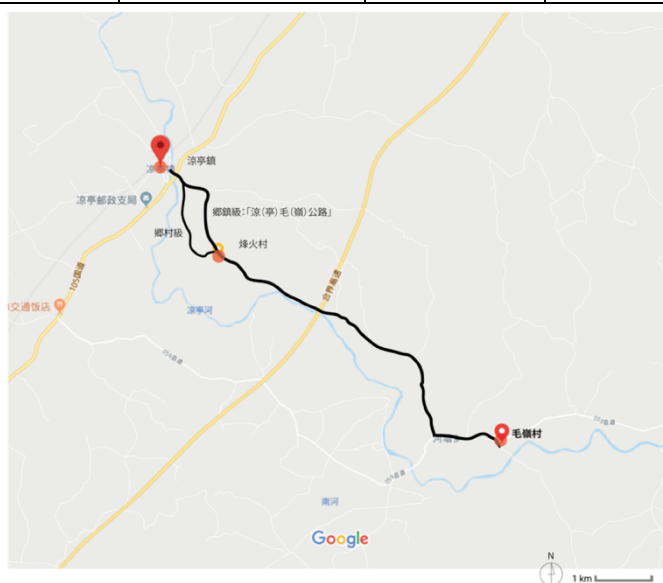


図 13:地図(2018年、幹線道路)

脇道は図の中の太い灰色の線で、主要な未舗装道路と一緒に、自然村を自然村または村の幹線道路と繋ぐ。脇道は全部「郷村级」で、幅3.5mとなり、長さは合計10.6kmである。図の



中の右上にある中途半端な道路は建設中である。

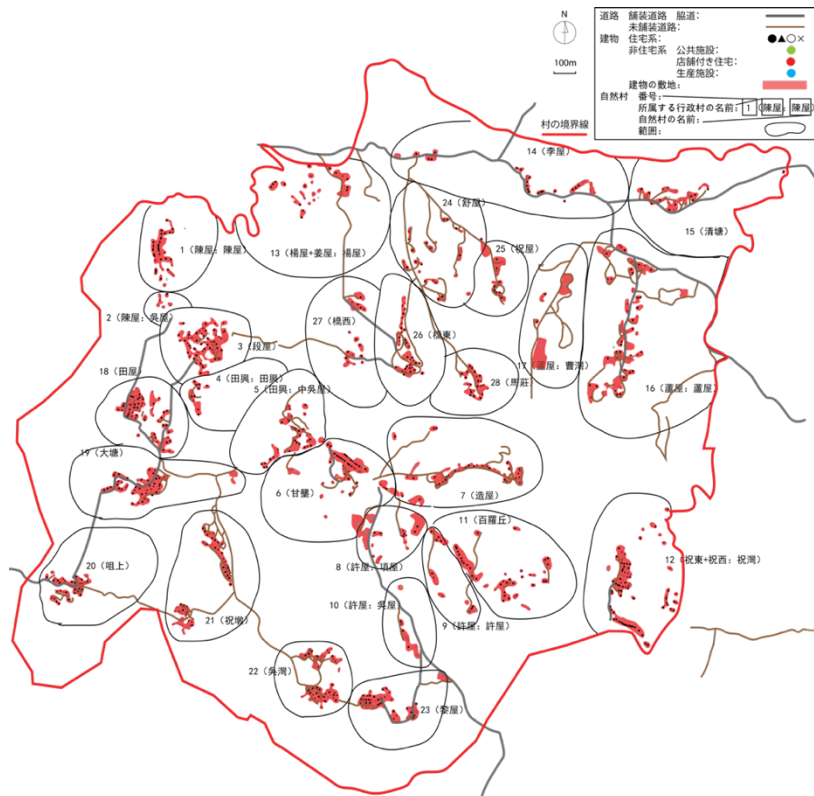


図 14:地図(2018年、脇道・未舗装道路と自然村)

現地調査のときまでに、2本の幹線道路は28個の自然村のうちの12個を通過し、総人口の39%(910世帯のうち352世帯)はその恩恵を受けている。そして、幹線道路が通過しない16個の自然村のうち、脇道は8個を通過し、総人口の32%(910世帯のうち287世帯)はその恩恵を受けている。つまり、総人口の71%にとって、舗装道路は自然村までに整備されている。ただし、人数のデータがないため、ここは世帯数を使い、一世帯の人数を同じとする。

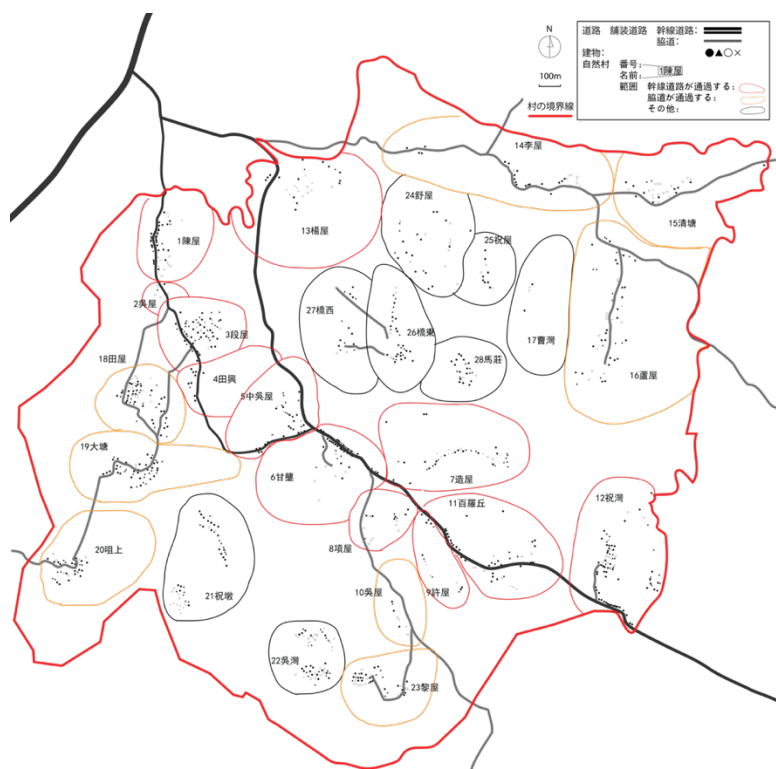


図 15: 地図(2018年、幹線道路と脇道が通過する自然村)

表 13: 幹線道路と脇道が通過する自然村

番号	自然村	(世帯)	通過する道路
1	陳屋	20	幹線道路
2	吳屋	8	
3	段屋	62	
4	田興	11	
5	中吳屋	20	
6	甘藷	34	
7	造屋	32	
8	項屋	11	
9	許屋	10	
10	吳屋	8	脇道
11	百羅丘	30	幹線道路
12	祝灣	68	
13	楊屋	46	
14	李屋	23	脇道
15	清塘	25	
16	蘆屋	23	
17	曹灣	10	未舗装道路
18	田屋	65	脇道
19	大塘	53	
20	咀上	38	

21	祝墩	58	未舗装道路
22	吳灣	61	
23	黎屋	52	脇道
24	舒屋	26	未舗装道路
25	祝屋	28	
26	橋東	34	
27	橋西	29	
28	馬莊	25	

個人で作る道路は図の中の細い灰色の線で、住宅を幹線道路、脇道や未舗装道路等の道路と繋ぐ(下記の図では赤)。長さは合計 2.9km となる。

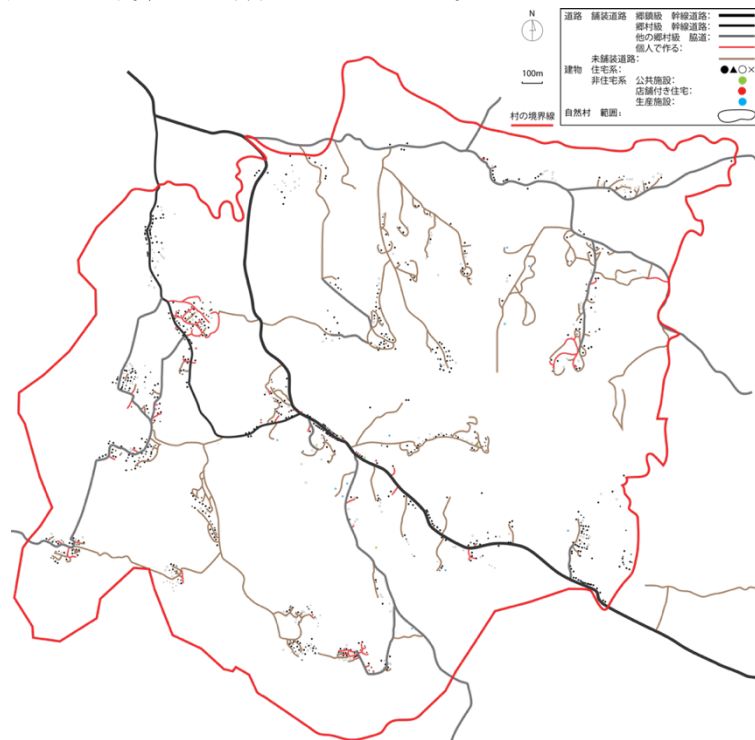


図 16:地図(2018年、個人で作る舗装道路)



図 17:国道 105 号



図 18:郷鎮級:幹線道路



図 19: 郷村級: 幹線道路



図 20: 郷村級: 各自然村までの脇道、建設中



図 21: 個人で作る舗装道路



図 22: 未舗装道路 (雨)



図 23: 未舗装道路



図 24: 小道(森の中)



図 25: 小道(畑の中、廃道)



図 26: 小道(畑の中)



図 27: 小道(住宅地の中)





図 31:道路施設



図 32:道路施設(違う種類のガードレール)



図 33:道路施設(立て看板: 貧困扶助)

交通手段について、村の中では、徒歩以外に、普通の自動車、三輪自動車、バイクや電動車などが使われている。特にバイクと電動車はよく使われる。



図 34: 交通手段(左から右へと普通の自動車、三輪自動車、電動車、バイク)

研究手法について、舗装道路は google earth の衛星写真と政府の計画図や土地利用現状図を参考にした上、筆者は現地調査を行い、全て確認することができた。未舗装道路も現地調査で全部確認したため、信憑性は同じくらい高い。小道と「その他」は衛星写真を参考にしながら調査を行ったが、全てを確認することができなかつたため、参考までにする。

表 14: 2018 年道路の研究手法

	研究手法		信憑性
	目視・実測調査	文献調査	
舗装道路	全部	一部	高い
未舗装道路	全部	google earth の衛星写真+政府の地図(「土地利用現状図」)	高い
小道	一部		低い
その他: 関連施設、交通手段...		なし	程々



図 35: google earth の衛星写真(2018 年)

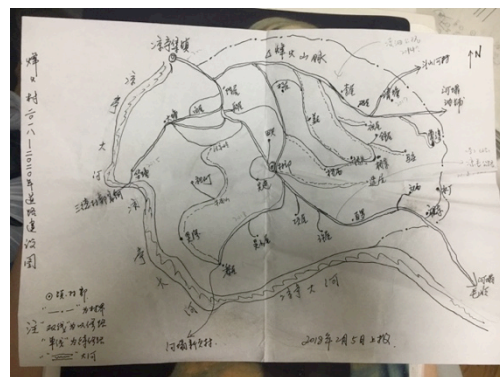
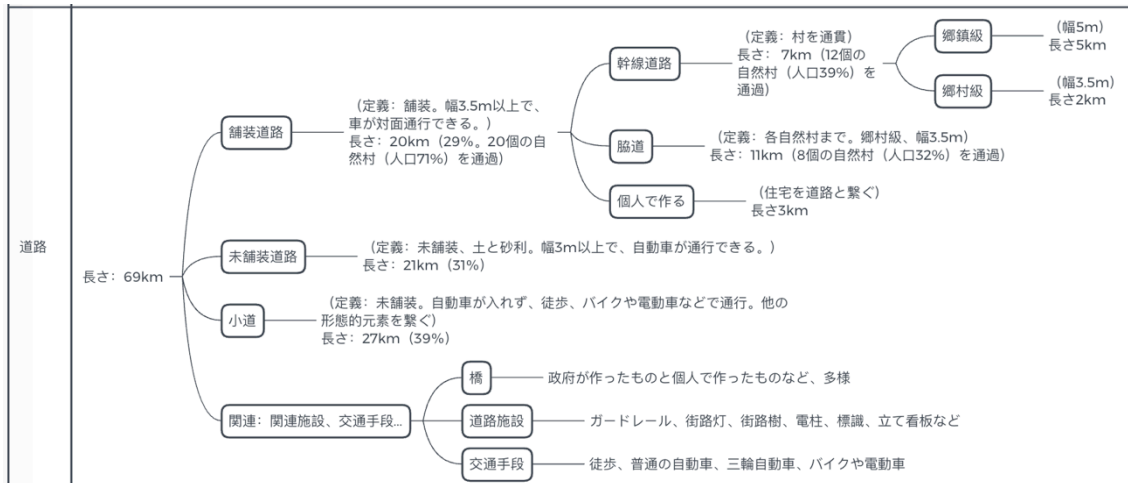


図 36: 手書きの計画図

まとめると、2018 年の道路の状況は以下のようになる。

表 15:道路のまとめ(2018年)



### 2.1.3. 建物

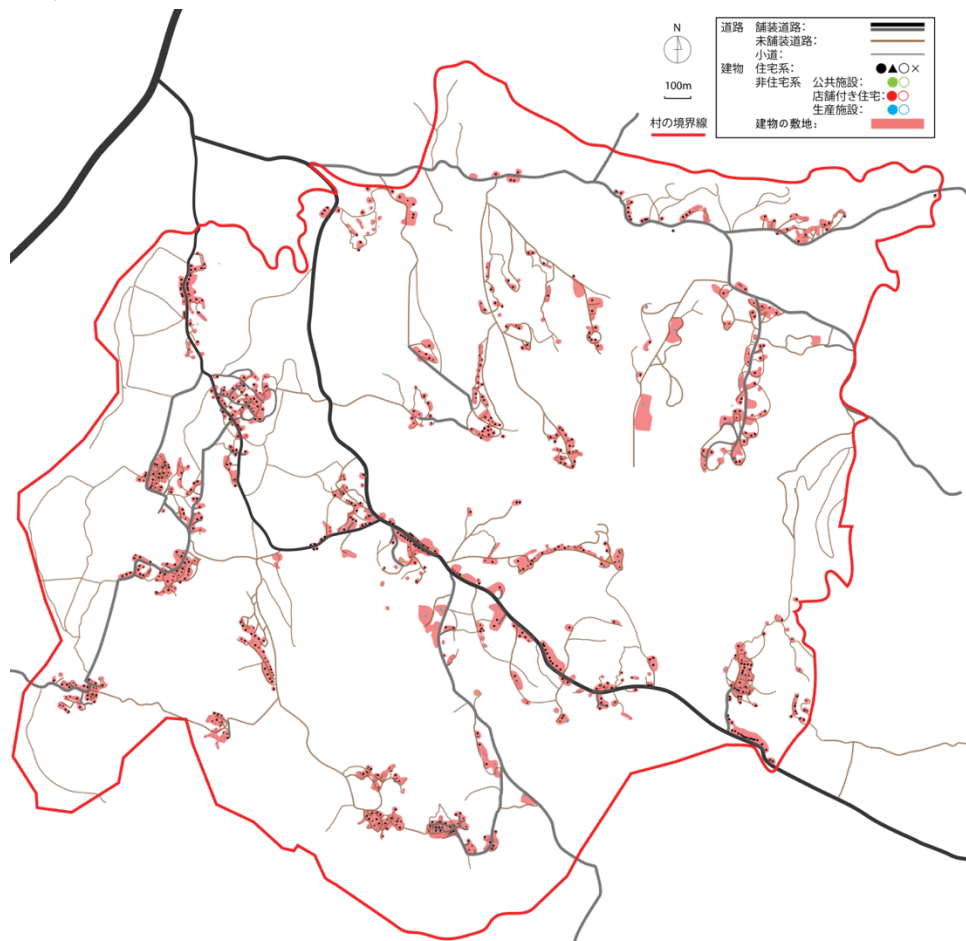


図 37:地図(2018年、建物)

村の建物は住宅系と非住宅系に分けられ、そして非住宅系はさらに公共施設、店舗付き住宅と生産施設に分けられる。図の中で、色は建物の用途を表し、図形(●▲○×)は利用状況を表す。薄い赤は建物の敷地で、2018年の合計面積は0.395km<sup>2</sup>で、村の総面積の6%を占める。



下記表の通り、2018年には合計976個の建物があり、その97.2%(949個)は住宅である。残り27個の非住宅系のうち、公共施設、店舗付き住宅と生産施設はそれぞれ6、7と14個である。また、全部で910世帯があるため、1世帯あたりに所有している住宅は1.04個である。そして、住宅系建物には公営住宅がある。

表 16: 建物の数

		(個)	(%)
(建物合計)		(976)	(100)
住宅系		949	97.2
非住宅系	(合計)	(27)	(2.8)
	公共施設	6	0.6
	店舗付き住宅	7	0.7
	生産施設	14	1.4

図の中で、住宅系は黒となり、利用状況は「●」、「▲」、「○」と「×」の4つに分類した。「●」とは一年中にずっと人が住んでいる住宅で、「▲」とはお正月や夏休みなど、数ヶ月間人が住んでいる住宅である。「○」とは人は住んでいないが住める住宅で、「×」とは倒壊して住めない住宅である。下記表の通り、半分の家には常に人が住んでおり(●)、約1/4の住宅は空家になりまたは倒壊した(○+×)。10年前より空家化が進み、倒壊した住宅が増加したという。また、●と▲を合わせて「使用されている住宅」とすると、1世帯あたりに使用されている住宅は0.79個で、1未満である。

表 17: 住宅系建物の利用状況

住宅系建物	(個)	(%)
(合計)	(949)	(100)
●	487	51
▲	231	24
○	149	16
×	82	9

住宅の位置について、殆ど(77%、733個)は舗装道路または未舗装道路の両側20m以内にある。道路沿いに集中しているといえよう。また、15%(142個)の住宅は幹線道路の両側20m以内に位置している。具体的には下記表の通りになる。

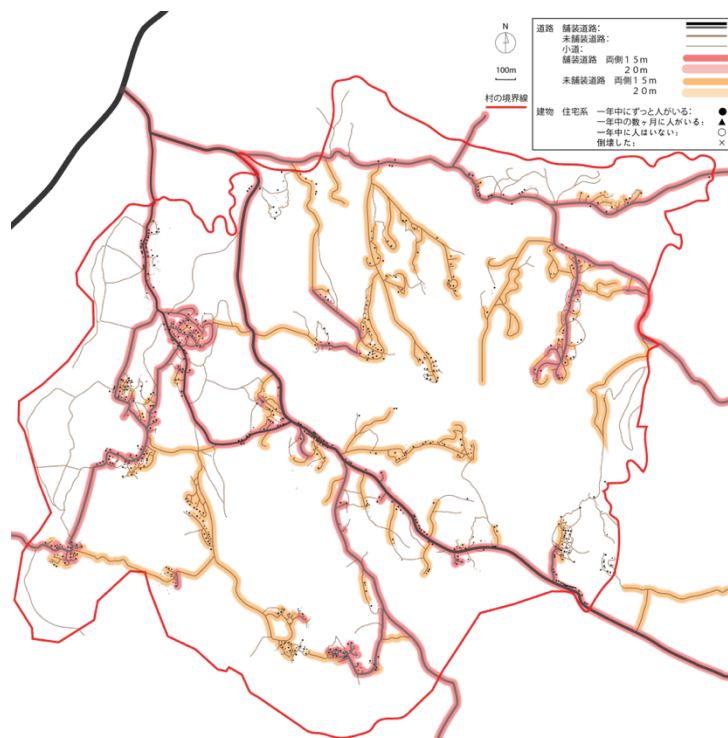


図 38:地図(2018年、道路両側の住宅系建物)  
表 18:道路両側 20m 以内にある住宅系建物(2018年)

		(個数)	(%)
舗装道路	幹線道路	142	15
	脇道	150	16
	個人で作る舗装道路	116	12
未舗装道路		325	34
その他		216	23
(合計)		(949)	(100)

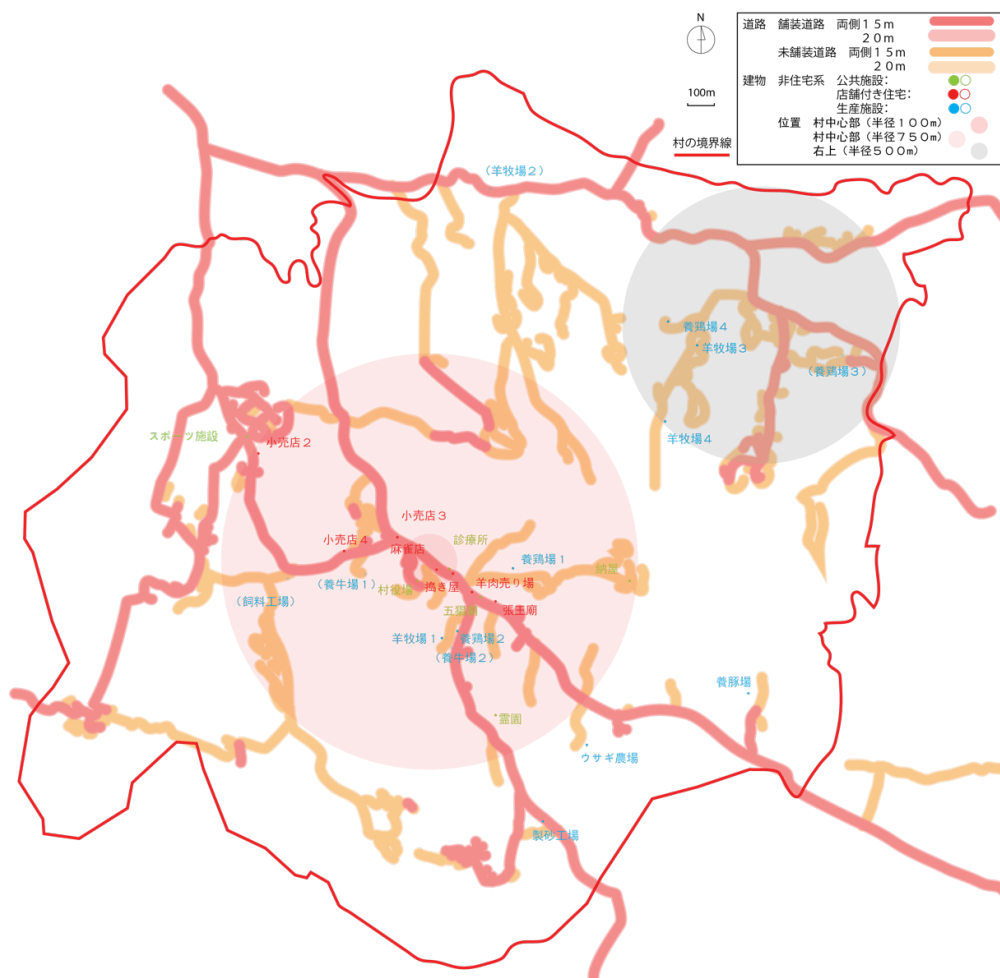


図 39:地図(2018年、非住宅系建物とその位置)

図の中で緑は公共施設、赤は店舗付き住宅、青は生産施設である。そして、非住宅系の利用状況は「●」と「○」がある。「●」とは現在使用されており、図形が「○」でかつ名前はカッコ内にあるものは現在廃棄されている(建物が残っているが使用されていない)。

詳しくは、2018年の公共施設はスポーツ施設、村役場、診療所、霊園、納屋と五猖廟があり、合計6個ある。そのうち政府が作ったのはスポーツ施設、村役場、診療所と霊園である。店舗付き住宅は小売店2~4、麻雀店、搗き屋、羊肉売り場と張王廟があり、合計7個ある。生産施設はウサギ農場、養豚場、養牛場1~2、羊牧場1~4、養鶏場1~4、製砂工場と飼料工場があり、合計14個ある。公共施設と店舗付き住宅は全部使用中で、養牛場1と2、羊牧場2、養鶏場3と飼料工場という5つの生産施設は廃棄されている。

非住宅系の位置について、住宅とほぼ同じく、殆ど(78%、21個)は舗装道路と未舗装道路の両側20m内にある。公共施設は83%で、霊園のみ20m外で、道路から遠くもない。店舗付き住宅は全部道路沿いにある。生産施設は大半(64%)20m以内で、5つの養殖場は20m外だが、道路から離れてはいない。

表 19:非住宅系建物の位置(2018年、舗装道路と未舗装道路の両側)

	(個)			割合
	全部	20m	他	
合計	27	21	6	78%
公共施設	6	5 (スポーツ施設、五猖廟、村役場、納屋、診療所)	1 (霊園)	83%

店舗付き住宅	7	7 (小売店 3~4、麻雀店、搦き屋、羊肉売り場、小売店 2、張王廟)	0	100%
生産施設	14	9 (養牛場 1、飼料工場、羊牧場 2~3、養鶏場 4、製砂工場、養牛場 2、養鶏場 2~3)	5 (ウサギ農場、養豚場、羊牧場 1+4、養鶏場)	64%

また、幹線道路の両側 20m 内にある非住宅は 37%で、住宅の 15%の 2 倍以上である。非住宅は住宅より幹線道路沿いに集まるといえよう。詳しくは、公共施設は半分、店舗付き住宅は全部幹線道路沿いにあり、生産施設はどれも幹線道路沿いにない。

表 20：非住宅系建物の位置(2018 年、幹線道路の両側)

	(個)		割合
	合計	20m	20m
合計	27	10	37%
公共施設	6	3	50%
店舗付き住宅	7	7	100%
生産施設	14	0	0%

そして、非住宅系は中心部に集中している (2/3)。公共施設は中心部(中心 100 と中心 750)に集中し、スポーツ施設だけはその他にある。店舗付き住宅は全部中心部にあり、特に中心 750 に集中する。それに対して、養殖場などの生産施設は中心 750、右上とその他にほぼ均等に分布されている。

表 21：非住宅系建物の位置(2018 年、中心部/右上/その他)

(個)	公共施設	店舗付き住宅	生産施設	合計
中心 100 (半径 100m)	2(村役場、診療所)	2(麻雀店、搦き屋)		4
中心 750 (半径 750m)	3(霊園、納屋、五猖廟)	5(小売店 2~4、羊肉売り場、張王廟)	6(養牛場 1~2、羊牧場 1、養鶏場 1~2、飼料工場)	14
右上 (半径 500m)			4(羊牧場 3~4、養鶏場 3~4)	4
その他	1(スポーツ施設)		4 (ウサギ農場、養豚場、羊牧場 2、製砂工場)	5

また、地図上ではわからないが、建物の構造、階数、間口は様々にある。

構造は組積造と架構式構造がある。材料をみると、組積造は土の煉瓦、焼成煉瓦、土と焼成煉瓦が混在するという 3 種類があり、架構式構造は基本鉄筋コンクリート造で、壁は焼成煉瓦によってできる。

階数について、平屋から 3 階建までである。ただし、土の組積造はほとんど平屋で、焼成煉瓦入りの組積造は通常 2 階までである。

間口について、1 から 4「間<sup>34</sup>」まであり、道路に接する住宅は割と間口が狭い。

例として下記のリストにある写真を載せる。

表 22：建物の写真リスト

組積造			架構式構造
土	土+焼成煉瓦	焼成煉瓦	鉄筋コンクリート+焼成煉瓦

<sup>34</sup> 「間」：間口の単位、1「間」は約 3.9m。

●	図 42		図 50、図 52	図 56、図 57、図 58、図 59
▲	図 41	図 45	図 49	図 55
○		図 44	図 48	図 54
×	図 40	図 43	図 46、図 47	
他			建設中：図 52 増築：図 53	建設中：図 60、図 61、図 62、図 63

そして、図 64 のように、複数の住宅の正面がつながって並んでいる場合や、図 65 のように、大きな庭が複数の建物を囲む場合がある。これは兄弟姉妹が、各自家庭を持ってからも近くに住みたいから、このような住宅を作ったのである。この時、表玄関の数を住宅の個数と定義する。

また、政府は危険家屋の改修に関与し、そして建物に付随するものとして番地が記載されている門標がある。



図 40:住宅(土の組積造、×)



図 41:住宅(土の組積造、▲)



図 42:住宅(土の組積造、●)



図 43:住宅(土と焼成煉瓦が混在する組積造、×)



図 44:住宅(土と焼成煉瓦が混在する組積造、○)



図 45:住宅(土と焼成煉瓦が混在する組積造、▲)



図 46:住宅(焼成煉瓦の組積造、×)



図 47:住宅(焼成煉瓦の組積造、×(野菜畑となった))



図 48:住宅(焼成煉瓦の組積造、○)



図 49:住宅(焼成煉瓦の組積造、▲)



図 50:住宅(焼成煉瓦の組積造、●)



図 51:住宅(焼成煉瓦の組積造、●)



図 52:住宅(焼成煉瓦の組積造、建設中)



図 53:住宅(焼成煉瓦の組積造、平屋から2階建へと増築された)



図 54:住宅(架構式構造、○)



図 55:住宅(架構式構造、▲(公営住宅))



图 56:住宅(架構式構造、●)



图 57:住宅(架構式構造、●)



图 58:住宅(架構式構造、●)



图 59:住宅(架構式構造、●(側面))



图 60:住宅(架構式構造、建設中)



图 61:住宅(架構式構造、建設中)



图 62:住宅(架構式構造、建設現場)



图 63:住宅(架構式構造、建設中)





図 64:住宅(つながっている)



図 65:住宅(庭に複数の建物がある)



図 66:公共施設 (スポーツ施設)



図 67:公共施設(村役場)



図 68:公共施設(診療所)



図 69:公共施設(霊園)



図 70:公共施設(五猖廟)



図 71:公共施設(五猖廟(内部))



图 72:店舖付き住宅(小売店 2)



图 73:店舖付き住宅(小売店 3)



图 74:店舖付き住宅(小売店 4)



图 75:店舖付き住宅(小売店 4 内部)



图 76:店舖付き住宅(麻雀店)



图 77:店舖付き住宅(羊肉売り場)



图 78:店舖付き住宅(張王廟)



图 79:生産施設(ウサギ農場)



图 80: 生产设施(养猪场)



图 81: 生产设施(养牛场 1)



图 82: 生产设施(养牛场 2)



图 83: 生产设施(羊牧场 1)



图 84: 生产设施(羊牧场 2)



图 85: 生产设施(羊牧场 3)



图 86: 生产设施(羊牧场 4)



图 87: 生产设施(养鸡场)



図 88:生産施設(製砂工場)



図 89:生産施設(飼料工場)



図 90:番地が記載されている門標

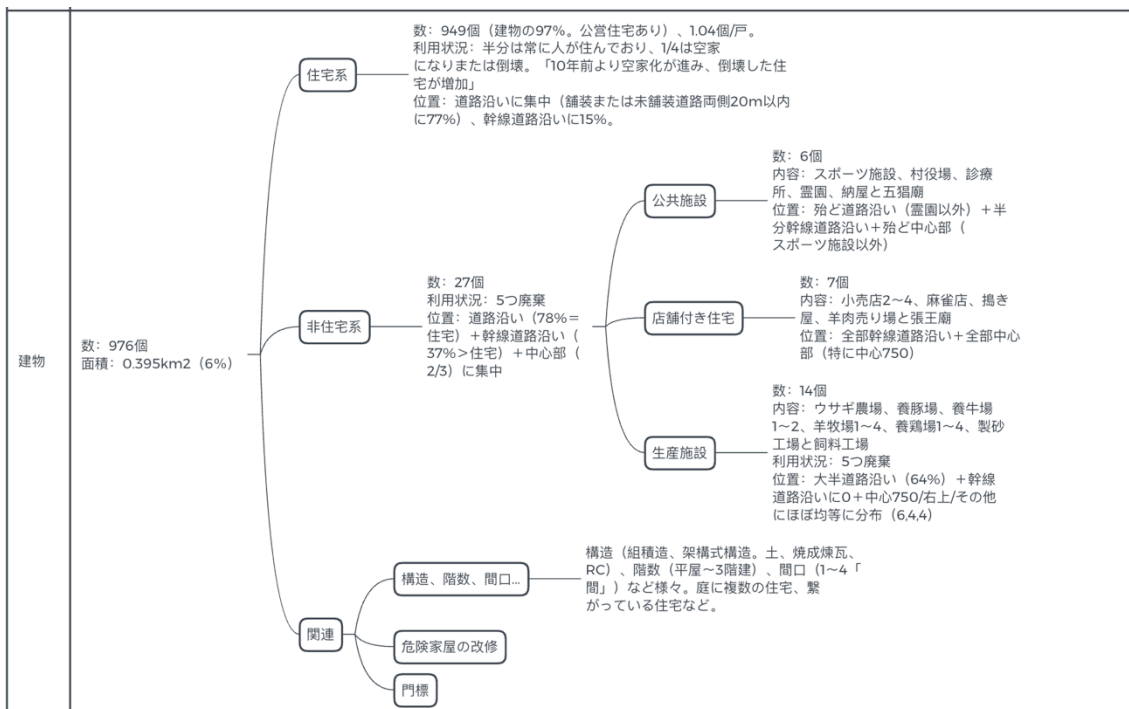
全ての建物の用途、利用状況と位置を現地調査で確認した。

表 23:2018 年建物の研究手法

研究手法			信憑性
目視・実測調査	聞き取り調査	文献調査	
全部	一部	google earth の衛星写真+政府の地図 (「土地利用現状図」とデータ(面積など))	高い

まとめると、2018 年の建物の状況は以下のようになる。

表 24:建物のまとめ(2018 年)



#### 2.1.4. 畑



図 91:地図(2018年、畑)

図の通り、畑は丘陵地の谷に集中している。2018年、烽火村の畑の面積は合計2,784km<sup>2</sup>で、村の総面積の39%を占める。

また、地図上では区別されていないが、前述の通り、「畑」という区分には田、畑、茶園などがある。田には普通の田、荒れた田とエビ養殖場として使われている田（建物のところにも養殖場があるが、ここは建物のない養殖場である）などがあり、畑にも荒れたものがある。



図 92:田



図 93:田(荒れた)



図 94: 田 (エビ養殖場)



図 95: 畑 (野菜畑)



図 96: 畑 (野菜畑)



図 97: 畑 (荒れた)

畑を保護する政策として、「基本的な農地(基本農田)」と「2種類の地区(両区)」がある。「基本的な農地」とは用途を変えてはいけない農地のことであり、烽火村の約85%の畑はこれに指定されている。また、2018年の10月より、烽火村で合計1.708km<sup>2</sup>の畑は2種類の地区——「穀物の生産エリア(粮食生産功能区)」と「重要な農産物の保護区(重要農産品保護区)」に指定された。前者は水稻を栽培する地区で、後者は水稻とセイヨウアブラナを再び栽培する地区または保護区である。これは宿松県の農業委員会と涼亭鎮の政府によって設立され、責任者は烽火村の村民委員会の主任である。



図 98: 「2種類の地区」の立て看板

畑の流動化について、現在700世帯の1.33km<sup>2</sup>(2000畝)の畑は流動されているという。畑の所有や使用について、村民に聞き取り調査をしたところ、下記2種類の証書を見せてくれた。



図 99: 集团土地の使用権証書

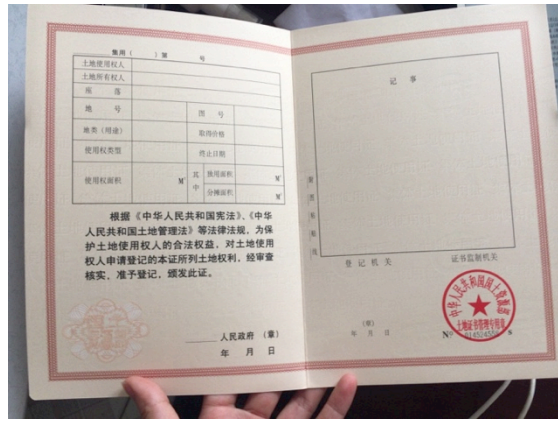


図 100: 集团土地の使用権証書

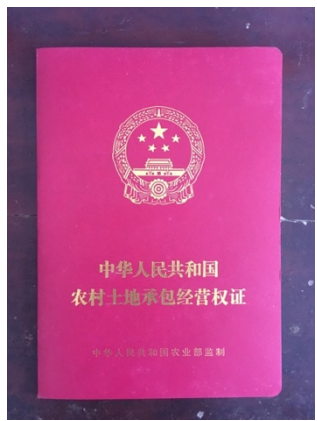


図 101: 農村土地請負經營權証書

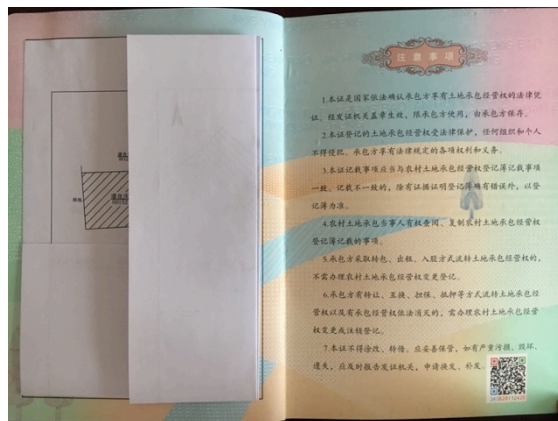


図 102: 農村土地請負經營權証書

その上、農業補助金制度がある。

資料の信憑性について、畑に関する文献資料はとても多い。手に入れた google earth の衛星写真と地図などの文献資料を参考にしながら、一部は現地調査を行なった。

表 25: 2018 年畑の研究手法

	研究手法			信憑性
	目視・実測調査	聞き取り調査	文献調査	
畑	一部	一部	google earth の衛星写真+政府の地図（「土地利用現状図」、「2 種類の地区」）、データ（総面積、基本的な農地、流動など）と発行した証書（「集团土地の使用権証書」「農村土地請負經營權証書」）	基本信用できる

2018 年の畑の状況のまとめは以下のようになる。

表 26:畑のまとめ(2018 年)

畑	面積: 2.784km <sup>2</sup> (39%) 関連: 「基本的な農地」と「2種類の地区」、 流動化、エビ養殖場、所有と使用の証書、農業 補助金
---	--

### 2.1.5. 森



図 103:地図(2018 年、森)

2018 年、烽火村の森の面積は合計 3.515km<sup>2</sup> で、村の総面積の 49%を占める。

また、地図上では区別されていないが、前述の通り、「森」という区分には果樹園、高木林、竹林、保安林などがある。





図 104: 果樹園



図 105: 果樹園



図 106: 高木林



図 107: 竹林



図 108: 保安林



図 109: 保安林

森を保護する政策について、烽火村で 0.063km<sup>2</sup> (94.32 畝) の森は省レベルの公益林に指定されていると聞き調査で分かった。

森の流動化について、現在村役場は龍成集団という企業と請負経営の契約を結んで、0.67km<sup>2</sup> (1000 畝余り) の森の 30 年の使用権を譲渡し、約 155 万円 (10 万元) をもらった。

森については、畑と同じく、たくさんの文献資料を参考にしながら、一部現地調査で確認した。

表 27: 2018 年森の研究手法

	研究手法			信憑性
	目視・実測調査	聞き調査	文献調査	

森	一部	一部	google earth の衛星写真+政府の地図（「土地利用現状図」とデータ（森の総面積、流動、公益林など）	基本信用できる
---	----	----	--	---------

まとめると、2018年の畑の状況は以下のようなになる。

表 28：森のまとめ(2018年)

森	面積：3.515km <sup>2</sup> (49%) 関連：省レベルの公益林、流動化
---	--

### 2.1.6. 水域

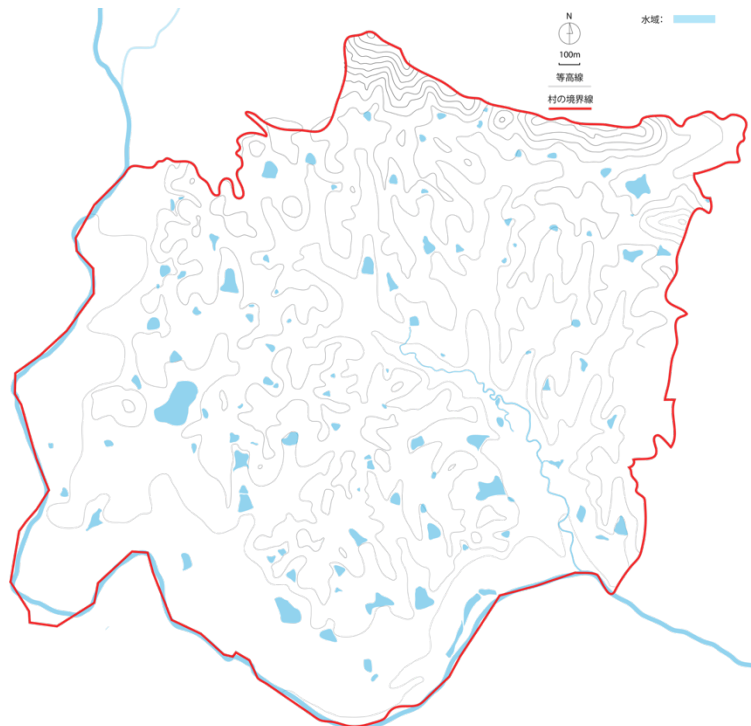


図 110：地図(2018年、水域)

2018年、烽火村の水域の面積は合計0.217km<sup>2</sup>で、村の総面積の3%となる。

また、地図上では区別されていないが、前述の通り、「水域」という区分には、河川、沼、溝渠がある。沼は107個あり、そのうち養殖場として使われているものがある（建物にも養殖場があるが、ここは建物のない養殖場である）。溝渠は28387.1m以上あると言われる。



図 111:河川



図 112:小川



図 113:沼



図 114:沼(製砂工場で汚れた)



図 115:沼(養殖場)



図 116:沼の護岸とガードレール



図 117:井戸

水に関連する施設として、沼の護岸とガードレール、そして井戸などがある。

資料の信憑性について、google earth の衛星写真と地図を参考にしながら、一部を現地調査で確認して地図を作成したが、信憑性は畑や森ほど高くはない。沼の位置と面積はとても精確である。しかし、河川の位置は精確だが、面積は余り精確ではない。そして、溝渠は衛星写真でわかるもの以外は余り確認できなかつたため、地図上に書かなかつた。

表 29:2018 年水域の研究手法

	研究手法			信憑性
	目視・実測調査	聞き取り調査	文献調査	
水域	一部	一部	google earth の衛星写真 + 政府の地図 (「土地利用現状図」) とデータ (面積、溝渠の長さなど)	程々

まとめると、2018 年の畑の状況は以下ようになる。

表 30：水域のまとめ(2018年)

水域	面積：0.217km <sup>2</sup> (3%)。沼107個。 関連：養殖場、関連施設（護岸、ガードレール、井戸）
----	--

### 2.1.7. その他

2018年、「その他」は0.213 km<sup>2</sup>で、村の総面積の3%となる。

地図上では区別されていないが、「その他」にはその他の林地、その他の草地などがある。



図 118:その他の林地



図 119:その他の草地

「その他」は関連する文献資料をもとに、一部聞き取りと目視・実測調査を行なったが、あくまで上述5つの要素の補足としての存在である。

	研究手法			信憑性
	目視・実測調査	聞き取り調査	文献調査	
その他	少々	少々	google earth の衛星写真 + 政府の地図（「土地利用現状図」）とデータ（面積など）	低い

また、土地利用と関係なく、地図上にも見えないが、きになるところとして、環境汚染が所々見える。



図 120:ゴミ



図 121:製砂工場で汚れた沼



図 122:養鶏場で汚れた沼

## 2.2. 2008年



図 123:地図(2008年)

目視・実測調査は不可能なため、筆者は文献調査と聞き取り調査をもとに2008年の村の形態を調査・分析した。文献調査としては、主に google earth の衛星写真と政府が2007～2009年の第二回国土調査で作った「土地利用現状図」を参考にした。詳しくは下記の表になる。

表 31:2008年の研究手法

研究手法		信憑性
聞き取り調査	文献調査	基本信用できる
一部	google earth の衛星写真+政府の地図(2007～2009年の第二回国土調査で作った「土地利用現状図」と「基本的な農地の図」)とデータ(基本的な農地の面積など)	

## 2.2.1. 道路

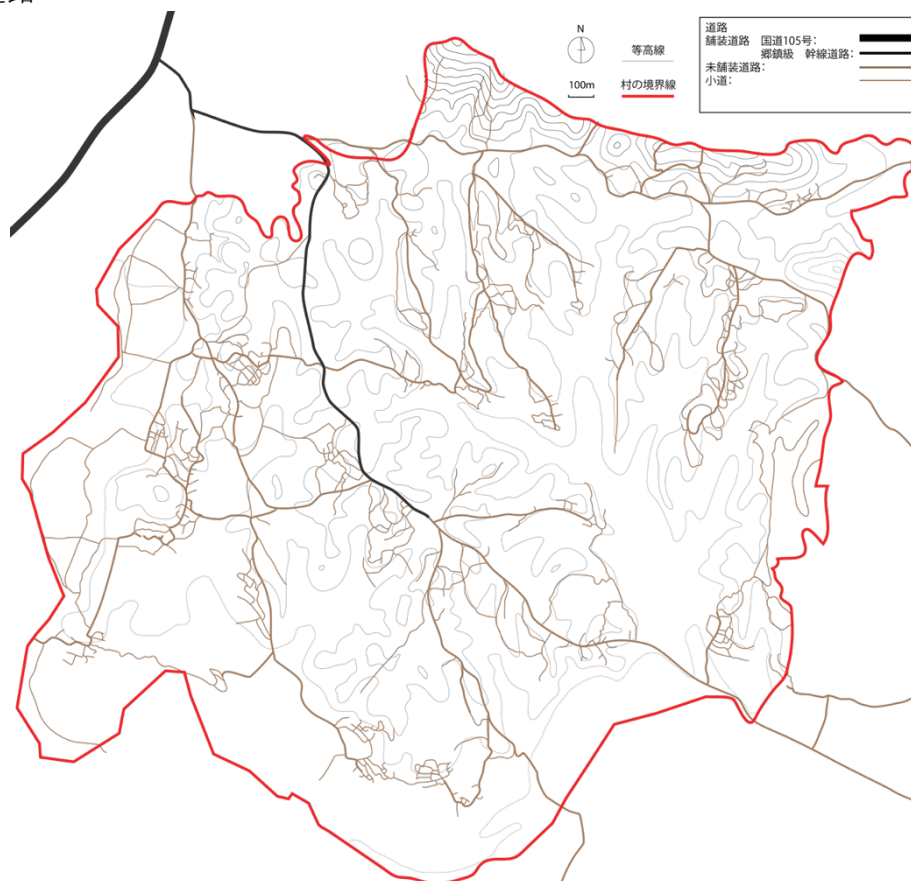


図 124: 地図(2008年、道路)

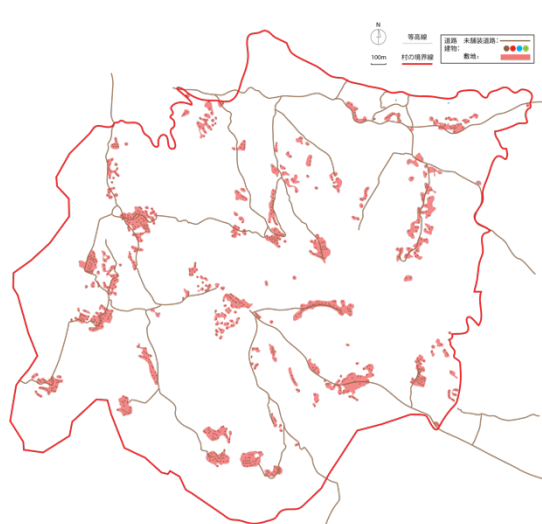


図 125:地図(2008年、舗装道路と自然村) 図 126:地図(2008年、未舗装道路と自然村)

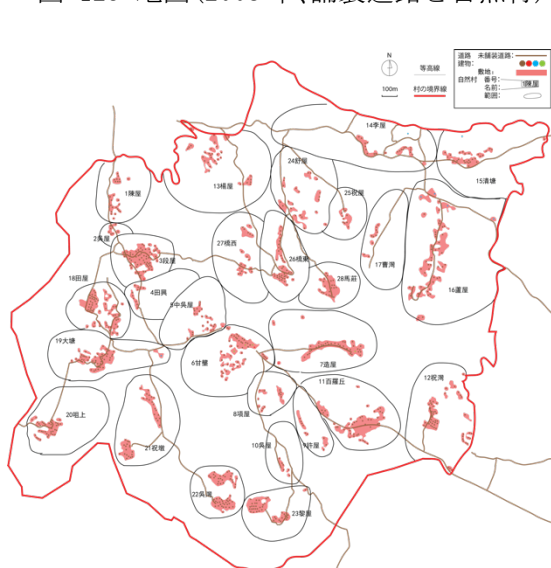


図 127:地図(2008年、未舗装道路と自然村2) 図 128:地図(2008年、小道と他の形態的要素)

表 32:各種道路の長さ割合(2008年)

	長さ(km)	割合(%)
(合計)	(70.3)	(100)
舗装道路	2.4	3
未舗装道路	27.1	39
小道	40.8	58

2018年と同じく、2008年、烽火村の道路は舗装道路、未舗装道路と小道の3種類がある。舗装道路としては、村を半分通貫する郷鎮級の幹線道路の一本しかなく、幅4.3mで、長さは2.4kmとなり、村の道路の全長の3%を占める。これは2008年から建設を始め、当時ちょうど途中まででき、28個の自然村のうち3個を通過した。2008年の各自然村の世帯数がないが、2018年の世帯数で、かつ一世帯あたりの人口を同じであるとすると、総人口の11%(910世帯のうち100)はその恩恵を受ける。

表 33:舗装道路が通過する自然村

番号	自然村	2018年の世帯数(世帯)

5	中呉屋	20
6	甘藷	34
13	楊屋	46

未舗装道路の長さは合計 27.1km で、道路の 39%を占める。これは自然村と自然村、そして自然村と村の幹線道路を繋ぐ。10 年前より幅がやや拡大したという。

小道の長さは合計 40.8km で、道路の 58%を占める。2018 年と同じく、小道は個人の住宅、畑などを繋ぐ。

研究手法について、舗装道路と未舗装道路は google earth の衛星写真と政府が第二回国土調査(2007~2009 年)で作った土地利用現状図を参考にした上、聞き調査で全部確認した。ただし、未舗装道路に関する資料は一致しないところがあり、信憑性は程々である。そして、小道は衛星写真を参考にしながら、一部だけ聞き調査で確認したため、信憑性はそれほど高くない。

表 34:2008 年道路の研究手法

	研究手法		信憑性
	聞き調査	文献調査	
舗装道路	全部	google earth の衛星写真+政府の地図(2007~2009 年の第二回国土調査で作った「土地利用現状図」)	高い
未舗装道路	全部		程々
小道	一部	google earth の衛星写真	低い

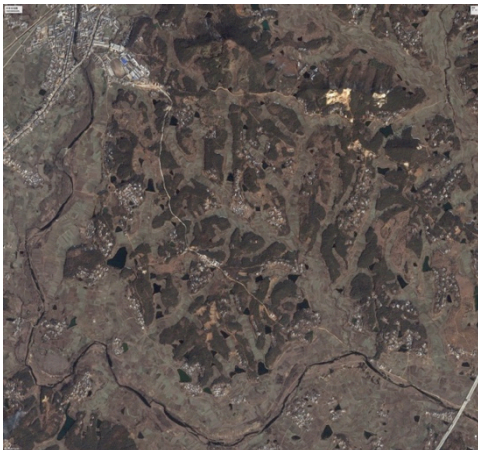


図 129:google earth の衛星写真(2008 年)

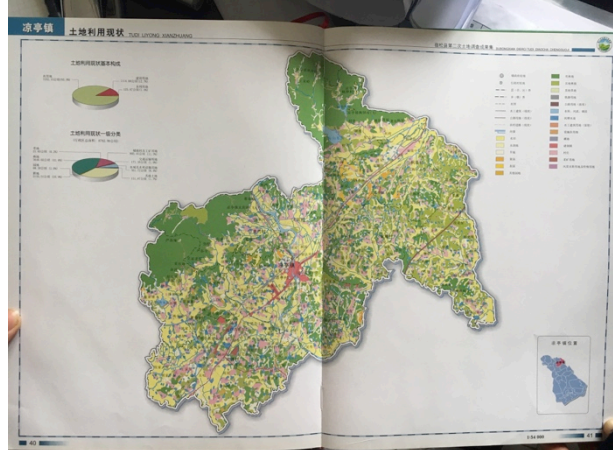
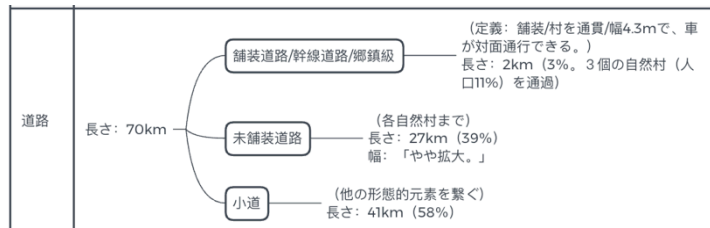


図 130:土地利用現状図

2018 年の道路の状況のまとめは以下になる。

表 35:道路のまとめ(2008 年)





## 2.2.2. 建物

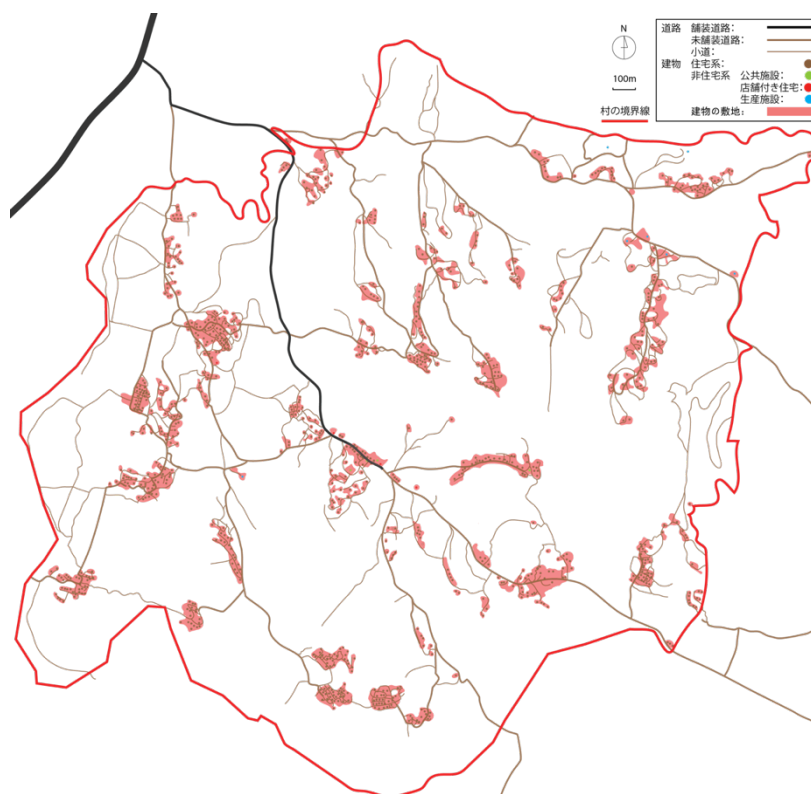


図 131:地図(2008年、建物)

2008年の建物の分類は2018年と同じである。利用状況について、住宅系を全て確認することは不可能なため、図の中では茶色となっているが、10年前より空家が増え、倒壊した住宅が現れたと聞き取り調査で分かった。非住宅系は全部使用中であるため●となっている。建物の敷地は合計0.448km<sup>2</sup>で、村の総面積の6%を占める。

下記表の通り、2008年、村には合計847個の建物があり、その98.2%(832個)は住宅である。残り15個の非住宅系のうち、公共施設、店舗付き住宅と生産施設はそれぞれ4、4と7個である。また、2008年の世帯数は802と言われるため、1世帯あたりに所有している住宅は1.04個となる。ただし、この世帯数は文献資料がなく、聞き取り調査で聞いたため、信憑性はほどほどであって参考までにする。また、10年前より新築は増えたという。

表 36:建物の数

		(個)	(%)
(建物合計)		(847)	(100)
住宅系		832	98.2
非住宅系	(合計)	(15)	(1.8)
	公共施設	4	0.5
	店舗付き住宅	4	0.5
	生産施設	7	0.8

住宅系建物の位置について、1/3(34%、286個)の住宅は舗装道路または未舗装道路の両側20m以内にあり、9%(71個)は幹線道路の両側20m以内に位置している。具体的には下記表の通りになる。10年前より幹線道路沿いに集まってきたと言われる。

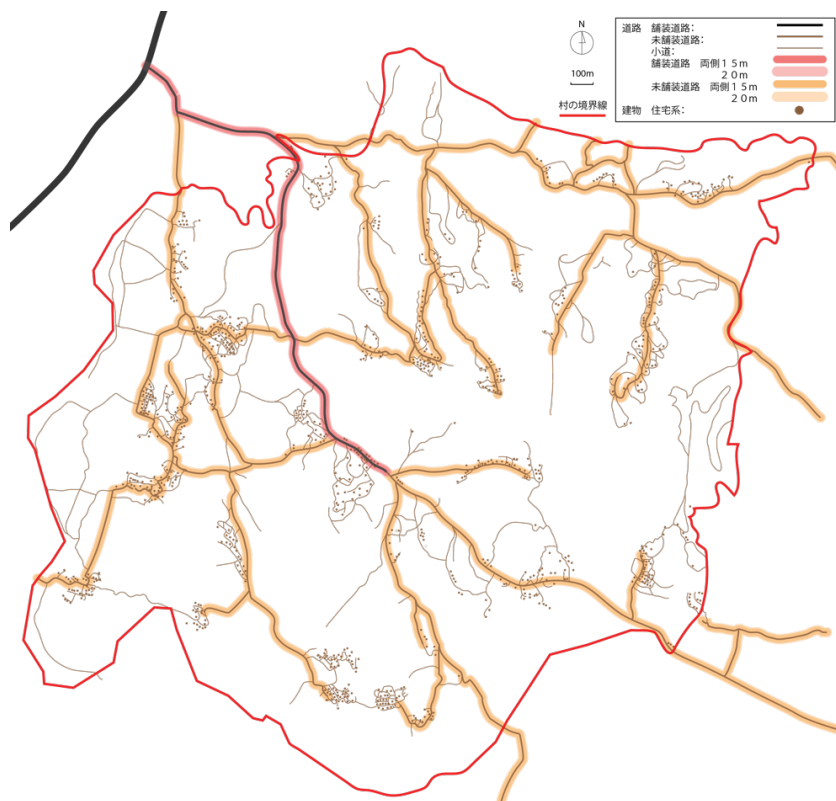


図 132:地図(2008年、道路両側の住宅系建物)

表 37:道路両側 20m 以内にある住宅系建物(2008年)

	(個数)	(%)
幹線道路	71	9
舗装道路+未舗装道路	286	34
(合計)	(832)	(100)

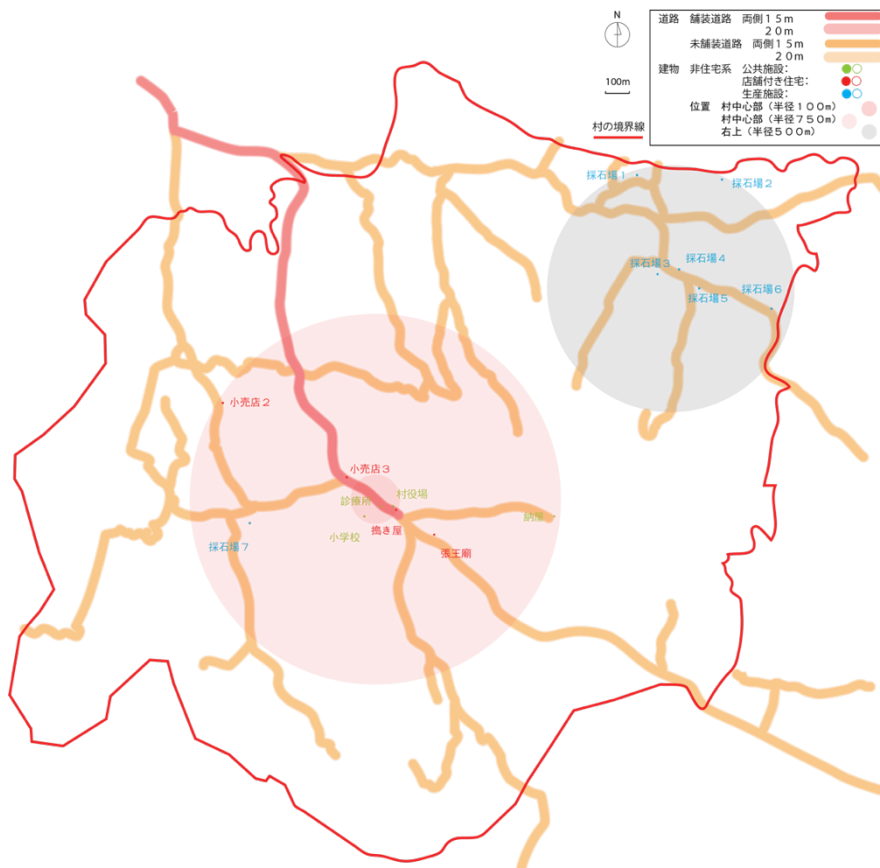


図 133:地図(2008年、非住宅系建物とその位置)

非住宅系建物について、公共施設は小学校、診療所、村役場、納屋の4個であり、納屋以外は政府が作った。店舗付き住宅は小売店2~3、搗き屋、張王廟の4個、生産施設は採石場1~7の7個がある。

非住宅系の位置については、半分強(53%)は舗装道路と未舗装道路の両側20m内にあり、住宅系の34%より大きい。公共施設のこの割合は半分で、診療所と村役場は20m以内にあり、小学校と納屋はそれ以外にあるが、道路に近い。店舗付き住宅は75%で一番高く、張王廟だけは20m以外にある。生産施設は半分弱で一番低いが、採石場2以外は割と道路に近い。

表 38:非住宅系建物の位置(2008年、舗装道路と未舗装道路の両側)

	(個)			割合
	合計	20m	他	20m
合計	15	8	7	53%
公共施設	4	2 (診療所、村役場)	2 (小学校、納屋)	50%
店舗付き住宅	4	3 (小売店2~3、搗き屋)	1 (張王廟)	75%
生産施設	7	3 (採石場4~6)	4 (採石場1~3+7)	43%

また、幹線道路の両側20m内にある非住宅は33%で、住宅の9%の3倍以上である。非住宅は住宅より幹線道路沿いに集中しているといえよう。詳しくは、公共施設は半分、店舗付き住宅は3/4幹線道路沿いにあり、生産施設はどれも幹線道路沿いにない。

表 39:非住宅系建物の位置(2008年、幹線道路の両側)

	(個)	割合

	合計	20m	20m
合計	15	5	33%
公共施設	4	2	50%
店舗付き住宅	4	3	75%
生産施設	7	0	0%

また、非住宅は中心 100、中心 750、右上にほぼ均等に分布されている。詳しくは、公共施設は全部中心部、特に中心 100 に集中し、店舗付き住宅は全部中心部、特に中心 750 に集中する。これに対して、生産施設はほぼ全部右上にある。

表 40: 非住宅系建物の位置 (2008 年、中心部/右上/その他)

(個)	公共施設	店舗付き住宅	生産施設	合計
中心 100	3(小学校、診療所、村役場)	1(搗き屋)		4
中心 750	1(納屋)	3(小売店 2~3、張王廟)	1(採石場 7)	5
右上			6(採石場 1~6)	6
その他				0

資料の信憑性について、衛星写真をもとに、政府の地図を参考にしながら、全ての非住宅系と一部の住宅系を聞き取り調査で状況を確認した。ただし、地図には建物の敷地の概な位置と形しかなく、建物の具体的な数など正確な文献資料は見つからなかったため、「基本信用できる」と言えるが、「信憑性は高い」とは言えない。

表 41: 2008 年建物の研究手法

		研究手法		信憑性
		聞き取り調査	文献調査	
建物	住宅系	一部	google earth の衛星写真+政府の地図(「土地利用現状図」)	基本信用できる
	非住宅系	全部		

まとめると、2008 年の建物の状況は以下のようになる。

表 42：建物のまとめ(2008年)

建物	数：847個 面積：0.448km <sup>2</sup> (6%)	住宅系	数：832個 (建物の98%)、1.04個/戸。「10年前より新築は増加」 利用状況：「10年前より空家が増え、倒壊した住宅が出現」 位置：道路沿いに1/3 (34%)、幹線道路沿いに9%。「10年前より幹線道路沿いに集まってきた」
		非住宅系	数：15個 利用状況：全部使用中 位置：道路沿い (53% > 住宅) + 幹線道路沿い (33% > 住宅) に集中、中心100/中心750/右上にほぼ均等 (4,5,6)
		公共施設	数：4個 内容：小学校、診療所、村役場、納屋 位置：半分道路沿い+半分幹線道路沿い+全部中心部 (特に中心100)
		店舗付き住宅	数：4個 内容：小売店2~3、搦き屋、張王廟 位置：3/4道路沿い+3/4幹線道路沿い+全部中心部 (特に中心750)
		生産施設	数：7個 内容：採石場1~7 位置：一部道路沿い (43%) + 幹線道路沿いに0+殆ど右上 (6/7)

2.2.3. 畑



図 134:地図(2008年、畑)

2008年、烽火村の畑の面積は合計 2.986km<sup>2</sup> で、村の総面積の 42%を占める。エビ養殖場として使われている田はなかった。10年前とほぼ変わらないという。

畑を保護する政策について、第二回国土調査によると、当時の烽火村で 80%の畑 (2.3821km<sup>2</sup>) は「基本的な農地」に指定された。

資料の信憑性について、google earth の衛星写真と第二回国土調査の成果「土地利用現状図」と「基本的な農地の図」を参考にした上、一部を聞き取り調査で確認したため、基本信用できる。

表 43:2008年畑の研究手法

研究手法		信憑性
聞き取り調査	文献調査	

畑	一部	google earth の衛星写真+政府の地図(第二回国土調査の「土地利用現状図」と「基本的な農地の図」)とデータ(基本的な農地の面積など)	基本信用できる
---	----	---	---------



図 135: 基本的な農地の図

#### 2.2.4. 森



図 136: 地図(2008年、森)

2008年、烽火村の森の面積は合計 2.699km<sup>2</sup> で、村の総面積の 38%を占める。10年前より生い茂るといふ。

資料の信憑性について、衛星写真と土地利用現状図をもとに、一部を聞き取り調査で確認したため、基本信用できる。

表 44: 2008年森の研究手法

	研究手法		信憑性
	聞き取り調査	文献調査	
森	一部	google earth の衛星写真+政府の地図(「土地利用現状図」)	基本信用できる

## 2.2.5. 水域

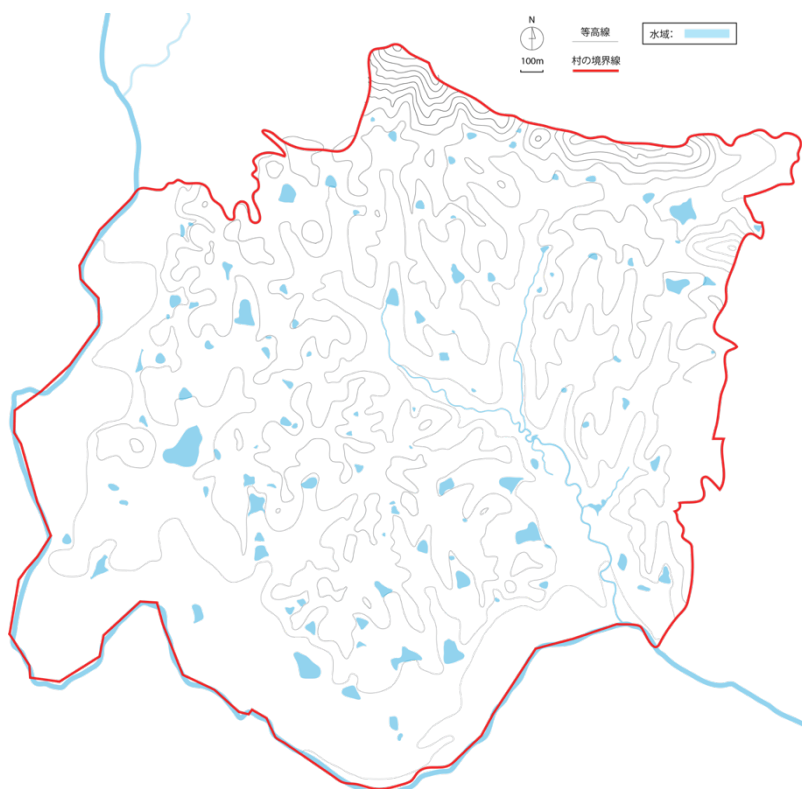


図 137:地図(2008年、水域)

2008年、烽火村の水域の面積は合計0.188km<sup>2</sup>で、村の総面積の3%となる。沼は108個ある。10年前とほぼ変わらないという。

資料の研究手法は森と同じである。信憑性は2018年と同じく、沼のはとても精確であるが、河川と溝渠は程々である。

表 45:2008年水域の研究手法

	研究手法		信憑性
	聞き取り調査	文献調査	
水域	一部	google earthの衛星写真+政府の地図(「土地利用現状図」)	程々

## 2.2.6. その他

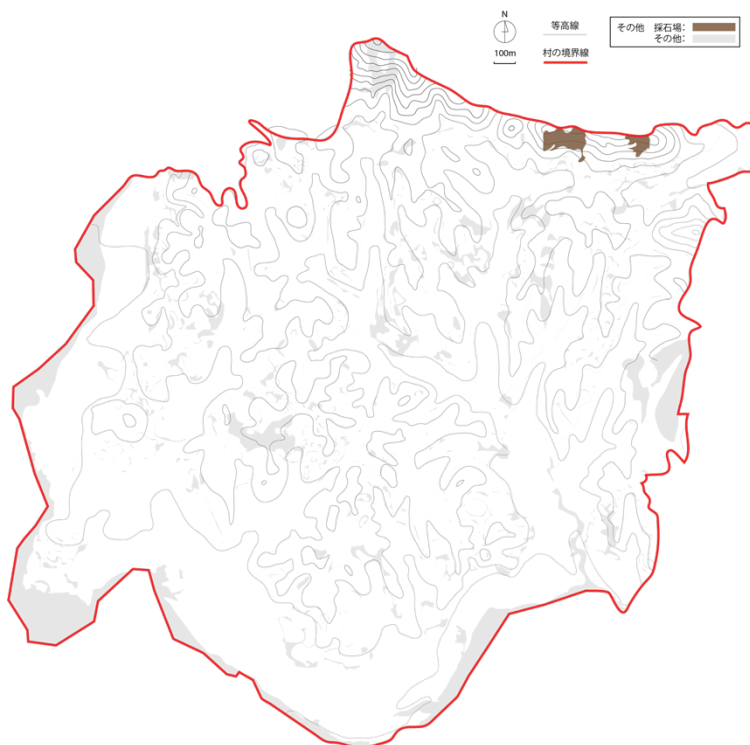


図 138: 地図(2008年、その他)

2008年の「その他」の面積は0.802km<sup>2</sup>で、村の総面積の11%である。そのうち、0.024km<sup>2</sup>で採石場である。

研究手法と資料の信憑性は水域と同じである。

表 46: 2008年その他の研究手法

	研究手法		信憑性
	聞き取り調査	文献調査	
その他	一部	google earthの衛星写真+政府の地図(「土地利用現状図」)	程々

## 2.3. 1998年

道路について、1998年村には舗装道路がなく、全部未舗装道路と小道である。また、10年前より道路の幅はやや拡大したと言われる。

住宅系建物について、新築を開始して10年前に比べて住宅の数が増え、同時に空家も増えた。位置について、10年前より元の居住地から広がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動したと言われる。

非住宅系建物は2008年とほぼ変わらず、合計15個ある。公共施設は小学校、診療所、村役場、納屋の4個、店舗付き住宅は小売店1~2、搗き屋、張王廟の4個、生産施設は採石場1~7の7個がある。これらも当時は全部使用中である。

非住宅系の位置について、2008年とほぼ同じく、33% (5個) は幹線道路の両側20m内にあり、中心100、中心750、右上にほぼ均等に分布されている。詳しくは、公共施設は半分、店舗付き住宅は3/4 幹線道路沿いにあり、生産施設はどれも幹線道路沿いにない。そして、公共施設は全部中心部、特に中心100に集中し、店舗付き住宅も全部中心部にある。これに対して、生産施設はほぼ全部右上にある。



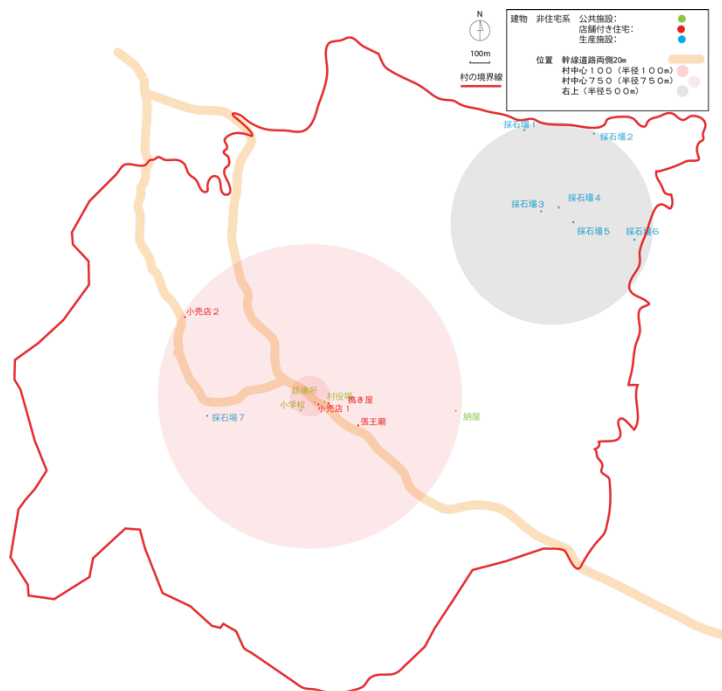


図 139: 地図(1998 年、非住宅系建物とその位置)

表 47: 非住宅系建物の位置(1998 年、幹線道路の両側)

	(個)		割合
	合計	20m	20m
合計	15	5	33%
公共施設	4	2	50%
店舗付き住宅	4	3	75%
生産施設	7	0	0%

表 48: 非住宅系建物の位置(1998 年)

(個)	公共施設	店舗付き住宅	生産施設	合計
中心 100	3(小学校、診療所、村役場)	2(小売店 1、搗き屋)		5
中心 750	1(納屋)	2(小売店 2、張王廟)	1(採石場 7)	4
右上			6(採石場 1~6)	6
その他				0

畑と水域は 10 年前とほぼ変わらない。森は生い茂る。その他には採石場がある。

1998 年は聞き取り調査をもとにした。非住宅系、住宅系のうちの自然村項屋、そして舗装道路がないことは信憑性が高く、ほかは大概な状況しかわからない。全体的には基本信用できる。

表 49: 1998 年の研究手法

		研究手法	信憑性
		聞き取り調査	
道路		一部	基本信用できる
建物	住宅系	一部(項屋)	
	非住宅系	全部	
畑		一部	

森	一部	
水域	一部	
その他	一部	

まとめは以下のようになる。

表 50：形態のまとめ(1998年)

道路	「舗装道路無し。幅がやや拡大。」	
建物	<p>住宅系</p> <p>数：「新築を開始して10年前より数が増加」          利用状況：「10年前より空家が増加」          位置：「10年前より元の居住地から広がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動」</p> <p>非住宅系</p> <p>数：15個          利用状況：全部使用中          位置：幹線道路沿いに33%+中心100/中心750/右上にほぼ均等 (5,4,6)</p> <p>公共施設</p> <p>数：4個          内容：小学校、診療所、村役場、納屋          位置：半分幹線道路沿い+全部中心部 (特に中心100)</p> <p>店舗付き住宅</p> <p>数：4個          内容：小売店1～2、搦き屋、張王廟          位置：3/4幹線道路沿い+全部中心部</p> <p>生産施設</p> <p>数：7個          内容：採石場1～7          位置：幹線道路沿いに0+殆ど右上 (6/7)</p>	
畑	「10年前とほぼ不変」	
森	「生い茂る」	
水域	「10年前とほぼ不変」	
その他	採石場がある	

#### 2.4. 1988年

1988年の道路は10年前より幅がやや拡大したと言われる。

住宅系建物は10年前とほぼ変わらないようである。

非住宅系建物は7個ある。公共施設は村役場、納屋と小学校の3個、店舗付き住宅には小売店1と搦き屋の2個、生産施設は採石場1と煉瓦窯の2個となる。これらは当時全部使用中である。位置について、全体的には幹線道路沿いに29% (2個) あり、かつほとんど中心部にある。特に中心100に集中している。詳しくは、公共施設と生産施設はどれも幹線道路沿いになく、店舗付き住宅は全部幹線道路沿いにある。そして、公共施設は全部中心部に、店舗付き住宅は全部中心100に、生産施設は中心100と右上にある。

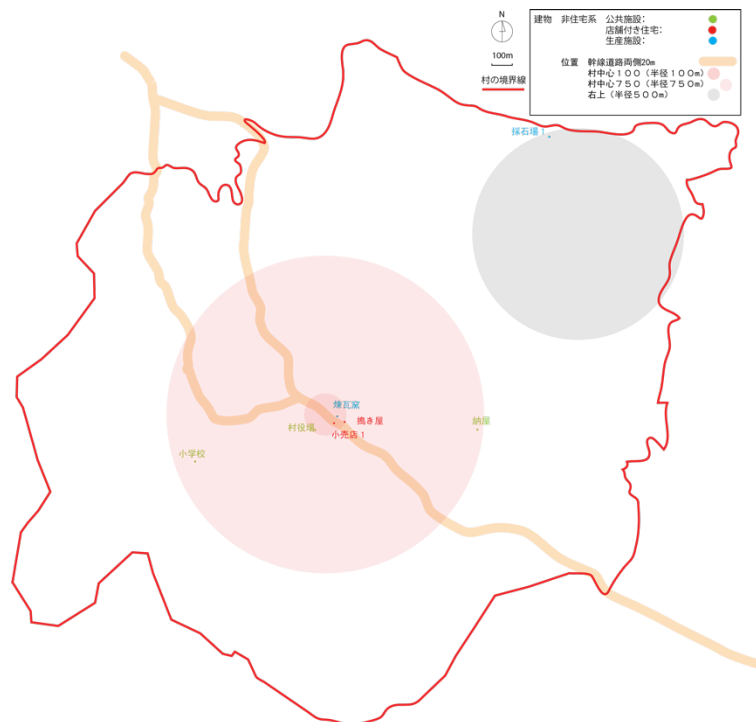


図 140:地図(1988年、非住宅系建物と位置)

表 51: 非住宅系建物の位置(1988年、幹線道路の両側)

	(個)		割合
	合計	20m	20m
合計	7	2	29%
公共施設	3	0	0%
店舗付き住宅	2	2	100%
生産施設	2	0	0%

表 52:非住宅系建物の位置(1988年、中心部/右上/その他)

(個)	公共施設	店舗付き住宅	生産施設	合計
中心 100	1(村役場)	2(小売店 1、搗き屋)	1(煉瓦窯)	4
中心 750	2(納屋、小学校)			2
右上			1(採石場 1)	1
その他				0

畑と水域は 10 年前とほぼ変わらない。森は生い茂る。

その他について、1988 年には採石場がない。

1988 年の研究手法と資料の信憑性は 1998 年と同じである。

まとめは以下ようになる。

表 53:形態のまとめ(1988年)

道路	「幅がやや拡大」
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅系 → 「10年前とほぼ不変」</li> <li>非住宅系 → 数: 7個 利用状況: 全部使用中 位置: 幹線道路沿いに29%+殆ど中心部(特に中心100) (6/7)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設 → 数: 3個 内容: 村役場、納屋、小学校 位置: 幹線道路沿いに0+全部中心部</li> <li>店舗付き住宅 → 数: 2個 内容: 小売店1、掛き屋 位置: 全部幹線道路沿い+全部中心部100</li> <li>生産施設 → 数: 2個 内容: 採石場1、煉瓦窯 位置: 幹線道路沿いに0+中心部100/右上</li> </ul>
畑	「10年前とほぼ不変」
森	「生い茂る」
水域	「10年前とほぼ不変」
その他	採石場がない

2.5. 1978年

非住宅系建物は3個あり、全部公共施設で、村役場、小学校と中学校の3個となる。全部中心部にあり、そのうち村役場は中心100、残り二つは中心750にある。どれも幹線道路の両側20m以内にはない。

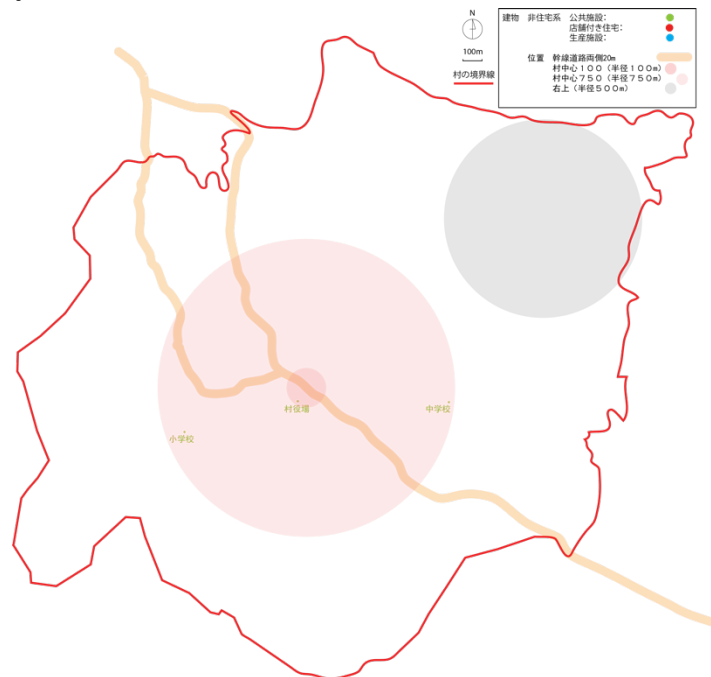


図 141:地図(1978年、非住宅系建物とその位置)

森について、村民は荒れた山に松を植えたようである。  
研究手法、資料の信憑性は1998年と同じである。

2.6. まとめ

年代、そして要素ごとの形態のまとめは下記のようになる。

表 54:烽火村の形態のまとめ



### 3. 形態的変遷、出来事

今までは1978、1988、1998、2008と2018年の烽火村の形態を明らかにしたが、10年前後の形態を比較すれば、この4つの10年間における村の形態的変遷がわかる。

#### 3.1. 2008～2018年

##### 3.1.1. 道路

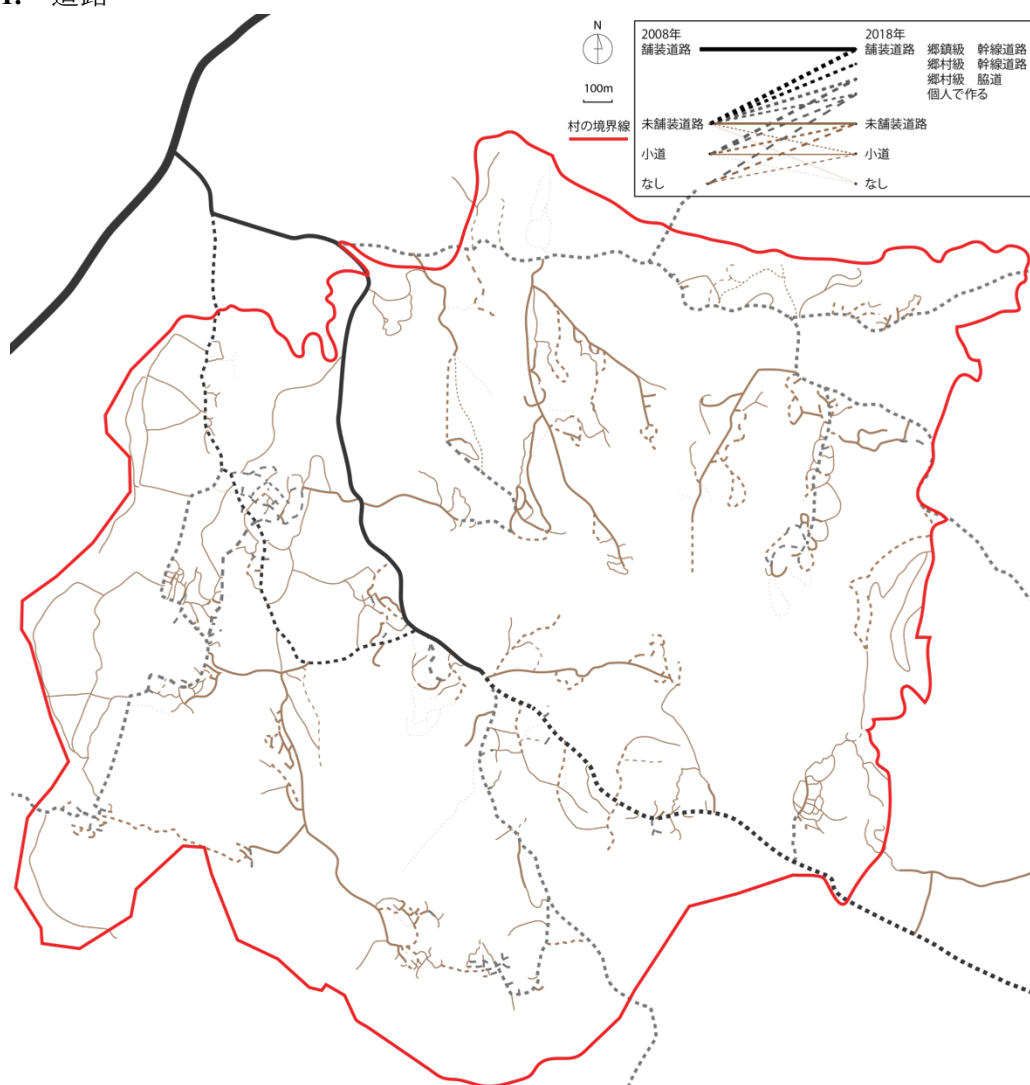


図 142:地図(2008～2018年、道路の変遷)

2008～2018年における道路の変遷は上記の図になる。

全長は70から69kmへとほぼ変わらないが、内訳は「大半が小道(58%)、1/3強は未舗装道路(39%)、僅かな舗装道路(3%)」から「約1/3ずつ」に変わった。

各種道路について、2008年と比べて、舗装道路は738%(18km)激増した。そのうち、幹線道路と脇道は合計619%(15km)激増した。恵まれる自然村は3個から20個へと、人口は11%から70%へと増えた。また、未舗装道路は21%(6km)とやや減少し、小道は33%(14km)減少した。具体的には、舗装道路は増加ばかりだが、未舗装道路は35%(10km)増加して57%(15km)減少

し、小道は6%(2km)増加して39%(16km)減った。

各種道路の間の転換について、増えた幹線道路や脇道の殆ど(93%)は元々未舗装道路である。それに対して、個人でつくる舗装道路は殆ど(80%)小道に由来する。増えた未舗装道路は殆ど(89%)小道から転換し、減った未舗装道路は幹線道路や脇道になる(91%)。増えた小道のうち、6割(61%)は元々道路ではなく、4割(39%)は未舗装道路であった。そして減った小道のうち、半分(53%)は未舗装道路になり、1/4(26%)は消える。

表 55:道路全体(2008~2018年)

	2008年		2018年	
	長さ(m)	割合(%)	長さ(m)	割合(%)
(合計)	70296	100	68874	100
舗装道路	2423	3	20311	29
未舗装道路	27113	39	21394	31
小道	40761	58	27169	39

表 56:各種道路の変遷(2008~2018年)

	長さ(m)		変化(m)				変化(2008年比)				
	2008年	2018年	不変	増加	減少	結果	不変	増加	減少	結果	
(合計)	70296	68874	38888	29987	31408	-1421	55%	43%	45%	-2%	
舗装道路	(合計)	2423	20311	2423	17888	0	17888	100%	738%	0%	738%
	(幹線道路+脇道)	2423	17423	2423	15000	0	15000	100%	619%	0%	619%
	郷鎮級:幹線道路	2423	4789	2423	2366	0	2366	100%	98%	0%	98%
	郷村級:幹線道路	0	2056	0	2056	0	2056				
	郷村級:脇道	0	10578	0	10578	0	10578				
個人で作る	0	2888	0	2888	0	2888					
未舗装道路	27113	21394	11789	9606	15324	-5718	43%	35%	57%	-21%	
小道	40761	27169	24676	2493	16085	-13592	61%	6%	39%	-33%	

表 57:各種道路の間の転換(2008年、変わった分)

2008年	2018年	長さ(m)	割合
未舗装道路	(合計)	15325	100%
	舗装道路(幹線道路、脇道)	14014	91%
	舗装道路(個人で作る)	254	2%
	小道	972	6%
	なし	85	1%
小道	(合計)	16085	100%
	舗装道路(幹線道路、脇道)	986	6%
	舗装道路(個人で作る)	2310	14%
	未舗装道路	8592	53%
	なし	4197	26%
なし	(合計)	2859	100%

	舗装道路(個人で作る)	324	11%
	未舗装道路	1014	35%
	小道	1521	53%

表 58:各種道路の間の転換(2018年、変わった分)

2008年	2018年	長さ(m)	割合
(合計)	舗装道路(幹線道路、脇道)	15000	100%
未舗装道路		14014	93%
小道		986	7%
(合計)	舗装道路(個人で作る)	2888	100%
未舗装道路		254	9%
小道		2310	80%
なし		324	11%
(合計)	未舗装道路	9606	100%
小道		8592	89%
なし		1014	11%
(合計)	小道	2493	100%
未舗装道路		972	39%
なし		1521	61%
(合計)	なし	4282	100%
未舗装道路		85	2%
小道		4197	98%

他に、郷鎮級の幹線道路の幅は4.3mから5mへと拡げられた。

また、ガードレール、街路灯、街路樹などの道路施設と橋は整備され、普通の自動車の使用が増えた。

よって、2008～2018年における道路の変遷は以下のようにまとめる。

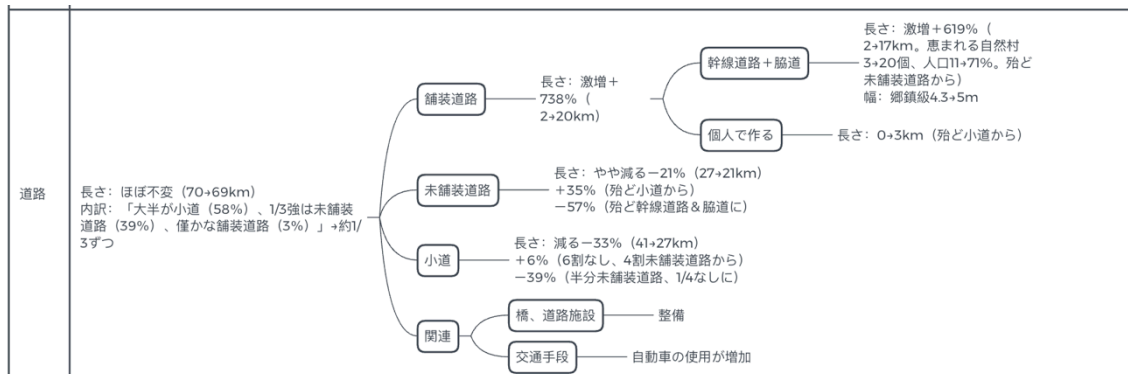


図 143:道路の変遷 (2008～2018年)

上記の変遷を出来事にまとめると、舗装道路の整備(幅の拡大も含む)がある。ただし、これは政府が関与する幹線道路と脇道の整備と、個人で作る舗装道路の整備の2種類がある。そして、未舗装道路が小道になることと未舗装道路や小道が消えることは「道路の長さや幅が減る」に、小道が未舗装道路になることと未舗装道路や小道が新たにできることは



「道路の長さや幅が増える」にまとめることができる。

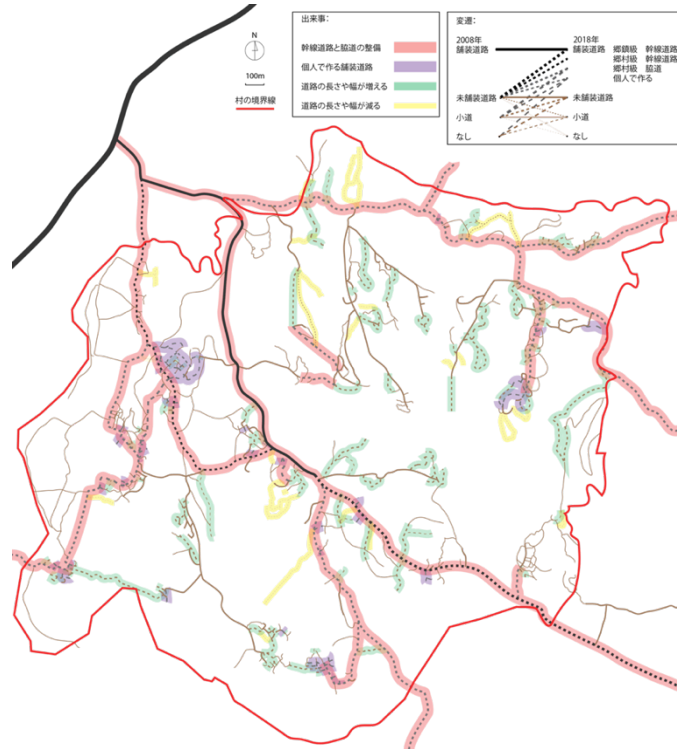


図 144: 地図(2008~2018年、道路に関連する出来事)

よって、道路とそれに関連する変遷は以下の出来事にまとめられる。そのうち、明らかに政府が関与する出来事は【】内に入れる。また、「+」「-」とは道路の幅や長さの増減を表す。

そして、「関連」とは「自動車の使用の増加」など、地図上ではわからないが、形態的要素と関連する変遷である。全ての形態的要素と関わる変遷があるため、要素ごとではなく、まとめて整理する。ここで「橋、道路施設の整備」は後記の水域の所の「水の関連施設の整備」とまとめる。

表 59: 道路の出来事 (2008~2018年)

道路	+	1	【舗装道路の整備（幹線道路と脇道）：2→17km(+619%)、一部幅 4.3→5m】
		2	舗装道路の整備（個人で作る）：0→3km
		3	道路の長さや幅が増加：3→11km(小道→未舗装道路、なし→小道/未舗装道路)
	-	4	【舗装道路の整備（幹線道路と脇道）：2→17km(+619%)、一部幅 4.3→5m】
関連	a	【橋、道路施設や水の関連施設（護岸、ガードレール、井戸）の整備】	
	b	自動車の使用の増加	

### 3.1.2. 建物

2008年に比べて、2018年建物の数は15%(129個)増え、敷地面積は12%(0.053km<sup>2</sup>)減った。詳しくは、数は34%(286個)増加して19%(159個)減少し、面積は42%(0.187km<sup>2</sup>)増加して54%(0.240km<sup>2</sup>)減った。そして、非住宅系の割合は1.8%から2.8%に増えた。

表 60: 建物の変遷(2008~2018年)

	2008年	2018年	変化	変化(2008年比)
面積(km <sup>2</sup> )	0.448	0.395	-0.053	-12%

数(個)	847	976	129	15%
非住宅系の割合(%)	1.8	2.8	1	56%

表 61：建物の数の変化（2008～2018年）

	2008年	2018年	変化				変化(2008年比)			
			不変	増加	減少	結果	不変	増加	減少	結果
数(個)	847	976	688	286	159	129	81%	34%	19%	15%
面積(km <sup>2</sup> )	0.448	0.395	0.208	0.187	0.240	-0.053	46%	42%	54%	-12%

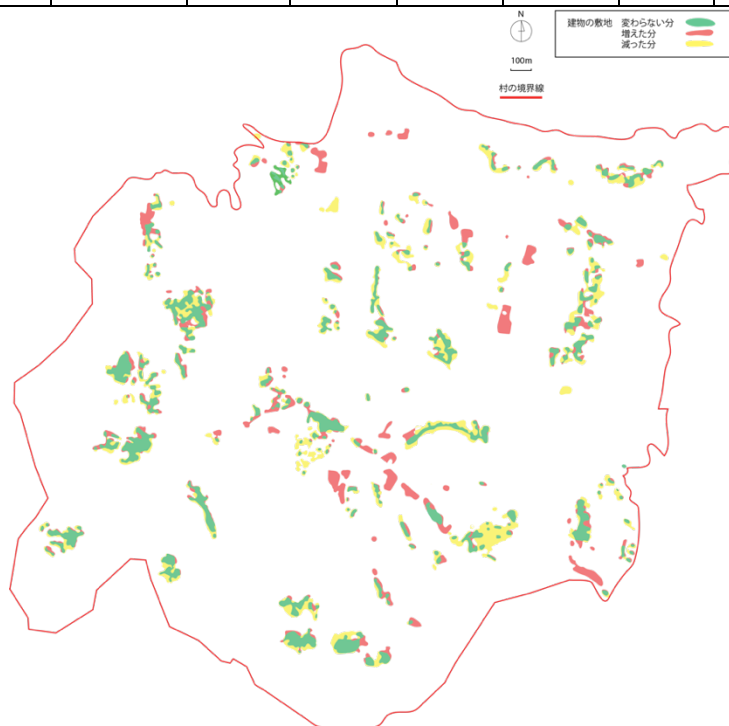


図 145：地図(2008～2018年、建物の敷地の変遷)

住宅系建物は2008年に比べて1/3(33%、275個)新築して1/5(19%、158個)消え、その結果832から949個へと14%(117個)増えた。ただし、1戸あたりに所有している住宅は1.04個で変わらなかった。また、新築の中には公営住宅がある。

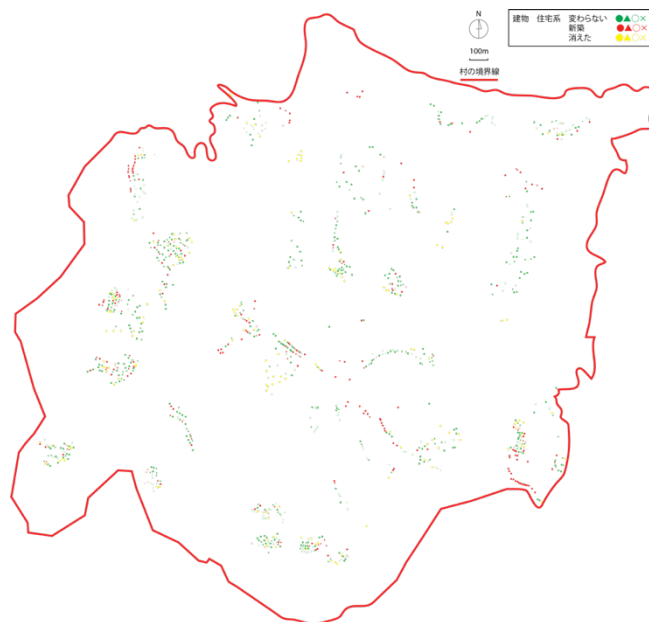


図 146: 地図(2008~2018年、住宅系建物の変遷)

表 62: 住宅系建物の変遷(2008~2018年)

数(個)		変化(個)				変化(2008年比)			
2008年	2018年	不変	増加	減少	結果	不変	増加	減少	結果
832	949	674	275	158	117	81%	33%	19%	14%

住宅の利用状況について、2008年の村全体の詳しいデータはないが、この10年間において、空家化が進み、倒壊した住宅が増加したという。その結果、2018年に常に人が住んでいる住宅は半分のみで、約1/4は空家になりまたは倒壊した。

住宅の位置について、舗装道路または未舗装道路の両側20m以内に位置する住宅の割合は1/3(34%)から77%へと急増し、幹線道路のこの割合は9%から15%へと増加した。よって、道路沿い、幹線道路沿いに集まってきたといえよう。また、道路に近い人は道路沿いに移動し、遠い方は現地で建替えることが多いと言われる。

例えば、自然村項屋(6.1)では、元々あった15つの住宅の上で、10年間で合計3つの新築があり、すべて道路沿いにある。同時に、5つの住宅は空家化(▲)し、3つの建物は空家になった。

表 63: 道路両側20m以内にある住宅系建物の変遷(2008~2018年)

	2008年		2018年	
	(個)	割合	(個)	割合
合計	832	100%	949	100%
幹線道路	71	9%	142	15%
舗装道路+未舗装道路	286	34%	733	77%

非住宅系はこの10年間において80%急増した(15→27個)。具体的には、19個増加して7個減少し、そして2個移動して1個内容が変わった。

公共施設は4から6個に増加した。具体的には、3個増えて(五猖廟、霊園とスポーツ施設)1個消え(小学校)、そして2個移動した(村役場と診療所)。

店舗付き住宅は4から7個に増加した。麻雀店、小売店4と羊肉売り場の3個は増えた。

生産施設は7から14個に倍増した。具体的には、13個増えて(ウサギ農場、養豚場、

養牛場 1～2、羊牧場 1～4、養鶏場 1～4 と製砂工場)、6 個消え (採石場 1～6)、1 つ内容が変わった (採石場 7 が飼料工場になった)。

利用状況について、2008 年に全ての非住宅系は使用中であるが、2018 年に 27 個のうちの 5 個は使用されていない。

表 64：非住宅系建物の変遷(2008～2018 年)

	数(個)		変化(個)					結果
	2008	2018	不変	増加	減少	移動	内容が変化	
(合計)	15	27	5	19	7	2	1	12
公共施設	4	6	1	3	1	2	0	2
店舗付き住宅	4	7	4	3	0	0	0	3
生産施設	7	14	0	13	6	0	1	7

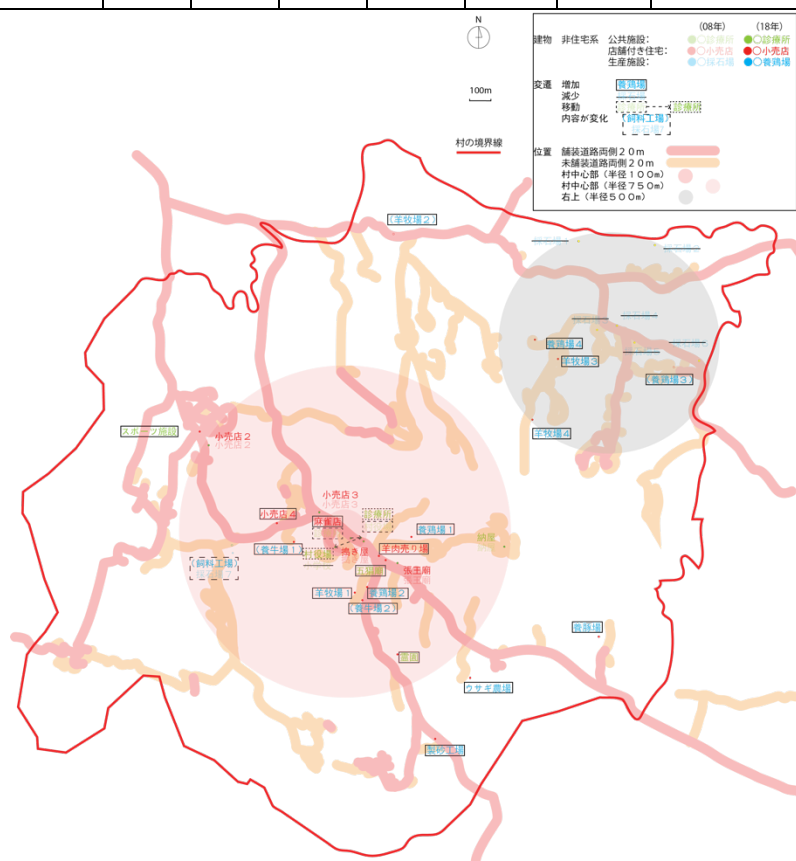


図 147:地図(2008～2018 年、非住宅系建物の変遷)

表 65：非住宅系建物の具体的な変遷(2008～2018年)

位置	2008年			変遷	2018年		
	公共施設	店舗付き住宅	生産施設		公共施設	店舗付き住宅	生産施設
中心100	小学校	摺き屋		減少 不变 移動+増加 移動	村役場	麻雀店	
	診療所				診療所		
中心750	納屋			不变 不变 不变 内容が変化 不变	...		
	張王廟				...		
	小売店2				...		
	採石場7				(飼料工場)		
	小売店3				...		
				増加 増加 増加 増加 増加 増加 増加 増加	+五聖廟 +霊園 +小売店4 +羊肉売り場		
						+養鶏場1 +養鶏場2 (+養牛場1) (+養牛場2) +羊牧場1	
右上			採石場1 採石場2 採石場3 採石場4 採石場5 採石場6	減少 減少 減少 減少 減少 減少			
				増加 増加 増加 増加 増加			+ (養鶏場3) +養鶏場4 +羊牧場3 +羊牧場4
その他				増加 増加 増加 増加	+スポーツ施設		
							+ウサギ農場 +養豚場 +(羊牧場2) +製砂工場

非住宅系の位置について、舗装道路または未舗装道路の両側 20m 以内の非住宅の割合は 53%から 78%に増え、幹線道路の両側 20m 以内の非住宅の割合は 33%から 37%に増えた。住宅系のこのデータはそれぞれ 34%と 77%、そして 9%と 15%である。つまり、両方道路・幹線道路沿いに集まってきて、かつ 2018 年に非住宅は住宅より道路・幹線道路沿いにあるが、2008 年の時には元々道路・幹線道路沿いにあったため、この 10 年間の増加した分は非住宅より住宅の方が多い。また、中心 750 とその他の非住宅が激増し、「中心 100、中心 750 と右上にほぼ均等に分布する」から中心部に集中するようになった。

詳しくは、公共施設は半分道路沿いから殆ど (83%) 道路沿いになり、半分幹線道路のままであり、そして全部中心部から殆ど中心部が変わり、重心もやや中心 100 から中心 750 に移した。店舗付き住宅の道路沿い・幹線道路沿いにある割合はどちらも 3/4 から 100%に変わった、そして全部中心部 (特に中心 750) のままである。生産施設は中心 750 とその他が激増し、右上に集中する状態から「中心 750、右上、その他にほぼ均等に分布する」ようになった。生産施設は道路沿いの割合は 43%から 64%に増加し、幹線道路沿いの割合は 0 のままで、そして殆ど右上から中心 750、右上、その他にほぼ均等に分布されるようになった。

表 66：非住宅系建物の位置の変遷(2008～2018年、舗装道路と未舗装道路の両側)

舗装道路+未舗装道路	2008年				2018年			
	(個)			割合	(個)			割合
	合計	20m	他	20m	合計	20m	他	20m
合計	15	8	7	53%	27	21	6	78%
公共施設	4	2	2	50%	6	5	1	83%
店舗付き住宅	4	3	1	75%	7	7	0	100%
生産施設	7	3	4	43%	14	9	5	64%

表 67：非住宅系建物の位置の変遷(2008～2018年、幹線道路の両側)

幹線道路	2008年		2018年	
	(個)	割合	(個)	割合

	合計	20m	20m	合計	20m	20m
合計	15	5	33%	27	10	37%
公共施設	4	2	50%	6	3	50%
店舗付き住宅	4	3	75%	7	7	100%
生産施設	7	0	0%	14	0	0%

表 68：非住宅系建物の位置(2008～2018年)

(個)	公共施設		店舗付き住宅		生産施設		合計	
	2008	2018	2008	2018	2008	2018	2008	2018
中心 100	3	2	1	2			4	4
中心 750	1	3	3	5	1	6	5	14
右上					6	4	6	4
その他		1				4		5

そして、建物の構造は組積造から架構式構造への、材料は土の煉瓦から焼成煉瓦を経てRCへの変遷が見える。階数は増え、間口はより広くなってきた(道路沿いの狭いまだが、そうでないのは大きくなった)。庭に複数の住宅があることや、繋がっている住宅などはこの10年の間に現れた。また、住宅の建替があるが、政府はそのうちの危険家屋の改修に関与する。住宅の所有の登録の一部として、門標の発行は進んだという。

よって、2008～2018年における建物の変遷は以下のようにまとめる。

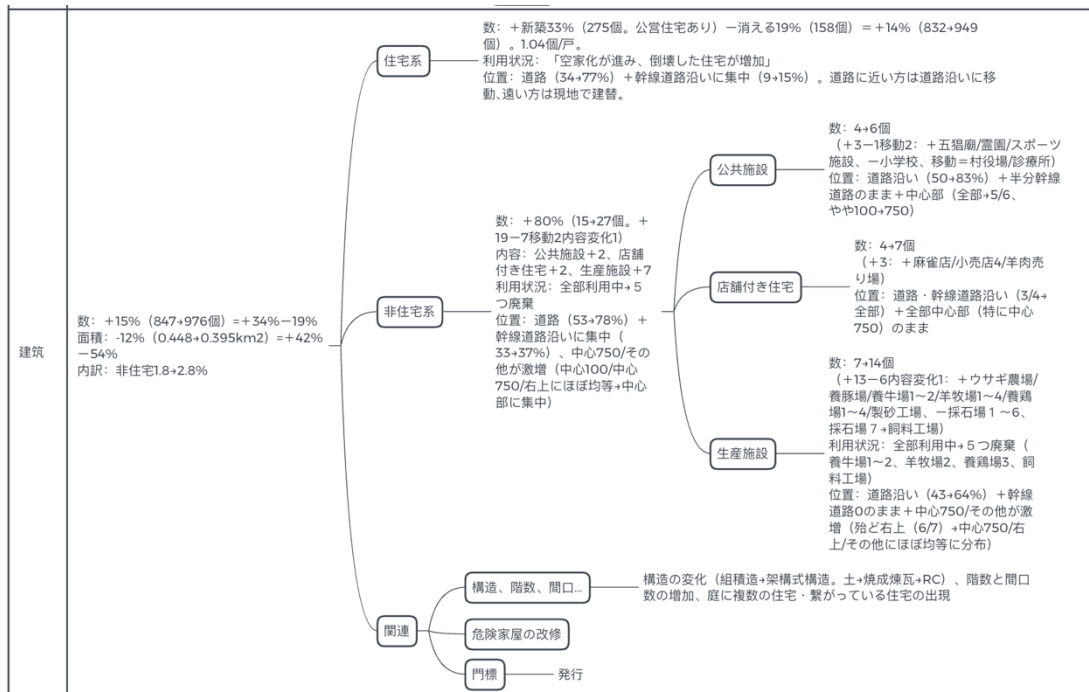


図 148：建物の変遷(2008～2018年)

上記の変遷を出来事にまとめる。ただし、「+」「-」とは建物と占める土地の面積の増減、そして建物の使用や廃棄などを表す。建替の中で建物の面積が増えたことも減ったこともあるため、「建替」は「+」と「-」両方に入る。そして、門標の発行は住宅の所有の登録の一部で、ひいては土地など他の不動産に関わる諸権利の確認と関わるため、ここでは「不動産(土地(畑・森・水域)・建物など)に関わる諸権利の確認」に分類する。公営住宅の新築と危険家屋の改修は政府の同じプロジェクトに属するため、一箇所にまとめる。また、ある形態的要素の面積の増減は必ず他の要素の面積の増減とつながるが、積極的に関与する方で検討する。例えば、建物の面積の増加は「新築/一部の建替」、面積の減少は

「退宅還耕」、「退宅還耕+森を商品作物の畑」と「建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄」の3つの出来事に関与する。「新築/一部の建替」と「建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄」の中で、村民が建物を新築・建て替え、あるいは廃棄・壊した結果、他の元素の面積が減少・増加するため、積極的に関与するのは建物で、出来事は建物のところで検討する。それに対し、「退宅還耕」と「退宅還耕+森を商品作物の畑」は政府のプロジェクトで、前者は廃棄された建物（周りの森も含めて）を壊して畑にし、後者はその上で畑（周りの「その他」も含めて）に商品作物を栽培するため、積極的に関与するのは畑の方で、畑のところに置く。

表 69: 建物の出来事 (2008~2018年)

建物	+	5	新築/一部の建替 (面積+42%、0.187km <sup>2</sup> 。畑/森/他→建物)	5-1	住宅: 新築 (33%、275個) / 一部の建替	5-1-1	普通の新築/一部の建替
						5-1-2	【住宅: 公営住宅の新築・危険家屋の改修】
				5-2	非住宅: 増加 (127%、19個)	5-2-1	【非住宅: +公共施設2個 (霊園 (中心750)、スポーツ施設 (幹線道路/その他))】
						5-2-2	非住宅: +公共施設1個 (五猖廟 (幹線道路/中心750))
						5-2-3	非住宅: +店舗付き住宅3個 (麻雀店 (幹線道路/中心100)、小売店4 (幹線道路/中心750)、羊肉売り場 (幹線道路/中心750))
	5-2-4	非住宅: +生産施設13個 (養殖場12個 (鶏4牛2羊4兎1豚1) (道路7個。中心750*5個、右上4個、その他3個。)、製砂工場 (道路/その					
	-	6	建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄 (面積-54%、0.240km <sup>2</sup> 。建物→森/畑/他)	6-1	住宅: 消失 (19%、158個) / 「空家化が進み、倒壊した住宅が増加」 (→空家化 (○18年の16%、149個) / 倒壊 (×18年の9%、82個)) / 一部の建		
				6-2	非住宅: 消失 (47%、7個) / 廃棄 (18年の19%、5個)	6-2-1	【非住宅: 一公共施設1個 (小学校 (道路/中心100))】
						6-2-2	非住宅: 一生産施設6個 (採石場1~6 (道路4個。右上6個))
			6-2-3	非住宅: 廃棄*生産施設5個 (養牛場1 (道路/中心750) ~2 (道路/中心750)、羊牧場2 (道路/その他)、養鶏場3 (道路/右上)、飼料工場 (道路/中心750))			
位置	7	住宅: 道路 (34→77%)、幹線道路沿いに集中 (9→15%)。道路に近い方は道路沿いに移動、遠い方は現地で建替。					
	8	【非住宅: 移動*公共施設2個 (診療所 (幹線道路/中心100)、村役場 (幹線道路/中心100→道路/中心100))】					
他	9	非住宅: 内容が変化*生産施設1個 (採石場7→飼料工場 (道路/中心750))					
関連	c	建物の構造の変化 (組積造→架構式構造。土→焼成煉瓦→RC)、階数と間口数の増加、庭に複数の住宅・繋がっている住宅の出現など					
	d	【不動産 (土地 (畑・森・水域)・建物など) に関わる諸権利の確認: 門標の発行、土地の所有と使用の証書など】					

### 3.1.3. 畑・森・水域・その他

2008~2018年の間に、畑の面積は12% (0.361km<sup>2</sup>) 増加して19% (0.562km<sup>2</sup>) 減少した。結果として2.986から2.784km<sup>2</sup>へと7% (0.202km<sup>2</sup>) 微減し、村の総面積の42%から39%になった。

森の面積は44% (1.188km<sup>2</sup>) 増加して14% (0.371km<sup>2</sup>) 減少した。結果として2.699から3.515km<sup>2</sup>へと30% (0.816km<sup>2</sup>) 増加し、村の総面積の38%から49%に増えた。

水域の面積は19% (0.037km<sup>2</sup>) 増加して4% (0.008km<sup>2</sup>) 減少した。結果として0.188から0.217km<sup>2</sup>へと15% (0.029km<sup>2</sup>) 微増し、村の総面積の3%のままである。

「その他」の面積は9% (0.075km<sup>2</sup>) 増加して83% (0.665km<sup>2</sup>) 減少した。結果として0.802から0.213km<sup>2</sup>へと73% (0.589km<sup>2</sup>) 激減し、村の総面積の11%から3%に減った。

表 70 : 建物・畑・森・水域・その他の面積の変遷(2008～2018年)

	2008年		2018年		変化 (km <sup>2</sup> )				変化(2008年比)			
	(km <sup>2</sup> )	割合	(km <sup>2</sup> )	割合	不変	増加	減少	結果	不変	増加	減少	結果
合計	7.123	100%	7.123	100%								
畑	2.986	42%	2.784	39%	2.424	0.361	0.562	-0.202	81%	12%	19%	-7%
森	2.699	38%	3.515	49%	2.327	1.188	0.371	0.816	86%	44%	14%	30%
水域	0.188	3%	0.217	3%	0.180	0.037	0.008	0.029	96%	19%	4%	15%
その他	0.802	11%	0.213	3%	0.138	0.075	0.665	-0.589	17%	9%	83%	-73%

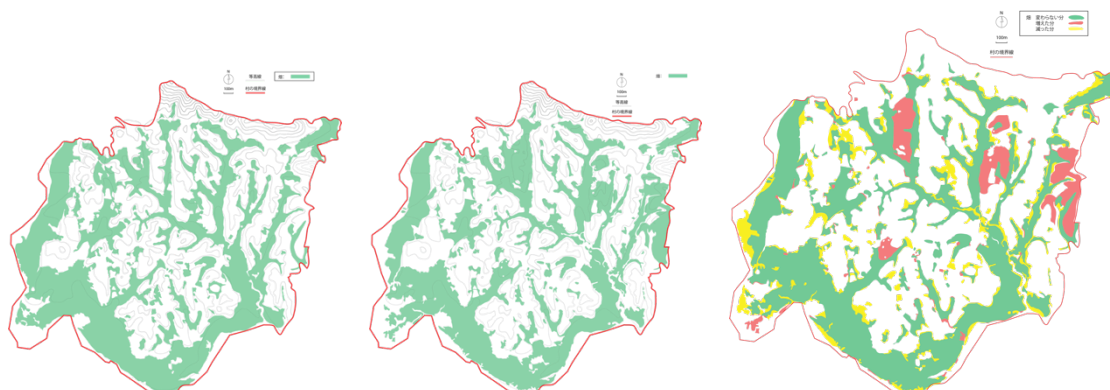


図 134:地図(2008年、畑) 図 91:地図(2018年、畑) 図 149 : 地図(2008～2018年畑)



図 136:地図(2008年、森) 図 103:地図(2018年、森) 図 150 : 地図(2008～2018年森)



図 110:地図(2018年、水域) 図 137:地図(2008年、水域) 図 151 : 地図(2008～2018年水域)

これからは異なる要素間の転換を要素ごとに説明する。

畑の面積の増加は「退宅還耕」、「森を商品作物の畑」、「退宅還耕+森を商品作物の畑」と「開墾がある」。前の3つは建物のところで説明したが、それ以外の畑の面積の増加は



「開墾」にまとめる。開墾された土地は元々森または「その他」である。畑の面積の減少について、「新築/一部の建替」、「保安林」と「沼が拡大/増える」は他の元素のところで説明し、それ以外は「畑が荒れる」にまとめる。畑は荒れて森や「その他」になる。

森の面積の増加は「保安林」、「建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄」、「畑が荒れる」、「沼が縮小/消える」、「採石場が消えて→森」と「森が茂る」の6つがある。「保安林」とは畑と「その他」を保安林にすることで、これと「森が茂る」の2つのみは森が積極的に関与し、他は全部他の元素のところで説明する。「森が茂る」は前の5つ以外の森の面積の増加である。森の面積の減少は「新築/一部の建替」、「退宅還耕」、「森を商品作物の畑」、「退宅還耕+森を商品作物の畑」、「開墾」、「沼が拡大/増える」と「森が衰退」の7つがある。前の6つは他の元素のところで説明し、他の面積の減少は「森が衰退」にする。

水域の面積の増減について、基本沼の面積の増減だが、「沼が拡大/増える」と「沼が縮小/消える」の2つがある。具体的に、沼は4個新たにできて5個消え、28個は面積が拡大して12個は縮小した。

「その他」の面積の増加は「建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄」、「畑が荒れる」と「森が衰退」の3つで、全部他の元素が積極的に関与する。面積の減少は「採石場が消えて→森」、「新築/一部の建替」、「森を商品作物の畑」、「退宅還耕+森を商品作物の畑」、「開墾」、「保安林」、「森が茂る」と「沼が拡大/増える」の8つのため、「採石場が消えて→森」のみ「その他」が積極的に関与する。ちなみに、採石場は建物の中にもあるが、ここは建物のない採石場である。

割合でいうと、新築・建替で増えた建物の面積は半分その他、39%は森に由来する。増えた畑のうち、合計82%は政府が関与する「森を商品作物の畑」と「退宅還耕」という2つのプロジェクトのおかげで、残り18%は村民に開墾された。ただし、「退宅還耕（廃棄された建物を畑にする）」とはいえ、46%のうちの4%のみは元々建物で、26%は森であった。そして、増えた森のうち、37%は畑が荒れ、21%は森が茂ってその他が森になり、16%は畑やその他を保安林にする結果で、15%は元々建物であった。また、増加した水域のうち、畑・森・その他の割合はほぼ同じである。その他の面積が増えた原因は大半（59%）建物の消失、空家化、倒壊などであり、1/3強（39%）は森が衰退したことである

各要素の面積の減少について、建物は殆ど（93%）消失、空家化、倒壊、一部の建替や廃棄などで森やその他になり、少しだけ（6%）「退宅還耕」や「森を商品作物の畑」というプロジェクトで畑になった。畑は殆ど（78%）荒れて森になり、一部（15%）保安林にされた。森は大半（58%=4%+33%+22%）「退宅還耕」や「森を商品作物の畑」というプロジェクトで畑になり、1/5建物になった。減った水域は全部森になった。その他は37%森が茂って、29%保安林にされ、14%建物になり、10%（2%+8%）プロジェクトで畑になった。そして、採石場はなくなった。

表 71：異なる要素間の転換(2008～2018年、増えた分)

2008年	2018年	面積 (km2)	割合
(合計)	建物	0.187	100%
畑	新築/建替 (畑/森/他→建物)	0.021	11%
森		0.073	39%
その他		0.093	50%
(合計)	畑	0.367	100%
建物	【「退宅還耕」】 (建物/森→畑)	0.008	2%
建物	【「退宅還耕」 + 「森を商品作物の畑」】 (建物/森/他→畑)	0.008	2%
森	【「退宅還耕」】 (建物/森→畑)	0.014	4%
森	【「森を商品作物の畑」】 (森/他→畑)	0.121	33%
森	【「退宅還耕」 + 「森を商品作物の畑」】 (建物/森/他→畑)	0.082	22%
森	開墾 (森/他→畑)	0.041	11%
その他	【「森を商品作物の畑」】 (森/他→畑)	0.014	4%
その他	【「退宅還耕」 + 「森を商品作物の畑」】 (建物/森/他→畑)	0.055	15%
その他	開墾 (森/他→畑)	0.024	7%
(合計)	森	1.182	100%
建物	建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄 (建物→森/畑/他)	0.180	15%
畑	【保安林 (畑/他→森)】	0.086	7%
畑	畑が荒れる (畑→森/他)	0.440	37%
水域	沼が縮小/消える (沼→森)	0.008	1%
その他	採石場→森	0.024	2%
その他	【保安林 (畑/他→森)】	0.195	16%
その他	森が茂る (他→森)	0.249	21%
(合計)	水域	0.037	100%
畑	沼が拡大/増える (畑/森/他→沼)	0.014	38%
森		0.012	32%
その他		0.011	30%
(合計)	その他	0.075	100%
建物	建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄 (建物→森/畑/他)	0.044	59%
畑	畑が荒れる (畑→森/他)	0.002	3%
森	森が衰退 (森→他)	0.029	39%

表 72：異なる要素間の転換(2008～2018年、減った分)

2008年	2018年	面積 (km2)	割合	
建物	(合計)	0.240	100%	
森	建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄 (建物→森/畑/他)	0.180	75%	
その他		0.044	18%	
畑	【「退宅還耕」】 (建物/森→畑)	0.008	3%	
畑	【「退宅還耕」 + 「森を商品作物の畑」】 (建物/森/他→畑)	0.008	3%	
畑	(合計)	0.563	100%	
森	【保安林 (畑/他→森)】	0.086	15%	
森	畑が荒れる (畑→森/他)	0.440	78%	
その他	畑が荒れる (畑→森/他)	0.002	0%	
建物	新築/建替 (畑/森/他→建物)	0.021	4%	
水域	沼が拡大/増える (畑/森/他→沼)	0.014	2%	
森	(合計)	0.372	100%	
畑	【「退宅還耕」】 (建物/森→畑)	0.014	4%	
畑	【「森を商品作物の畑」】 (森/他→畑)	0.121	33%	
畑	【「退宅還耕」 + 「森を商品作物の畑」】 (建物/森/他→畑)	0.082	22%	
畑	開墾 (森/他→畑)	0.041	11%	
建物	新築/建替 (畑/森/他→建物)	0.073	20%	
水域	沼が拡大/増える (畑/森/他→沼)	0.012	3%	
その他	森が衰退 (森→他)	0.029	8%	
水域	森	沼が縮小/消える (沼→森)	0.008	100%
その他	(合計)	0.665	100%	
森	採石場→森	0.024	4%	
建物	新築/建替 (畑/森/他→建物)	0.093	14%	
畑	【「森を商品作物の畑」】 (森/他→畑)	0.014	2%	
畑	【「退宅還耕」 + 「森を商品作物の畑」】 (建物/森/他→畑)	0.055	8%	
畑	開墾 (森/他→畑)	0.024	4%	
森	【保安林 (畑/他→森)】	0.195	29%	
森	森が茂る (他→森)	0.249	37%	
水域	沼が拡大/増える (畑/森/他→沼)	0.011	2%	

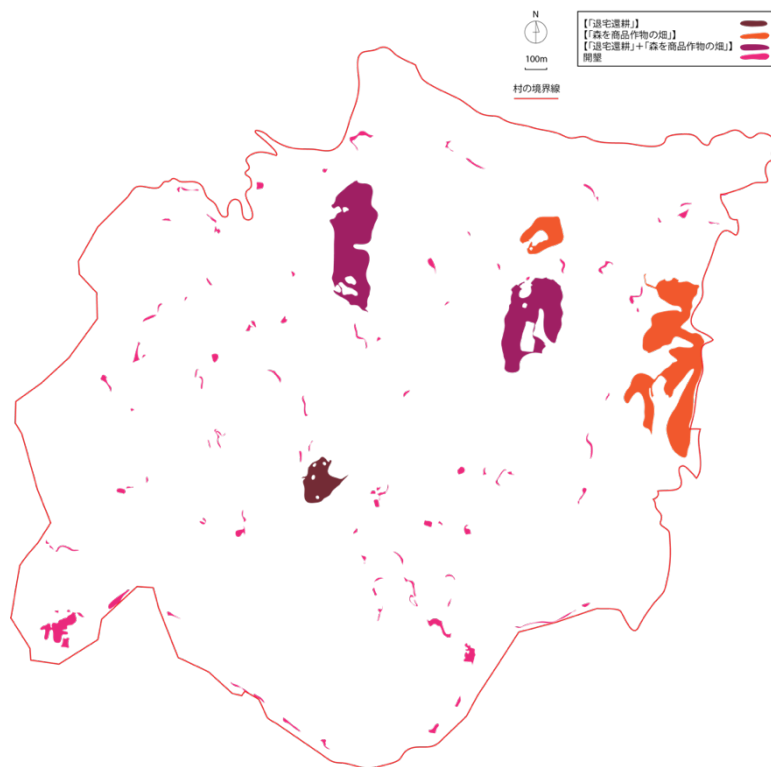


図 152 : 地図(2008~2018 年、畑の増加)

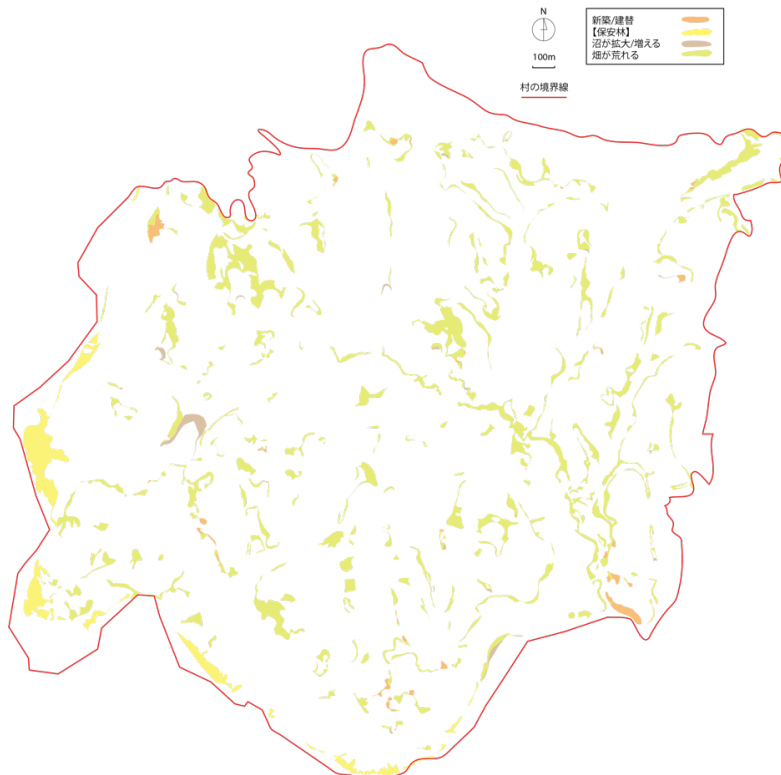


図 153 : 地図(2008~2018 年、畑の減少)

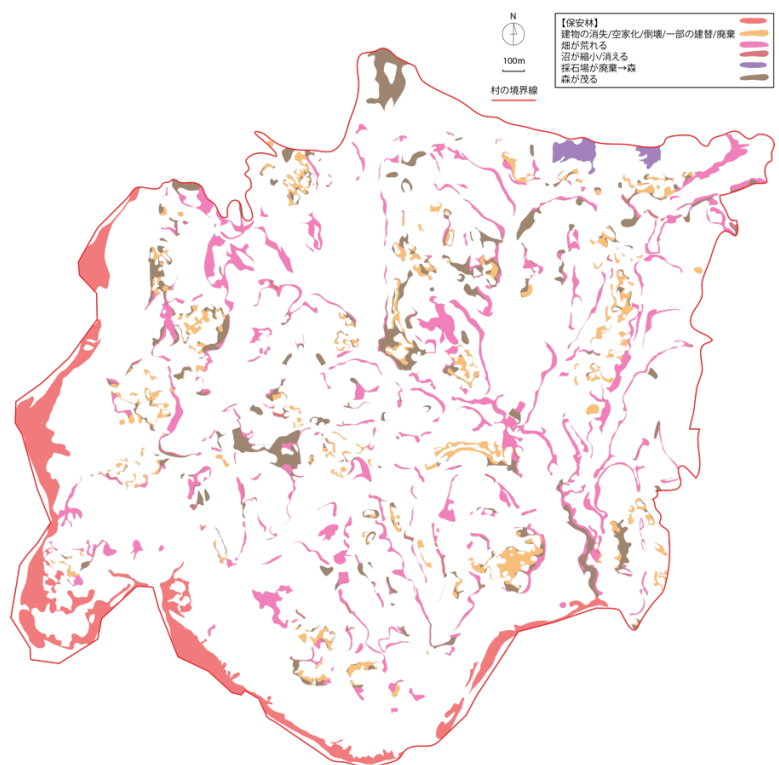


図 154 : 地図(2008～2018 年、森の増加)

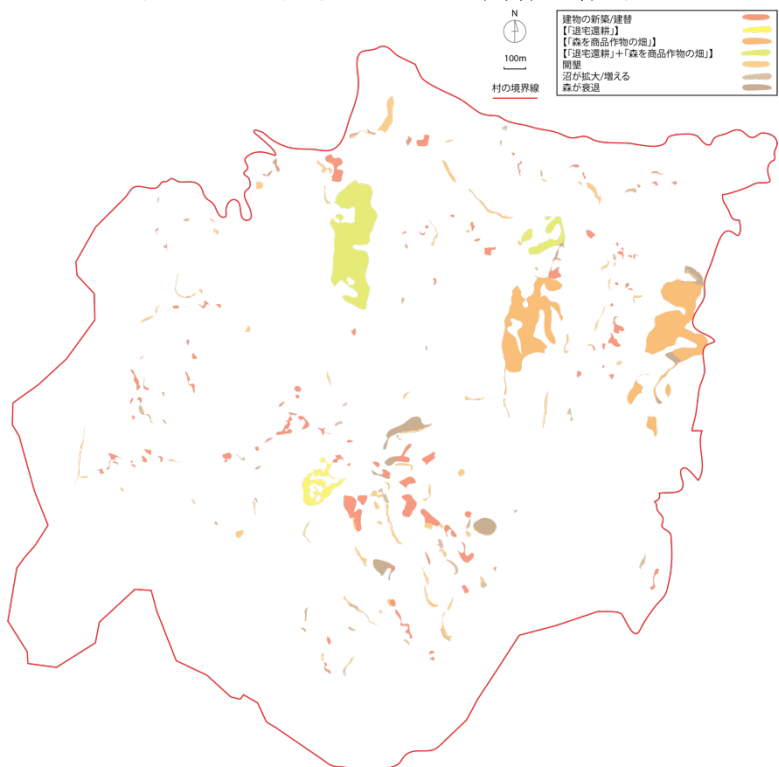


図 155 : 地図(2008～2018 年、森の減少)

また、2008～2018 年において、土地利用図には反映できないが、形態に関連する変遷として、畑には「2 種類の地区」の指定、畑の流動化、田をエビ養殖場にする事、畑の所有と使用の証書と農業補助金がある。森には省レベルの公益林と森の流動化があり、水域については養殖場、関連施設（護岸、ガードレール、井戸）があり、その他には環境汚染

がある。また、「2種類の地区」を後記1998～2008年の間の出来事「基本的な農地」とまとめる。

よって、2008～2018年の畑・森・水域・その他の形態的変遷は下記になる。

表 73：畑・森・水域・その他の変遷(2008～2018年)

畑	微減 (-7% = 0.202km <sup>2</sup> = +12% - 19%、村の42% → 39%) 関連: 「2種類の地区」、流動化、エビ養殖場、所有と使用の証書、農業補助金
森	増加 (+30% = 0.816km <sup>2</sup> = +44% - 14%、38% → 49%) 関連: 省レベルの公益林、流動化
水域	微増 (+15% = 0.029km <sup>2</sup> = +19% - 4%、3%のまま)。沼+4-5個。 関連: 養殖場、関連施設(護岸、ガードレール、井戸)
その他	激減 (-73% = 0.589km <sup>2</sup> = +9% - 83%、11% → 3%)。採石場。 関連: 環境汚染

上記の変遷を出来事にまとめると、下記ようになる。

表 74：畑・森・水域・その他の出来事(2008～2018年)

畑	+	10	【「退宅還耕」】(建物/森→畑)	森	+	14	【保安林(畑/他→森)】
		11	【「森を商品作物の畑」】(森/他→畑)			6, 13, 18, 19	
		10+11	【「退宅還耕」+「森を商品作物の畑」】(建物/森/他→畑)			15	森が茂る(他→森)
		12	開墾(森/他→畑)			5, 10, 11, 10+11, 12, 17	
	-	5, 14, 17	16	森が衰退(森→他)			
		13	畑が荒れる(畑→森/他)	6, 13, 16			
水域	+	17	沼が拡大/増える(畑/森/他→池)	その他	+	19	採石場が消えて→森
	-	18	沼が縮小/消える(池→森)		5, 11, 10+11, 12, 14, 15, 17		
関連	a	【橋、道路施設や水の関連施設(護岸、ガードレール、井戸)の整備】					
	c	建物の構造の変化(組積造→架構式構造。土→焼成煉瓦→RC)、階数と間口数の増加、庭に複数の住宅・繋がっている住宅の出現など					
	d	【不動産(土地(畑・森・水域)・建物など)に関わる諸権利の確認: 門標の発行、土地の所有と使用の証書など】					
	e	【「2種類の地区」「基本的な農地」などの指定】					
	f	【畑や森の流動化】					
	g	【農業補助金】					
	h	田/水域→養殖場					
	i	【省レベルの公益林】					
	j	環境汚染					

### 3.2. 1998～2008年

1998～2008年の間に、村の初めての舗装道路の建設が始めた。そして、未舗装道路はやや幅が拡大したという。

住宅系建物について、新築は増加し、同時に空家が増え、倒壊した住宅も現れたという。幹線道路沿いに集まってきた。例えば、自然村項屋(6.1)では、元々あった11つの住宅の上で、10年間で合計4つの新築があり、すべて道路沿いにある。同時に、3つの住

宅は空家になり、1つは倒壊した。

非住宅系建物について、変化は小売店1が消えたことと小売店3が新たにできたことのみである。小売店1は幹線道路両側20m以内かつ中心100にあり、小売店3は幹線道路両側20m以内かつ中心750にある。

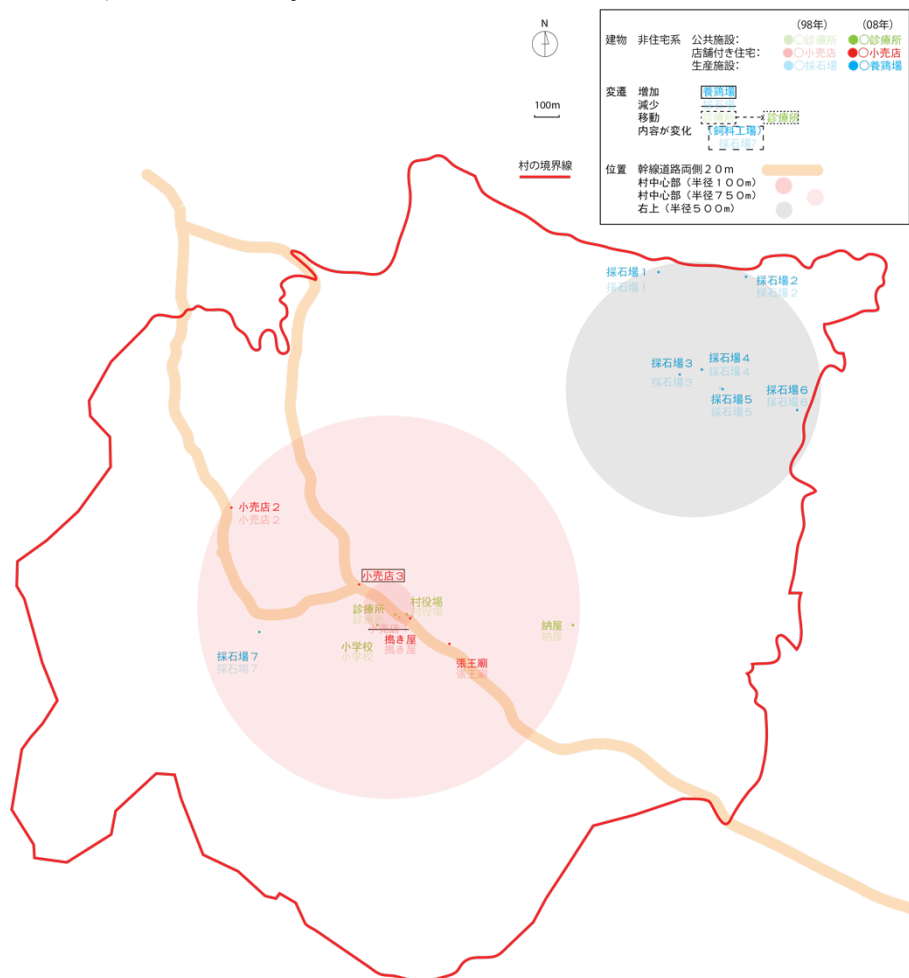


図 156: 地図(1998~2008年、非住宅系建物の変遷)

畑と水域はほぼ変わらず、森は生い茂ったという。関連するものとして、「基本的な農地」の指定がある。

変遷と出来事のまとめは以下になる。ただし、継続的、あるいは同じ類型に分類できる出来事は2008~2018年と同じ番号を使う。

表 75 : 変遷 (1998~2008 年)

道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装道路/幹線道路/郷鎮級 (定義: 舗装/村を通費/幅4.3mで、車が対面通行できる。) 長さ: 0→2km (恵まれる自然村3個、人口11%)</li> <li>未舗装道路 「幅がやや拡大」</li> </ul>
建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅系                     <ul style="list-style-type: none"> <li>数: 「新築は増加」</li> <li>利用状況: 「空家が増え、倒壊した住宅が出現」</li> <li>位置: 「幹線道路沿いに集まってきた」</li> </ul> </li> <li>非住宅系                     <ul style="list-style-type: none"> <li>数&amp;内容: 不変 (15個。店舗付き住宅+1-1)</li> <li>位置: ほぼ不変 (幹線道路沿い (33%) に集中、中心100/中心750/右上にほぼ均等 (5,4,6+4,5,6))</li> </ul> </li> <li>公共施設</li> <li>店舗付き住宅                     <ul style="list-style-type: none"> <li>数&amp;位置: 4個 (+1-1: +小売店3 (幹線道路/中心750)、-小売店1 (幹線道路/中心100))</li> </ul> </li> <li>生産施設</li> </ul>
畑	「ほぼ不変」 関連: 「基本的な農地」
森	「生い茂る」
水域	「ほぼ不変」
その他	

表 76 : 出来事 (1998~2008 年)

道路	+	1	【舗装道路の整備 (幹線道路) : 0→2km】			
		3	道路の長さや幅が増加: 幅がやや拡大			
建物	+	5	新築/一部の建替			
			5-1	住宅: 「新築は増加」		
		5-2	非住宅: 増加 (7%、1個)	5-2-3	非住宅: +店舗付き住宅1個 (小売店3 (幹線道路/中心750))	
	-	6	建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄			
6-1			住宅: 「空家が増え、倒壊した住宅が出現」			
		6-2	非住宅: 消失 (7%、1個)	6-2-2	非住宅: -店舗付き住宅1個 (小売店1 (幹線道路/中心100))	
位置		7	住宅: 幹線道路沿いに集中			
森	+	15	森が茂る			
関連	e	【「2種類の地区」「基本的な農地」などの指定】				

### 3.3. 1988~1998 年

1988~1998 年の間に、村の道路はやや幅が拡大したという。

住宅系建物について、新築を開始し、同時に空家が増えたという。そして、元の居住地から広がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動した。例えば、自然村項屋 (6.1) では、元々あった 8 つの住宅の上で、10 年間で合計 3 つの新築があり、中の 2 つは道路沿いにある。

非住宅系はこの 10 年間において 114%急増した (7→15 個)。具体的には、9 個増加して 1 個減少し、そして 2 個移動した。

公共施設は 3 から 4 個に増加した。具体的には、診療所 (幹線道路/中心 100) が新たにでき、村役場 (中心 100→幹線道路/中心 100) と小学校 (中心 750→中心 100) は移動した。

店舗付き住宅は 2 から 4 個に倍増した。張王廟 (中心 750) と小売店 2 (幹線道路/中心 750) が新たにできた。

生産施設は 2 から 7 個に激増した。具体的には、煉瓦窯 (中心 100) はなくなり、そして採石場 2~7 (中心 750\*1 個、右上 5 個) の 6 個は新たにできた。ただし、採石場は建

物のみならず、その他にも関連する。

非住宅系の位置について、幹線道路の両側 20m 以内の割合は 29%から 33%に増えた。幹線道路沿いに集まってきたといえよう。また、右上が激増して「殆ど中心部」から「中心 100/中心 750/右上」にほぼ均等」になった。具体的には、公共施設は全部中心部のままだが、重心はやや中心 100 に移動し、そして幹線道路沿いに集中してきた (0→半分)。店舗付き住宅は全部中心部のままだが、やや幹線道路から離れた (全部→3/4)。生産施設は幹線道路沿いにないままで、右上が激増し、「中心部 100/右上」から「殆ど右上 (6/7)」に変わった。

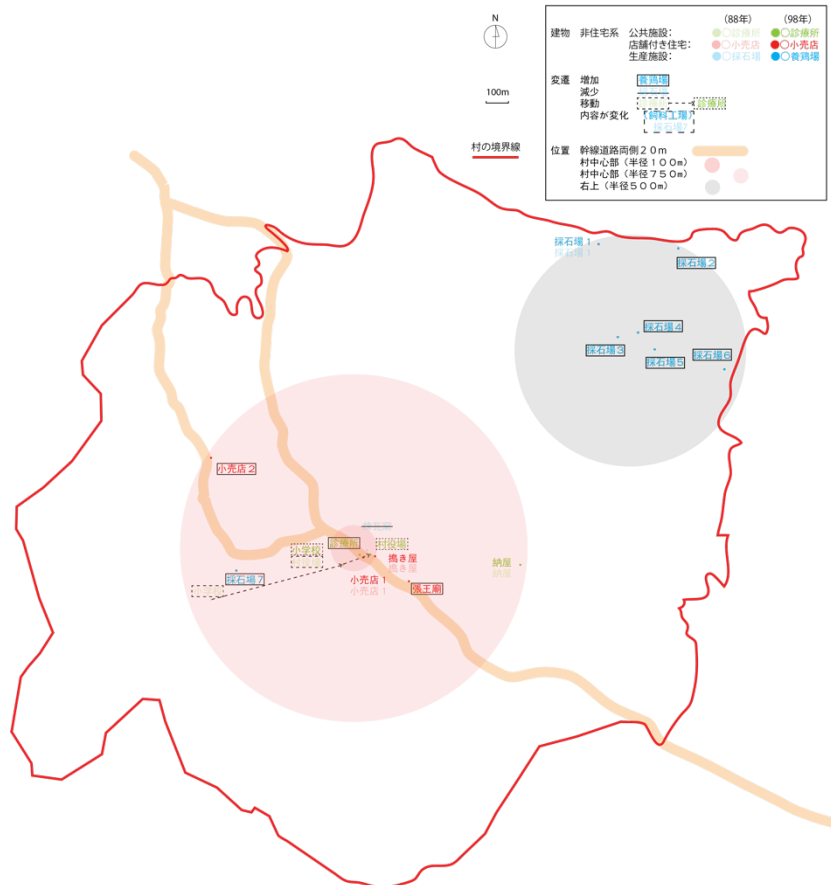


図 157:地図(1988~1998 年、非住宅系建物の変遷)  
表 77:非住宅系建物の具体的な変遷(1988~1998 年)

位置	1988年			変遷	1998年		
	公共施設	店舗付き住宅	生産施設		公共施設	店舗付き住宅	生産施設
中心100	村役場			移動	小学校		
		+掲き屋		不変	...		
		+小売店1		不変	...		
			+煉瓦窯	減少			
中心750		+納屋		増加	+診療所		
	小学校			移動	村役場		
				増加		+張王廟	
				増加		+小売店2	
右上			+採石場 1	増加		+採石場 7	
				不変		...	
				増加		+採石場 2	
				増加		+採石場 3	
				増加		+採石場 4	
				増加		+採石場 5	
			増加		+採石場 6		



畑と水域はほぼ変わらず、森は生い茂ったという。  
変遷と出来事のまとめは以下になる。

表 78：変遷（1988～1998年）

道路	「幅がやや拡大」
建築	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>住宅系</b></p> <p>数：「新築を開始」 利用状況：「空家が増加」 位置：「元の居住地から広がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動」</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>公共施設</b></p> <p>数：3+4個 (+1移動2：+診療所、移動=村役場/小学校) 位置：幹線道路沿いに集中(0+半分)+全部中心部のまま(やや+100)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>非住宅系</b></p> <p>数：+114% (7+15個、+9-1移動2) 内容：公共施設+1、店舗付き住宅+2、生産施設+5 位置：幹線道路沿いに集中(29+33%)、右上が激増(殆ど中心部+中心100/中心750/右上にはほぼ均等)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>店舗付き住宅</b></p> <p>数：2+4個 (+2：+張王廟/小売店2) 位置：幹線道路離れ(全部+3/4)+全部中心部のまま</p> <p><b>生産施設</b></p> <p>数：2+7個 (+6-1：+採石場2-7、-煉瓦窯) 位置：幹線道路Oのまま+右上が激増(中心部100/右上+殆ど右上(6/7))</p> </div> </div>
畑	「ほぼ不変」
森	「生い茂る」
水域	「ほぼ不変」
その他	+6採石場

表 79：出来事(1988～1998年)

道路	+	3	道路の長さや幅が増加:幅がやや拡大				
建物	+	5	新築/一部の建替	5-1	住宅：「新築を開始」		
				5-2	非住宅：増加(129%、9個)		
				5-2-1	【非住宅：+公共施設1個(診療所(幹線道路/中心100))】		
				5-2-3	非住宅：+店舗付き住宅2個(張王廟(中心750)、小売店2(幹線道路/中心750))		
				5-2-4	非住宅：+生産施設6個(採石場2-7(中心750*1個、右上5個))		
-	6	建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄	6-1	住宅：「空家が増加」			
			6-2	非住宅：消失(14%、1個)			
			6-2-2	非住宅：-生産施設1個(煉瓦窯(中心100))			
位置	7	住宅：「元の居住地から広がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動」					
		8	【非住宅：移動*公共施設2個(村役場(中心100→幹線道路/中心100)、小学校(中心750→中心100))】				
森	+	15	森が茂る	その他	+	19	+採石場

### 3.4. 1978～1988年

1978～1988年の間に、村の道路はやや幅が拡大し、住宅系建物はほぼ変わらなかったという。

ただし、後記の自然村項屋(6.1)では、元々あった4つの住宅の上で、86年と87年に合計4つの新築があり、中の3つは道路沿いにある。そして、初めての空家が現れた。

非住宅系は133%急増した(3→7個)。具体的には、5個増加して1個減少した。公共施設は中学校がなくなって納屋ができ、3個のままである。店舗付き住宅は小売店1と搗き屋ができ、0から2個になった。生産施設は採石場1と煉瓦窯ができ、0から2個になった。

非住宅系の位置について、幹線道路の両側20m以内の割合は0から29%に増えた。幹線道路沿いに集まってきたといえる。また、中心部と右上は増加して、「全部中心部」から「殆ど中心部」となった。具体的には、公共施設は全部中心部にあり、かつ全部幹線道路沿いにはないままである。新たにできた店舗付き住宅は全部幹線道路沿いかつ中心部100にある。新たにできた生産施設は中心部100と右上にあり、かつ幹線道路沿いにはない。

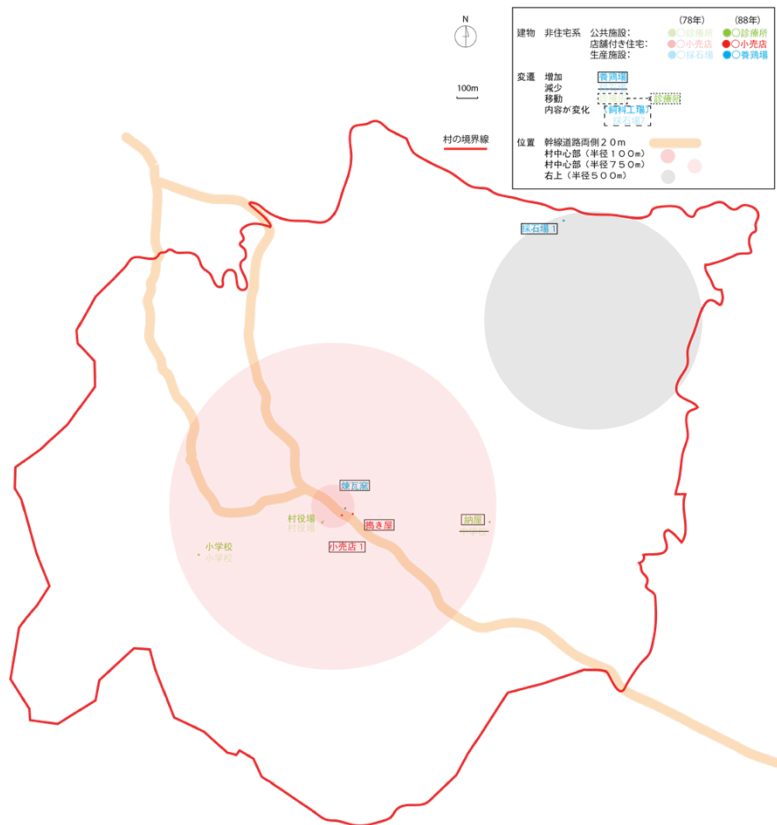


図 158: 地図(1978~1988年、非住宅系建物の変遷)  
 表 80: 非住宅系建物の具体的な変遷(1978~1988年)

位置	1988年			変遷	1988年		
	公共施設	店舗付き住宅	生産施設		公共施設	店舗付き住宅	生産施設
中心100	村役場			不変	...		
				増加		+掲き屋	
				増加		+小売店1	
				増加			+煉瓦窯
中心750	+中学校-			増加+減少		+納屋	
	小学校			不変	...		
右上				増加			+採石場 1

畑と水域はほぼ変わらず、森は松が栽培されて生い茂ったという。  
 変遷と出来事のまとめは以下になる。

表 81: 変遷 (1978~1988年)

道路	「幅がやや拡大」
建築	<p>住宅系 「ほぼ不変」</p> <p>非住宅系</p> <p>数: +133% (3+7個、+5-1)          内容: 店舗付き住宅+2、生産施設+2          位置: 幹線道路沿いに集中 (0+29%)、中心/右上が増加 (全部中心部+殆ど中心部)</p> <p>公共施設 数: 3個 (+1-1: +納屋、-中学校)          位置: 幹線道路沿いにOのまま+全部中心部のまま</p> <p>店舗付き住宅 数: 0+2個 (+2: +小売店1/掲き屋)          位置: 全部幹線道路沿い+全部中心部100</p> <p>生産施設 数: 0+2個 (+2: +採石場1/煉瓦窯)          位置: 幹線道路沿いにO+中心部100/右上</p>
畑	「ほぼ不変」
森	「荒れた山に松を植えて、森が生い茂る」
水域	「ほぼ不変」
その他	

表 82 : 出来事(1978~1988年)

道路	+	3	道路の長さや幅が増加:幅がやや拡大				
建物	+	5	新築/一部の建替	5-2	非住宅:増加 (167%、5個)	5-2-2	非住宅: +公共施設1個(納屋(中心750))
						5-2-3	非住宅: +店舗付き住宅3個(小売店1(幹線道路/中心100)、掲ぎ屋(幹線道路/中心100))
						5-2-4	非住宅: +生産施設2個(採石場1(右上)、煉瓦窯(中心100))
	-	6	建物の消失/空家化/倒壊/一部の建替/廃棄	6-2	非住宅:消失 (33%、1個)	6-2-1	【非住宅: -公共施設1個(中学校(中心750))】
森	+	15	荒れた山に松を植えて、森が生い茂る				

3.5. まとめ

年代、そして要素ごとの形態的変遷と出来事のまとめは下記のようなになる。また、梗概に使う形態的変遷の簡略版を整理した。

表 83: 形態的変遷のまとめ(梗概用簡略版)

要素		1978~1988年	1988~1998年	1998~2008年	2008~2018年	
道路	全体	幅がやや拡大				全長: 基本変化なし(70~69km)
	舗装道路			幹線道路: 0→2km	内訳: 「大半が小道(58%)、1/3強は未舗装道路(39%)、僅かな舗装道路(3%)」→約1/3ずつ	
	未舗装道路				幹線道路+脇道: 長さ激増+619% (2→17km)、幅一部4.3→5m 個人で作る: 0→3km	
	小道				長さ-21% (27→21km) =+35-57%	
	関連				長さ-33% (41→27km) =+6-39%	
建物	全体				橋や道路施設の整備、自動車の使用の増加 総面積-12% (0.448→0.395km <sup>2</sup> )	
	住宅系	+	新築を開始 空家は増加	新築は増加	33% (275個) 新築(公営住宅あり)。結果+14% (117個)。	
		-		空家が増え、倒壊した住宅が現れる	19% (158個) 消える。空家化が進み、倒壊した住宅が増加。	
	位置	ほぼ不変	元の居住地から広がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動	幹線道路沿いに集まってきた	道路(34→77%) + 幹線道路沿いに集中(9→15%)、道路に近い方は道路沿いに移動、遠い方は現地で建替。	
	非住宅系	公共施設	3 (+1-1) 全部中心部	3→4 (+1移動2) 幹線道路沿いに集中(0→半分) + 全部中心部		4→6 (+3-1移動2) 道路沿いに集中(50→83%)
		店舗付き住宅	0→2 全部幹線道路沿い+全部中心部100	2→4 幹線道路離れ(全部→3/4) + 全部中心部	4 (+1-1)	4→7 道路・幹線道路沿いに集中(3/4→全部)
		生産施設	0→2 中心部100/右上	2→7 (+6-1) 右上が激増		7→14 (+13-6内容変化1) 道路沿いに集中(43→64%) + 中心750/その他が激増
関連				構造の変化、階数と開口数の増加、庭に複数の住宅・繋がっている住宅の出現。危険家屋の改修。門標の発行。		
畑	+-	ほぼ不変			微減 (-7%=0.202km <sup>2</sup> =+12%-19%、村の42%→39%)	
関連			「基本的な農地」	「2種類の地区」、流動化、エビ養殖場、所有と使用の証書、農業補助金	増加(+30%=0.816km <sup>2</sup> =+44%-14%、38%→49%)	
森	+-	荒れた山に松を植えて森が生い茂る		生い茂る	省レベルの公益林、流動化	
関連					微増(+15%=0.029km <sup>2</sup> =+19%-4%、3%のまま)。沼+4-5個。	
水域	+-	ほぼ不変			養殖場、関連施設(護岸、ガードレール、井戸)	
関連					激減(-73%=0.589km <sup>2</sup> =+9%-83%、11%→3%)。一採石場。	
その他	+-		+6採石場		環境汚染	
関連						



表 85:形態に関わる出来事のとまとめ

	1976～1988年	1988～1998年	1998～2008年	2008～2018年
道路	1			
+				
2	道路の長さや幅が増加【幅がやや拡大】	道路の長さや幅が増加【幅がやや拡大】	道路の長さや幅が増加【幅がやや拡大】	【建設道路の整備（幹線道路）：0～2km】
3				【建設道路の整備（幹線道路と阪道）：2～17km（64.9%）、一部幅4.3～6m】
4				
5				
建物				
+				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
その他				
+				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

## 4. 関与

ここでは先ほど明らかになった出来事への人の関与を説明する。

### 4.1. 道路、建物、畑、自動車の使用の増加

「人が通る所に道はできる。人が多ければ大道ができ、少なければ小道ができ、通らなければ道もなくなる。この道の末にはきっと建物や野菜畑があるぞ。」私と一緒に村で現地調査をした時、母はこう言った。

確かに、道路、建物と畑はとても緊密な関係がある。

道路と建物について、建物の多い、または新築する所に、舗装道路の整備も含めて、道路の長さや幅は増加する。建物が消失・空家化・倒壊・廃棄する所に、道路の長さや幅は減少する。そして、道路沿いに建物は新築し、道路から遠いところの建物は消失・空家化・倒壊・廃棄する。

道路と畑については、「農作業をするため人は畑に来なければいけないから、アクセスしやすいでないと…」だそうである。畑の面積が増え、またはプロジェクトで活用されている所の道路の長さや幅は増加し、畑が荒れる所の道路の長さや幅は減少する。そして、道路沿いの畑は荒れる可能性が低く、道路から遠い畑は荒れる可能性が高い。

また、自動車の使用が増加するため、車が通りやすいところに道はでき、または幅が拡大し、車で通りにくい道は徐々になくなる。

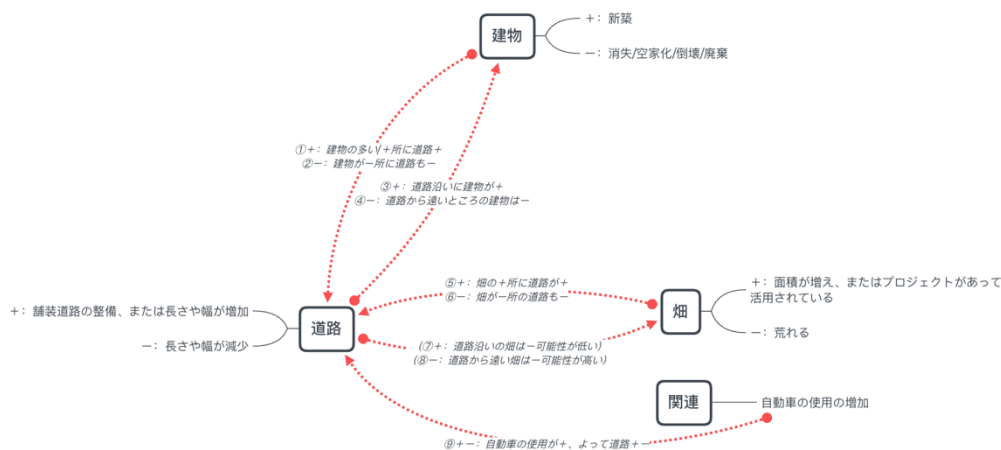


図 159：道路、建物、畑、自動車の使用の増加

### 4.2. 道路

#### 4.2.1. 舗装道路の整備

「舗装道路の整備」は出来事の1と2に対応する。具体的には下記のようになる。

表 86：舗装道路の整備

	1998-2008年	2008-2018年
幹線道路+脇道	(幹線道路) 0→2km	長さ 2→17km(+619%)、一部幅 4.3→5m
個人で作る		0→3km

道路は種類によってできる過程が異なる。

幹線道路：

前述の通り、幹線道路は村の中心部を通貫する。28個の自然村のうちの12個を通過し、

村の総人口の39%がその恩恵を受ける。また、過去の幹線道路は村民が徒歩で鎮に行くときにだけ使われるが、村以外の方が車で遠くまで行くときにも使われるようになったため、舗装して幅を拡大する必要性が出てくる。

幹線道路の整備は政府が全て担当する。政府は投資して入札者を募集し、施工してもらう。

● 幹線道路 郷鎮級：

表 87：各種道路の間の転換(幹線道路：郷鎮級)

1998年	2018年	長さ(m)
未舗装道路	舗装道路(幹線道路：郷鎮級)	4789

前述の通り、幹線道路のうちの「郷鎮級」はより規格が高く、涼亭鎮の中心と毛嶺村を繋ぐため、「涼(亭)毛(嶺)公路」と呼ばれる。

2008年に建設が始まり、2011年に完成した。烽火村の最初の舗装道路として、村を涼亭鎮や他の行政村と繋ぐ。また、2016年に幅は4.3mから5mへと広げられた。貧困扶助の項目として県の交通運輸局が担当し、100万円近くを投資した。

歩行者と車両は分離されず、村民はときに道路横断するため、運転手は注意しながら運転しないといけないが、この道は道路沿いの建物が少ないため、車で往復するのが便利である。

● 幹線道路 郷村級：

表 88：各種道路の間の転換(幹線道路：郷村級)

2008年	2018年	長さ(m)
未舗装道路	舗装道路(幹線道路：郷村級)	2056

この幹線道路は脇道と同じく「郷村級」で、幅3.5m、長さ2.1kmである。前述の「郷鎮級」の補足として建設され、昔から使う人が多くて、未舗装道路であった。そして、「郷鎮級」より平坦である。道路沿いの建物や人も多く、賑やかであるが、運転するときには常に歩行者に気をつけないといけない。

脇道：

表 89：各種道路の間の転換(脇道)

2008年	2018年	長さ(m)	割合
(合計)	舗装道路(脇道)	10578	100%
未舗装道路		9592	91%
小道		986	9%

脇道は「郷村級」で、幅3.5m以上であり、自然村を自然村または幹線道路と繋ぐ。現地調査を行った2019年に、脇道は幹線道路が通過しない16個の自然村のうちの8個を通過し、総人口の32%はその恩恵を受けている。

脇道は殆ど直近5年間にできた。例えば、「涼(亭)油(舗)公路」は2014年に建設が始まり、それ以降自然村華塘(2015年)、清塘(2017年)、曹灣(2018年)、黎屋(2018、2019年2本)などまでの道路がいくつか建設された。また、「涼油公路」はもう一つの郷を涼亭鎮と繋ぐ重要な道路であるため、幅は4m以上に広げられた。

その上、残り30%の人口を占める8個の自然村にも2020年までに舗装道路が全部通す予定となっている。

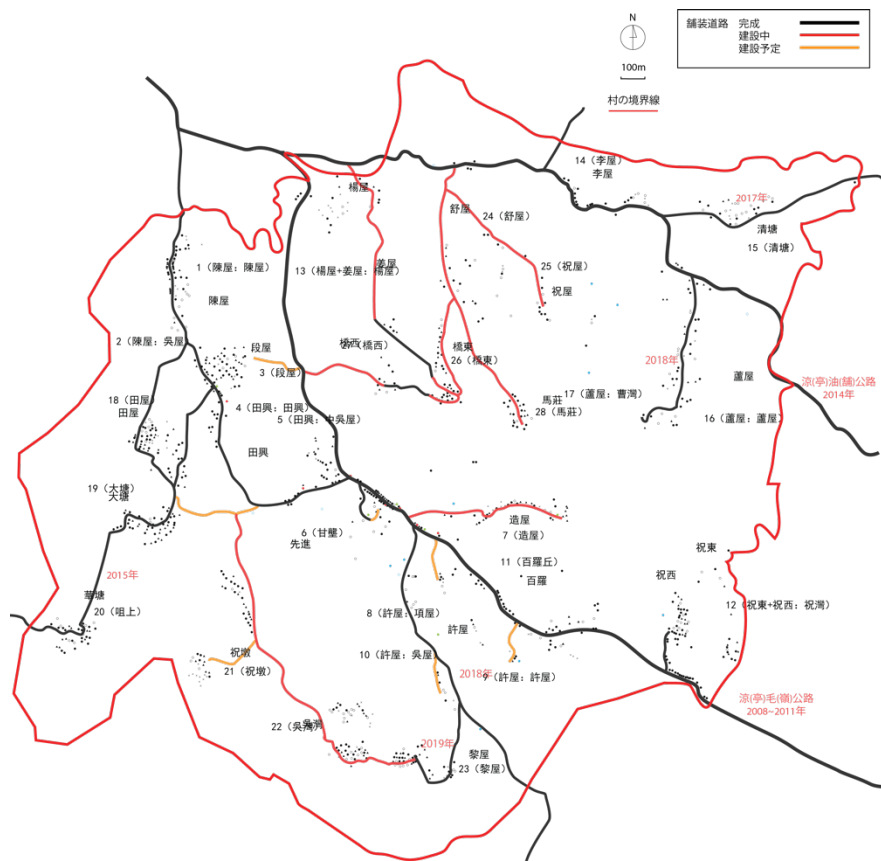


図 160 : 地図 (舗装道路 (計画を含み))

脇道の整備は「組組通 (村民小組を繋ぐ)」というプロジェクトに属し、政府はそれを全国で行なっている。殆ど (91%) の脇道は元々人によく使われる未舗装道路であった。

整備の過程として、まず、村民小組は村役場 (以降は「村」と書く) に「舗装道路を整備したい」と提案する。そして、これを担当する村の書記は計画を立て、鎮政府 (以降「鎮」と書く) に提案する。次に、鎮の城鎮計画部門はそれを記録にとどめて、県政府に報告する。県政府の同意を得たら、村民小組または個人は資金を集め、または直接に施工して基礎を整える。そして、鎮は村に資金を渡して舗装する。また、一部の工程は立看板で情報が公開されている。

例えば、2018 と 2019 年に、自然村黎屋までの脇道は 2 本建設された。一つは 65 万元かかり、立看板に「この道路は村民委員会に建設され、宿松縣交通局建設工程質量監督站到監督される」とかいて、設計、監理、施工の会社の情報と連絡先が記載されている。

もう一本は基礎の一部は賀海満という村民が整備し、そして資金の一部は 40 人の村民が一人 20~40000 元ぐらいを出した。これを記録するため下記の記念碑ができた。また、立看板「廉政公示牌」に監督部門は「涼亭鎮農村道路暢通工程領導小組」であることと、電話番号が書いてある。

2018 年にできた自然村曹灣までの脇道について、立看板には道路の幅・長さ・厚さ、資金、責任者と連絡先が書いてある。





図 161：記念碑



図 162：立看板

個人で作る：

表 90：各種道路の間の転換(個人で作る舗装道路)

2008年	2018年	長さ(m)	割合
(合計)	舗装道路(個人で作る)	2888	100%
未舗装道路		254	9%
小道		2310	80%
なし		324	11%

「政府はここまで舗装道路を整備したから、自分でちょっとお金を出したら出したら自宅まで舗装道路がある。今みんな道路の整備を重視しているよ、建物があるところに舗装道路はある。」

建物があるところに舗装道路はあるまでではないが、上述2種類の舗装道路から自宅まで距離がある場合には、個人が自費で舗装道路を作ることがある。

まとめ

下表のように、幹線道路と脇道の整備、個人で作る舗装道路と住宅の位置の変化を合わせてみれば、政府は舗装道路を整備しながら、村民は道路沿いに集まり、そして自分でも舗装道路を作ることがわかる。政府による舗装道路の整備は村民の利便性への欲求を満たしているといえよう。

表 91：舗装道路の整備、住宅の新築と位置の変化

	1988-1998年	1998-2008年	2008-2018年
住宅：新築	「新築を開始」	「新築は増加」	新築(33%、275個)
住宅：位置	「元の居住地から広	「幹線道路沿い	道路(34→77%)、幹線道路沿いに集

の変化	がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動」	に集中」	中 (9→15%)。道路に近い方は道路沿いに移動、遠い方は現地で建替。
幹線道路+脇道		(幹線道路) 0→2km	長さ 2→17km(+619%)、一部幅 4.3→5m
個人で作る舗装道路			0→3km

#### 4.2.2. 長さや幅の変化

「長さや幅の変化」は出来事の3と4に対応する。具体的には下記のようなになる。

	1978-1988年	1988-1998年	1998-2008年	2008-2018年
+	「幅がやや拡大」			道路の長さや幅が増加: 3→11km
-				道路の長さや幅が減少: 5→4km

表 92: 各種道路の間の転換(道路の長さや幅が増加)

2008年	2018年	長さ(m)
小道	未舗装道路	8592
なし	未舗装道路	1014
	小道	1521

表 93: 各種道路の間の転換(道路の長さや幅が減少)

2008年	2018年	長さ(m)
未舗装道路	小道	972
未舗装道路	なし	85
小道		4197

前述の通り(4.1)、道路の変化は建物、畑と自動車の使用と緊密につながる。

建物が多い、または新築する所や、畑の面積が増え、またはプロジェクト(「退宅還耕」や「森を商品作物の畑」など)で活用されている所の道路の長さや幅が増加する。

対義的に、建物が消失・空家化・倒壊・廃棄する所と畑が荒れる所の道路は長さや幅が減少する。

自動車の使用の増加も道路の変化の原因の一つである。

よって、舗装道路以外の道路の変化は、「退宅還耕」や公共施設の増減などで一部政府に関与されているが、政府は意図的に関与することはしていない。基本的には村民が道路を使用・廃棄した結果である。

### 4.3. 住宅

#### 4.3.1. 住宅の変化(新築、建替、消失・空家化・倒壊、位置、構造など)

「住宅の変化(新築、建替、消失・空家化・倒壊、位置、構造など)」は出来事の5-1-1、6-1、7と関連のcに対応する。

住宅の変遷

背景を含めて、住宅の変遷を年代順で説明すると:

表 94: 住宅の変化

	建国-1978年	1978-1988年	1988-2018年
背景	農業集団所有化など:	生産責任制: 衣食に心配のない暮らし	生産責任制+出稼ぎ: ゆとりのある暮らしに

	ギリギリ生活 できる	に	
十の 原因		家畜の養殖。 60年代生まれの多くの人が結婚して出産。	年をとった出稼ぎの人は村に帰る。 外で暮らす子供のために。 旧宅は老朽化する。
十一 建替	建替・増築	建替・増築。新築を開始。	建替・増築。新築は増加。 消失・空家化・倒壊は進む。
位置	畑に近い村民 小組の山で。		自家の土地で。 最初は元の居住地から広がり、ごく一部は幹線道路沿いに移動する。のちに、道路に近い方は幹線道路沿いに集中し、遠い方は現地で建替。 都市や鎮に。
構造	組積造（土）	組積造（焼成煉瓦入り）	組積造（焼成煉瓦）、鉄筋コンクリート造
他	部屋が小さく、一世帯が同じベッドで寝る。		階数と面積が増加し、核家族ごとに、または一人ずつ部屋がある。 1戸は複数の住宅を持つ。ex. 「1993年に建てた家を納屋にして、2010年に建てた家に住む」 庭に複数の住宅・繋がっている住宅の出現など

具体的に、建国-1978年の間の土の組積造の住宅は、村民は手に入れやすいものを使って作ったのである。基礎は拾った石を、煉瓦は畑の中の土を、瓦などは泥を使う。梁と家具も村民自身が木で作ったものである。

そして、村民は住宅を重要視して、「ちょっとでもお金があったら住宅にかける」であるが、1988-2018年の間に、出稼ぎと生産責任制でお金があることに加え、他人と比較して相手を越えようとするため、新築・建替はますます増えてきた。そのきっかけとして、新築・建替は結婚・出産する時（「嫁は新築を要求する」「子供ができたので空間が足りない」）、または旧宅が老朽化する時（「そろそろ倒壊するので手を加えた」）である。一方で、なぜ引越したかを聞いたとき、便利なため道路沿いに（ただし騒音があり道路のホコリで室内は汚れやすい）、そして子供の教育と生活水準のために村を離れて都市や鎮に行くことが多いとわかった。「昔みたいに農作業をするままじゃ未来が見えない。出稼ぎほど儲からない。農作業をしないなら畑の近くに住む必要もなくなる、道路沿いの方が便利だ」、「郷と鎮の医療や衛生環境は村よりよいし、情報も流れるし、子供も登校しやすい」と教えてくれた。また、子供の登校について、「子供たちは若い頃に村に住んでいたかもしれないが、5、6歳に学校に行くけど、村の小学校に行かずに、教育レベルのより良い鎮の学校に行く。だから村の小学校はなくなった。それで毎日村と鎮を往復するのが面倒で、直接鎮に引越する。ちょっとお金があったら鎮で家を買って、旧宅を廃棄する」だそうである。消失・空家化・倒壊が進んだのは、住宅が増加しながら、老朽化する一方、村を離れて鎮や都市に引越する人が多いからである。「お金があったら鎮や都市に引越する、なかったら村に残す」と言われた。ちなみに、鎮の住宅の中にも空家は多くある。大人は出稼ぎに行き、子供は休みの時だけに帰る。

住宅の位置を決める要素を聞いた時、自家の土地であること、道路沿いにありかつ周りに人が住んでいること、山を背後にして前は遠く見えること、湿度が高くないこと、と家相見さんが認めることが挙げられた。

また、上記住宅の変遷のため、昔からの自然村は一部なくなり、道沿いにて新しい自然村ができた。

新築と建替への政府の関与

政府の規定によると、面積が増えないかぎり、建替には許可がいらぬが、新築と面積の増える建替は許可が必要である。手順として、まず村民は村民小組に提案し、2/3の人が同意したら村に報告する。次に、村が同意してサインしたら鎮に、そして県に報告する。基準を満たしたら、県は許可を出す。基準として、この世帯は村の中で一つの住宅だけを持っていること、土地利用を変えないこと（普通は未利用地を使う。農用地、特に畑は使用禁止）、規定された面積を超えないこと（烽火村は1戸160m<sup>2</sup>）、村の全体計画の合うことがあり、そして元の敷地と未利用地を使うことは勧められている。

徐々に厳しくなってきた、現在の規定になったが、今も都市部ほど徹底していない。「政策も変わっているし、実行する力も変わっている。昔、規定はそれほど明確ではなかったが、だんだんフォーマル化して、明確になってきたから、融通をきくことはできなくなった」だそうである。

昔は「山（森の土地）は村民小組で共有されて、好きなところに建て放題」、「（新築は）管理されていない。お金がないから新築もあまりしなかったけど」と「2016年に自家の山で新築したが、村に声をかけただけで建てた」だったが、1、2年前は衛星写真で許可されていない新築は認識されるため、知り合いに頼んで、どうかこそそして建てることはできた。一方で、今は村民小組の人に通報され、衛星写真であまりにも建て過ぎだと認識され、もしくは鎮の人は上の人に「厳しく管理せよ」と任務を課されたら、できた住宅も取り壊される。未来はますます厳しくなっていく。しかし、「いくら厳しくなっても建てる人はいるだろう」と村民はいった。

具体的には、村民に聞き取り調査をした時、「手続きが面倒すぎる。みんな報告しないよ。」「こそそして建てた多くの住宅は許可と所有証書をもっていない」と「新築に対する政府の管理に情実は結構関わる。知り合いがいるかいないかでだいぶ変わる」などの答えがあって、都市部ほど管理は徹底していないとわかる。そして、「規定によると、うちの新築は許可がもらえない。畑でも山でも建ててはいけないもの」と「本当に住む場所がないならもちろん許可するけど、周りの人はみんな住む場所があるのに新築する」によって、自分は規定違反の新築をしていると村民はわかっていると見える。また、「農村は末端である。都市ではでたらめに新築をしないでしょう？烽火村は今末端で、誰も見ていない、こないから、規定の目をかいくぐることができる。しかし、だんだん厳しくなってきたなあ、隠れる場所がなくなっている」と言った。

一方で、政府の人に聞き取り調査をした時、村民が報告をしない、管理が徹底されていないことについて、「報告はお金がかかる。そのお金をかけたくないから、村民は報告しない」「上の人が本気を出さないなら、村の人も見て見ぬふりをする。鎮の人の態度によるかなあ」と聞き取り調査で分かった。そして、管理は厳しくなっていることについて、村民と各レベルの政府機関の人は認識を共有している。「範囲も力も大きくなっている」「昔は政府の影響は小さかったが、これからどんどん大きくなる」と政府の人はいう。現状はどうなっているのかを聞き取り調査した時に、報告については「毎年20戸ぐらい報告する、1〜3戸は許可をもらえない」と「殆ど報告していない」という答えがあり、管理については「住宅の現状は把握している。許可無しの住宅は通報がなければ管理しない。通報があれば、もう建設が終わったならそれでいいが、まだ終わっていないなら処理する」という答えがある。

また、管理が徹底されていないことの原因について、村民と政府は両方「役場の人は都市に比べて管理する面積ははるかに広いから、管理しきれない」と言った。

#### 消失・空家化・倒壊への政府の関与

消失・空家化・倒壊の過程には政府は直接に関与することはしていない。それが既成事実となったら、倒壊した住宅（「退宅還耕」）を処理して、部分的に関与する。

#### 位置の変化への政府の関与

位置の変化は村民の主体的な行動である。ただし、自然村呉湾の村民によると、政府は新しい古い住宅地ではなく、古い住宅地で建替をすすめる呉湾の人に2万円の補助金を出したことがあった。ただし、このことは呉湾のみで聞いたので、参考までにする。

構造などの変化への政府の関与

関与していない。

まとめ

総じていうと、住宅の新築、建替、消失・空家化・倒壊、位置、構造などの変化は村民の主体的な行動である。しかし、政府は新築・建替を管理・制限することで一部関与し、かつ徐々に管理を厳しくしている。しかし、都市部ほど徹底していない。

#### 4.3.2. 公営住宅の新築・危険家屋の改修

「公営住宅の新築（易地扶貧搬遷）・危険家屋の改修（危房改造）」は出来事の5-1-2に対応し、2008-2018年の間のことである。

規定によると、村民は村に申請してから、村は状況を確認して計画を立て、鎮に報告する。そして、鎮の「危険家屋の改修小組」などは状況を確認して決定をする（毎年各村には危険家屋の改修の数量指標がある）。次に村民は施工して、終わったら鎮は検査して村民にお金を渡す。ただし、例外として、特に貧困な人（特困戸）は自ら報告しなくても、政府は問いかける。

資金は政府と村民はそれぞれ一部を出す。政府は危険家屋の改修の特別資金から、改修なら4千～6千元、新築・建替なら1万～2万元を出す。また、最初は施工の前に半分の資金を村民に渡したが、のちに施工後に渡すようになった。

このプロジェクトは2013年より烽火村で実施され、毎年5～30戸に行い、2019年までに合計約60戸に行った。例えば、村民小組田興のある村民はずっと家を借りていたが、電話で彼の意味を尋ねてから、村は老朽化した家の再建を申請し、50m<sup>2</sup>以上の家を建て直し、水道・電気・家具を整備した。

#### 4.4. 非住宅

表 95：非住宅系建物の変遷

位置	～1978年	1978年	1988年			1998年			2008年			2018年		
	公共施設	公共施設	公共施設	店舗付き住宅	生産施設	公共施設	店舗付き住宅	生産施設	公共施設	店舗付き住宅	生産施設	公共施設	店舗付き住宅	生産施設
中心100	+村役場	...	...	+掲き屋 +小売店1	+煉瓦窯	小学校	...	...	...	...	村役場	...	...	...
中心750	+小学校	+中学校 小学校	+納屋	...	...	...	+張王廟 +小売店2	...	...	...	...	麻雀店	...	...
							+探石場7	...	...	...	...	...	(飼料工場)	...
												+五猖廟 +霊園	+小売店4 +羊肉売り場	+養鶏場1 +養鶏場2 (+養牛場1) (+養牛場2) +羊牧場1
右上					+探石場1	...	+探石場2 +探石場3 +探石場4 +探石場5 +探石場6	...	...	...	...	...	...	+ (養鶏場3) +養鶏場4 +羊牧場3 +羊牧場4
その他												+スポーツ施設	+ウサギ農場 +養豚場 + (羊牧場2) +製砂工場	

4.4.1. 政府が関与する公共施設の変化

「政府が関与する公共施設の変化」は出来事の 5-2-1、6-2-1 と 8 に対応する。具体的には下記のようになる。

表 96：政府が関与する公共施設の変化

	1978-1988年	1988-1998年	1998-2008年	2008-2018年
+		診療所		霊園、スポーツ施設
-	中学校			小学校
移動		村役場、小学校		村役場、診療所

中学校について、元々村には小学校しかなかったが、子供（学生）の数が一時的に増えたため、1978年に新たに中学校ができた。具体的には、小学校は中学校と変更し、元の小学校は他の場所に移動したのである。また、1979年に学生数が元に戻ると伴い、中学校もなくなって納屋となった。

診療所は1998年政府が行政村ごとに診療所を整備した時に建設された。捻挫や風邪などの軽いケガや病気を治療できる（虫垂炎など小さな手術をするなら村民は鎮の病院に行く。もっと重い病気なら県の病院に行く）。県の衛生局に頼まれて、鎮の衛生院は定期的に診療所の基礎設備やお医者さんの腕などは基準に達しているかどうかを確認する。2018年に、全国94%の自然村には診療所が整備されているという<sup>35</sup>。

霊園は2008年に政府の民政部門によって建設されたが、ほとんど使われていない。みんな家に近い自家の山に埋葬される。

スポーツ施設は2014年に「民生工程（村民の生活を改善するプロジェクト）」の一部として建設された。省の文化庁の政策に基づき、鎮の文化站は申請し、基準に応じて建設した。完成したら、県は検査して資金を渡す。

小学校は1958年にでき、以降2回移動した。近年、子供は村にいなくなったため、小学

35 中国国家統計局：「2019年中国統計年鑑」  
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2019/indexch.htm>

校もなくなった。昔は鎮と村に建設され、教育局に管理される。

1988-1998年の間に、村役場と小学校は移動した。学生数は増加したのに、元の学校は対応できないため、一時的にここに移動した。しかし、のちに空き部屋ができたため、別の場所に移動した。ただし、これに鎮は関与せず、村と学校の先生が相談した決めたことである。

その後、2008-2018年の間に、村役場と診療所は移動した。診療所は村に住んでいない村民の家を借りていたが、その村民は村に帰って家で麻雀店を開設したいから、診療所は移動しないといけなかった。村と相談した結果、診療所は村役場の場所に移動し、村役場はなくなった小学校の場所に移動する。

これら公共施設の村民の利便性への欲求を満たしているといえよう。

#### 4.4.2. 政府が関与しない公共施設の変化

「政府が関与しない公共施設の変化」は出来事の5-2-2に対応する。具体的には下記のようになる。

表 97：政府が関与しない公共施設の変化

	1978-1988年	1988-1998年	1998-2008年	2008-2018年
+	納屋			五猖廟
-				

1979年に前述の中学校は廃棄され、自然村が共有する納屋となった。

五猖廟は土地廟（土地を司る神を祀る廟）である。1758年にすでに土地廟はあったが、1968年文化大革命の間に壊された。2001年に、村民は資金を集めて元の土地廟の敷地で現在の五猖廟を再建し、2009年にはさらに増築した。大きな廟は宗教局に管理されるが、この五猖廟は規模が小さいため、政府が関与していないようである。

また、前文で普通の住宅として扱った祖廟が挙げられる。祖廟は2種類あり、家庭用の祖廟はわりと面積が小さいが、同じ家系の人共有する祖廟は面積が大きい。祖廟は昔からあったもので、生活水準の高まりとともに、近年新築・建て替えることは増えている。

納屋、五猖廟、祖廟から、農村における共同体、宗教、血縁宗族の存在を確認できる。



図 163：祖廟

#### 4.4.3. 店舗付き住宅の変化

「店舗付き住宅の変化」は出来事の5-2-3と6-2-2に対応する。具体的には下記のようになる。

表 98：店舗付き住宅の変化

	1978-1988年	1988-1998年	1998-2008年	2008-2018年

			年	
+	小売店 1、搗き屋	張王廟、小売店 2	小売店 3	麻雀店、小売店 4、羊肉売り場
ー			小売店 1	

小売店 1 は村の最初の小売店であったが、現在廃棄されて普通の住宅に戻った。小売店 2 は 2 番目にできた小売店で、「烽火スーパー」と名付けられ、元村長が経営している。小売店 3 と 4 はそれぞれ「賀氏商店」と「百行スーパー」と名付けられる。麻雀店は前述の通り、元は住宅で、診療所を経て麻雀店となった。張王廟は元々普通の住宅で、今も全く同じように見えるが、そこ的人是る日突然悟ったと自称し、以降村民のために占いをするようになり、普段住んでいる家は張王廟となった。

規定によると、小売店は食品店と市場監督局が管理し、羊肉売り場も統一された屠殺、検疫と売買をするべきだが、都市部と違い、実際に上記の店舗付き住宅は基本的に管理されていない。「真剣に商売をする人は鎮で商売をしているので、村の店舗付き住宅はやっぱりやらなかったりすることが多い」と言われる。

#### 4.4.4. 生産施設の変化

「生産施設の変化」は出来事の 5-2-4、6-2-2、6-2-3、9 と 19 に対応する。具体的には下記のようになる。

表 99：生産施設の変化

	1978-1988 年	1988-1998 年	1998-2008 年	2008-2018 年
+	煉瓦窯、採石場	採石場 2~7		ウサギ農場、養豚場、養牛場 1~2、羊牧場 1~4、養鶏場 1~4、製砂工場
ー		煉瓦窯		採石場 1~6
内容				採石場 7 → 飼料工場

煉瓦窯は村で共有する企業で、住宅の新築・建替が増加し、煉瓦への需要が高まったため、1980 年に建設された。のちに別の場所により規模の大きい煉瓦窯ができたため、村の煉瓦窯は儲からなくなり、なくなった。

採石場は煉瓦窯と同じく、住宅の新築・建替が増加して、石への需要が高まった結果である。ただし、中には原材料の提供のみをする陶石の採掘場があった。全部手続きなしで勝手に開設された。のちに石と陶石が徐々になくなり、その上、政府はエネルギーの消費量が多いかつ効率の低い産業の代わりに、エネルギーの消費量の少なく、効率の高い、かつ環境に優しい産業を発展しようとしたため、採石場は廃棄された。一つは飼料工場に変わったが、長く続かず、現在廃棄された。

養豚場は都市から村に戻った村民が 2007 年に 30 万元余りを集めて建設されたのである。今は現地でわりと規模の大きい養殖場であり、50 万元以上投資され、豚 200 頭、敷地 1000m<sup>2</sup> 以上あり、24 万元の収益がある。また、これは「涼亭鎮烽火村貧困扶助産業基地」として政府と協力している。政府は技術の面などで養豚場に支援を提供し、同時に養豚場は村を通して貧困戸に就職の場を提供する。そのため、貧困世帯は 1 世帯 200 元と増収した。養豚場と協力するとき、鎮の副書記（ナンバーツ）と村の主任（ナンバーワン）は責任者で、鎮の獣医駅のナンバーワンは技術面での責任者である。

養牛場 1 は「宿松県シンメンタラー養殖基地」と名付けられる。村民 2 人は養豚場みたいに政府と協力して、支援をもらいたいが、承認を得る前に建設を開始し、今も承認を得ていない。それで 2 人は補助金なしで、自分で経営すると決意したが、うまくいかず、結局牛を全部売って、養牛場 1 を廃棄した。

養牛場 2 は「永旺生態農業專業合作社」と名付けられ、2017 年に建設された。200 万投資したと書いているが、実はそれほど多くないと聞取調査で分かった。養牛場 1 と同じく、う



まくいかず、廃棄された。



図 164：養牛場 2

羊牧場 2 は去年廃棄された。

羊牧場 4 は「宿松県丰興牧業会社」と呼ばれ、村で最も規模の大きい養殖場である。養豚場と同じく、村を通して貧困戸に就職の場を提供する。

養鶏場 2 は他の自然村の人が項屋の山を請負して建設された。鶏数万羽を放し飼いし、鶏は外で走りまわって、いかなる所で卵を産み、夜になったら鶏小屋に戻る。通り過ぎる車に押しつぶされて死んだ鶏は多数ある。鶏は山の植物や他人の野菜畑の野菜を食べる。野菜畑を柵で囲んでも、飛び込んで食べる。そのうえ、鶏の排泄物は水を汚すため、近所と紛争ができた。村は仲裁をする。

製砂工場は環境、特に近くの沼をひどく汚染している。

規定によると、上記の生産施設の建設は土地利用の変化に関わるため、経営者は政府に報告して同意をえないといけない。そして、基準を満たせば、所有者は政府からお金（養殖場の補助金、貧困扶助の補助金やローン）または技術の面などで支援がもらえる。また、養鶏場 2 のように近所と紛争ができる時に、村は仲裁をする。村民は提案を出せば、村（主任）と鎮（経済振興プロジェクトを担当する副鎮長を始め、林業局など）は決定をする。補助金を申請するなら、国土局など 9 つの部門に関わる。

しかし、実際はごく一部の生産施設しか報告していない。牛糞の処理などは基準に満たしていないからである。政府は村民の生産性への欲求を満たそうとしてプロジェクトをたてているが、うまくいかないことがある。

村の養殖場はすでに一部廃棄され、廃棄寸前にあるものも多数ある。「村民は都市で新鮮な物事をたくさんみて、養殖場をやりたいようになったが、やり方がわからず、規範にも合わず、長くは続かない」「政府の補助金がないと、村の生産企業は継続しにくい」「お金とコネがないと難しいね」と言われた。

#### 4.5. 畑

##### 4.5.1. 「退宅還耕」

「退宅還耕」は出来事の 10 に対応する。具体的には下記のようなになる。

表 100：退宅還耕

	2008-2018 年
(合計)	0.112 km <sup>2</sup>
建物→畑	0.016km <sup>2</sup>
森→畑	0.096km <sup>2</sup>

前述のように、空家化・倒壊する住宅が多い。そのうえ、全国の農地は18億畝以下とならないようにする政策がある。農用地を保全すると命じられているが、都市は発展の中で必ず周りの農地を侵食するため、減った農地の分を農村で買うこととなっている。

これを背景に、「退宅還耕」は烽火村で実施された。村は村民の意見を尋ねて、旧宅が壊されてもいい人は補助金がもらえる。村民の同意を得たら、政府は旧宅を解体して、商品作物の畑にし、または農地に開墾して村民に任せる。住宅地が農地になってからも土地の使用権は変わらないので、村民に任せる場合は、元の住宅地の使用権の持ち主さえ同意すれば、誰でも野菜を栽培できる。このプロジェクトは鎮が担当して、省政府が検査する。ただし、村の全体計画にあい、「退宅還耕」の基準を満たさないといけない。補助金は2万元/畝で、郷と鎮は30%、村は40%、そして個人は30%もらえるようだが、村民がもらえる補助金は少ないため、同意しない村民もいる。

今までは甘壟、曹灣、楊屋という3つの自然村で大規模な「退宅還耕」を行った。2018年だけで50～60個の住宅を解体したと鎮の人から聞いた。例えば、自然村甘壟の古い住宅地には元々10～20個の住宅があり、昔はにぎやかであった。しかし、直近10年間で、自然村の人はみんな道路沿いに引っ越しするため、古い自然村に住んでいる人は殆どいなくなった。2017年に村の主任が計画を立てて、甘壟で「退宅還耕」を行い、排水溝も整えた。現在村民はそこを野菜畑として使っている。ただし、同意しない村民もいるので、開墾された畑の真ん中で数個の住宅が立っており、使われている住宅も空家もある。

2020年までに、7個の自然村の合計9箇所で「退宅還耕」を実施するつもりである。



図 165：「退宅還耕」（自然村甘壟）



図 166：「退宅還耕」（自然村甘壟）

#### 4.5.2. 「森を商品作物の畑」

「森を商品作物の畑」は出来事の11に対応する。具体的には下記のようになる。

表 101：森を商品作物の畑

	2008-2018 年
(合計)	0.272 km <sup>2</sup>
森→畑	0.203 km <sup>2</sup>

他→畑	0.069 km <sup>2</sup>
-----	-----------------------

「森を商品作物の畑」は政府が村で特徴的な産業を作るプロジェクトであり、現在は楊屋、蘆屋と曹灣という3つの自然村で実施されている。全部アブラツバキを栽培しているが、曹灣は昔茶畑であり、のちにアブラツバキを栽培するようになった。

実施する過程として、ボトムアップとトップダウンの2種類がある。

トップダウンとは、政府は「烽火村は今年アブラツバキのプロジェクトを3つできる」などで割り当てることである。まず、県や鎮の専門家は現地で考察し、村に適する産業を決めて計画を立てる。そして、村は敷地を選択し、敷地の（使用権の）所有者を確認する。所有者が村民小組である場合は村民小組がプロジェクトを実施し、村民である場合はその人がやりたいなら個人で実施し、やりたくないまたはできないなら、村民小組がお金を払って土地を借りて実施する。確認できたら村は上に報告して政府の許可をもらう。ただし、個人で実施する場合はまず自身で森を開墾しないといけない、その上で政府はローン、苗木や技術的指導などを提供し、販路を探してあげる（ただし、この場合は売る価格が低いため、基本的には村民が自分で販路を探す）。

ボトムアップとは、自らこのプロジェクトをやりたい村民が申請することである。まず村民や企業が提案し、または村が推薦をする。そして、村や鎮は状況を確認して上に報告する。その後、県は政策に応じて同意するかどうかを決める。それ以降の実施の部分はトップダウンと同じである。

村の産業を振興する評判の良いプロジェクトである。しかし、山が共有される一部の村民小組では、プロジェクトの実施は全ての人の同意を得ないといけないため、協力しない人がいると、プロジェクトの実施はとて難しいことがあると聞取調査で分かった。



図 167 : 「森を商品作物の畑」(楊屋)

#### 4.5.3. 開墾

「開墾」は出来事の12に対応する。具体的には下記のようなになる。

表 102 : 開墾

	2008-2018年
(合計)	0.065 km <sup>2</sup>
森→畑	0.041 km <sup>2</sup>
他→畑	0.024 km <sup>2</sup>

村民は新築した家の近くで野菜畑を開墾することがある。

#### 4.5.4. 畑が荒れる

「畑が荒れる」は出来事の13に対応し、具体的には下記のようなになる。

表 103 : 畑が荒れる

	2008-2018年
--	------------

(合計)	0.442 km <sup>2</sup>
畑→森	0.440 km <sup>2</sup>
畑→他	0.002 km <sup>2</sup>

2008 年までは、若者は都市に出稼ぎに行き、お年寄りは村に残して農作業をするため、畑の面積があまり変わらなかった。ただし、2毛作から1毛作に変わった。

しかし、直近10年間で、お年寄りは徐々に年をとって体力が落ち、農作業できなくなったため、畑は荒れるようになった。現状として、3割の平坦で農作業は機械化でき、かつアクセスしやすい畑は流動されているが、7割の丘陵地にある畑は殆ど荒れている。

昔は自給自足であったが、今は米を買って食べる人は多くいる。私の祖父母もそうである。

野菜畑はまだある。ただし、基本的には祖父母や親の世帯の人しか野菜を植えない。若者は農作業できず、村に帰っても親の植えたものや買ったものを食べることにしかできない。

荒れた畑にはまず草ができる。10年以上たったら、木ができる。

#### 4.6. 森

##### 4.6.1. 保安林

「保安林」は出来事の14に対応する。具体的には下記のようになる。

表 104：保安林

	2008-2018 年
(合計)	0.281km <sup>2</sup>
畑→森	0.086 km <sup>2</sup>
他→森	0.195 km <sup>2</sup>

「保安林」とは政府が耕作に適さない（環境が複雑で、灌漑施設が整備されていない）畑を森（殆ど保安林）にすることである。

村が各村民小組の状況を確認して提案し、村民の同意を得た後、県の国土部門に報告する。県が状況を確認したら、統一計画をして、鎮（国土所、林業局などか関わる）に実施してもらう。

2002～2018 年の間に烽火村で行ったが、2002～2008 年は 0.466 km<sup>2</sup>、2008～2018 年は 0.281km<sup>2</sup>実施したようである。

##### 4.6.2. 森が茂る・衰退

「森が茂る・衰退」は出来事の15、16に対応する。具体的には下記のようになる。

表 105：森が茂る・衰退

	1978-1988 年	1988-1998 年	1998-2008 年	2008-2018 年
+	「荒れた山に松を植えて、森が生い茂る」	「森が茂る」		森が茂る（他→森、0.249 km <sup>2</sup> ）
-				森が衰退（森→他、0.029km <sup>2</sup> ）

森が茂ることについて、生産責任制を実施してから、一部の山（の使用権）は村民に分けられたが、村民は柴を使うため山に松を植え始めた。しかし、以降一部の人は出稼ぎのため村を離れて、村に住んでいる人も柴の代わりにガスを使い始め、そして住宅の構造も変わって木を梁にすることが少なくなった。よって、森は一層と茂る。

森が衰退することについて、たまには木を切って売る人はいるが、儲からないためこのようなことはとても少ない。他は自然的な衰退である。

また、昔の森にはキジ、ウサギ、キツネなど小動物が多くいた。住宅の面積は今よりだいぶ小さく、道路沿いの住宅は全部なかったため、当時の森の面積は現在に比べてとても広い。現在はいたるところに家が建てられており、隠れ場所がなくなった小動物は見られなくなった。

#### 4.7. 水域

##### 4.7.1. 沼が拡大・増える、縮小・消える

「沼が拡大・増える、縮小・消える」は出来事の17、18に対応する。具体的には下記のようなになる。

表 106：沼が拡大・増える、縮小・消える

		2008-2018年
沼が拡大/増える	(合計)	0.037 km <sup>2</sup>
	畑→池	0.014 km <sup>2</sup>
	森→池	0.012 km <sup>2</sup>
	他→池	0.011 km <sup>2</sup>
沼が縮小/消える	池→森	0.008 km <sup>2</sup>

面積が拡大し、または新たにできたのは基本的に村民が請け負って養殖場にしたアクセスしやすいところにある沼である。

面積が縮小し、または消えたのは家に水道水ができ、沼を使わなくなったからである。「縮小して仕方がない」と村民は聞き調査でいった。



図 168：沼（左：面積が縮小。右：消える）

#### 4.8. 関連

##### 4.8.1. a 橋、道路施設や水の関連施設の整備

2008-2018年間の出来事である。

橋は2008年に幹線道路とともに建設された。

道路施設について、2018年に街路灯ができた時、村民は自家の街路灯を回収した。ガードレールなど他の道路施設の整備は道路の幅が拡大してからの直近5年間のことである。

護岸やガードレールなどの水の関連施設も直近5年間にできた。

井戸は各世帯が自分の家で作ったものである。便利で、地下水もきれいだが、作る時は手間がかかる上、水が出るとは限らないから、90年代以降、井戸の建設は殆どなくなった（自然村項屋では祖父母の家のみが90年代以降に井戸を作った）。水道水ができたのは2010年ぐらいである。

沼の関連施設の整備について、昔は数量指標があって、毎年村ごとに1、2個の沼で実施する。現在は数量指標がなくなり、村ごとに全ての沼の関連施設を整備し、政府の人も村ごとに検査する。基本的に政府が資金を出して整備するが、村民がより良く整備したいなら、各自で出資し、または現場で工程を監督したり、直接施工に参加したりすることはできる。

#### 4.8.2. b 自動車の使用の増加

2008-2018年の間の出来事である。「近年自動車はますます多くなってきた。特に旧暦正月の時に」と聞取調査で分かった。

#### 4.8.3. d 土地(畑・森・水域)と不動産の諸権利の確認：門標の発行、土地の所有・使用の証書など

##### 土地制度の歴史

1950年までに、村の人は地主、小さな地主や富農、と貧雇農の3種類に分けられる。地主は土地と生産手段を持つ。小さな地主や富農は土地をもち、生産手段(道具など)をお金で買う。貧雇農は土地もお金もなく、地主の土地を借りて農耕し、毎年地主に粟(1畝あたりに100kgぐらい)などを支払う。

1950年の土地改革のなかで、地主や富農等の所有していた家畜、農具、食糧などは没収されて農業合作組(基礎組織。自然村に近い)の所有となり、のちに人数に応じて各世帯に均等に配分された(例えば、当時祖父の家には親2人と子供6人いるため、合計8人分の土地が配分された)、そして「土地と不動産の所有証書(土地房産所有証)」は発行された。つまり、この時期の土地は個人所有である。また、合作組全体が所有する土地は土地改革前後で変わらなかった。配分された土地の中、山の面積は最も広く、田は二番目で、畑は最も小さい。

1958-1982年の間に、農業集団所有化、または「合作化運動」を行なった。この運動において、政府は生産手段を含めて個人所有の土地を集団(生産小組)所有にし、売買不可にして、そして村単位の互助組を設立し、初級合作社と高級合作社を経て、人民公社体制を全国的に実施し(烽火村は「涼亭烽火公社」、統一労働・経営を実施し、年末に労働量に従って分配を行う完全な公有制となった。「土地と不動産の所有証書」も県に回収されたようである。「畑を集団所有にするのは難しかった、全部できるまでに2、3年はかかった」ようである。具体的には、当時は村民小組に相当する「隊」があり、隊長と会計以外は隊員である。隊長はその日に、何時から何時まで、男と女はそれぞれ何をするのか、という仕事スケジュールを立てて、統一労働を実施する。また、各戸は農業現物税を納める。年末に、サツマイモ、油、ピーナッツ、大豆、穀物などの収穫を労働量と各世帯の人数に応じて配分する。「いかなるものは配分された」のである。農業集団所有化は農民を深く影響したという印象を持っているが、「個人労働が統一労働になったけど、各世帯、各自然村の土地はあまり変わらなかった」と聞取調査で分かった。

1978年以来、人民公社が解体されて、生産責任制(経営自主権を保障する制度)を実施した。政府は土地所有権と使用权を分離し、所有権を国家と集団に帰属させたまま、使用权を農民に譲渡する。烽火村において、1980年ごろに山と畑の所有権と使用权は村民小組に、1985年ごろに畑の使用权は村民に譲渡された。のちに一部の村民小組では山の使用权も村民に譲渡されたが、水域の使用权は村民小組で共有するままである。「人数に応じて均等に配分する」と政府は決めたが、実施は村民小組各自で行なった。土地改革の時より人数が増

えたため、一人当たり配分される土地は小さくなった。また、その後人数が大きく変わったため、90年代に村民小組内部ではもう一度土地配分をした。具体的な分け方について、30年ごとに1回村民小組内部で人数に応じて土地を配分する。土地を質によって等級を決め、等級ごとになるべく均等に分けるが、ダメならくじ引きで決める。そして、各世帯が所有する土地をなるべく一箇所にまとめる。1回配分したら、30年の間でこの世帯の土地は変わらない。人の変動があったら家庭内部で決める。例えば、就学（大学）、就職、結婚などで戸籍が村になくなれば、その人の土地は自動的に両親のものとなり、家庭内部で分けられる。なくなったら人の土地は家族で相談して、基本的には子供のものとなる。生きている間に自分の土地を一等親に譲渡することができる。

## 証書

不動産、土地、水域の所有・使用証書は県以上の部門しか発行できない。

### ● 不動産（住宅地）

各世帯が所有する。

1951年に発行された「土地と不動産の所有証書」は漏れが多い。例えば、祖父の家族はみんな記録されなかった。

2009年に、県は村の住宅地の所有状況の確認と記録をし、証書と門標を発行した。のちにもう一回門標は発行されたようである。

2018年に、中国で農村住宅の不動産の登録と証書の試験的な実行は正式的に始まった。

また、住宅地の証書として「集団土地の使用権証書(集体土地使用証)」があり、持ち主は農民集団で所有する土地に対して所有権と使用権を持つことを証明するが、これを持っていない村民がいる。

現状として、住宅の一部は政府の許可をもらい、記録され、証書が発行されたが、記録と証書のないものもたくさんある。「ここら辺（の新築した住宅）は全部証書がない。許可をもらっていないから」という。

### ● 土地

畑は各世帯が所有する。山は村民小組によって、各世帯または村民小組が所有する。

前述のように、1951年に発行された「土地と不動産の所有証書」は漏れが多い。

2008年、政府は山の使用権を確認して「林権証」を発行した。70%の山は集団所有で、30%は個人所有である。譲渡するには手続きが必要である。

2015年に「農村土地請負経営権証書(農村土地承包経営権証)」は発行された。その過程として、2014年11月に、政府は村民と各世帯が（使用権を）所有している土地を確認し、地図に世帯主または村民小組の代表者にサインしてもらった。2015年1月に、自然村内部で使用権を確認した。2015年に、戸主（全部男）に代表される各戸は村民小組と1995～2025年の請負契約を結び、「農村土地請負経営権証書」は発行された。これで村民は土地を使用し、流動させ、（使用権を）売買・譲渡する権利があると証明される。詳しい情報は政府の台帳に登録されている。

現在、全ての土地は記録され、権利証書が発行された。

### ● 水域

村民小組が所有する。

個人が請負をする場合は村民小組と契約を結べばいい。政府は証書を発行しない。

## 土地調査

### ● 全国土地調査

第一次全国土地調査は1984年5月～1997年末に行なった。現地調査をして作成した地図は不完全で質もあまり高くない。

第二次全国土地調査は2007年7月～2009年10月に行なった。タスクは土地利用現状、土地の所有・使用権（9割以上の土地の権利を確認し、集団所有の土地の登録と証書の発行を完成）と基本的な農地を調査し、土地利用データベースを構築し、調査結果を整理・報告することである。また、調査に基づいて、土地資源の変化を統計、監視かつ迅速に更新でき

るメカニズムを確立することを目指す。リモートセンシング、地理情報システム、グローバルな衛星測位システムなどの技術を使った。

第三次全国土地調査は2017年10月～2020年（予定）に行ない、現在進行中である。前回と比べて、政府の手元にある情報が多い上、リモートセンシング画像の解像度やデータ管理・転送などの技術も進歩したため、より徹底的、精密に調査できる。

- 土地変更調査

2010年以降、畑、森、水域など土地利用の状況を通常2年に1回衛星写真で確認し、調査結果に基づいて土地の属性を変更する。鎮の国土局が担当し、調査結果は公開されていない。

管理

住宅の新築の管理は前述の通りとなる。

農用地から非農用地への転用は厳しく制限されている。リモートセンシングの画像によって農用地で新築することがあるかどうかを確認し、あれば関連部門に確認するよう指示する。

森について、開墾して何かを栽培することは基本的に管理されていない。養殖場を作ることには政府は支持的である。そして、新築することは制限されている。

まとめ

証書と土地調査の状況によって、政府が村に与える影響は明らかに増えていることがわかり、政府を主体とする権力は農村で強化されているといえよう。また、土地調査で使用する技術の進歩により、環境の情報を全て把握する環境管理型権力システムは徐々にできている。そして、沼の所有と使用など、村民小組内部で決め、政府が関与しないことと、住宅の証書など、政府の管理が都市部ほど徹底していないことがわかった。

#### 4.8.4. e 「2種類の地区」、「基本的な農地」

具体的には下記のようなになる。

表 107 : 「2種類の地区」、「基本的な農地」

1998-2008年	2008-2018年
「基本的な農地」	「基本的な農地」「2種類の地区」

「基本的な農地」は2008年前から指定され、前述の通り、2008年烽火村の80%の畑(2.3821km<sup>2</sup>)である。そして、「2種類の地区」の指定は2018年からであり、烽火村の畑(1.708km<sup>2</sup>)57%をしめる。

「基本的な農地」と「2種類の地区」は政府の人が責任を持って保護し、普通の農用地よりも非農用地への転用を厳しく制限している。

#### 4.8.5. f 畑や森の流動化

2008-2018年間の出来事である。

畑について、政府を通して700戸の持っている1.33km<sup>2</sup>(2000畝)の畑は流動されているようである。また、村民が自ら大規模穀物生産者と契約を結んで流動されているのは0.533～0.667 km<sup>2</sup>(800～1000畝)ぐらいで、1畝あたり年間約200元がもらえる。ただし、「平坦で面積が広いのに荒れた農地があるから、土地の流動システムはあまり良くないようだなあ」と聞取調査で分かった。

森について、村は龍成集団という企業と請負経営の契約を結んで、0.67km<sup>2</sup>(1000畝余り)の森は流動され、村民は賃貸料と労務費をもらう。今後は1.33km<sup>2</sup>(2000畝)流動させる予定である。村民によると、「村の山(森)は殆ど流動されていない」という。

このうち、5世帯の土地の流動は貧困扶助のプロジェクトの一部である。



#### 4.8.6. g 農業補助金

中国の農業補助金政策は1950年代後半に始まり、度々の変遷を経て、現在は基本的に毎年1畝あたり約100元の補助金がもらえる。

これについて、村民は「補助金をもらって嬉しいけど、そのために農耕をするかといったらしない。出稼ぎの方が稼ぐ」といった。

#### 4.8.7. h 養殖場（田・水域）

2008-2018年の間の出来事である。

産業で貧困扶助をするプロジェクトとして、村が集団で所有している養殖場「大塘生態養殖専門協同組合」がある。20万元の投資で5万元の増収を達成した。

個人の養殖場として、自然村清塘の沼を請け負って開設したエビ養殖場などがある。沼は村民小組で共有する上、養殖場の開設は灌漑に影響するため、村民小組の同意を得る必要があるが、村や鎮の許可は必要ではない。

#### 4.8.8. i 省レベルの公益林

2008-2018年の出来事である。

村で0.063km<sup>2</sup> (94.32畝)の森は省レベルの公益林に指定された。公益林とは政府が協定を結んで公表し、責任を持って保護する森のことである。持続可能な森林管理と生物資源の利用のために、原則として公益林の半分のみを利用する。

貧困世帯の一人は村を通して自然保護官を担当する。具体的には森をパトロールして、森林資源を破壊する行為を停止し、火災源の管理を強化する。それでその人の月収は500元以上増加した。

#### 4.8.9. j 環境汚染

2008-2018年の出来事である。

近年、村はゴミ収集所を設置し、ゴミは毎日回収されている。

しかし、村民はポイ捨てをする習慣がある。そしてプラスチックを燃やす。普段都市や鎮に住む人は「汚い」「環境汚染があるのは村に帰りたい原因の一つ」といっているが、普段村に住んでいる村民はあまり意識せず、または気にしていないようである。

政府の対応として、自然保護官はパトロールをするときについてゴミも拾うようになったが、あまり効果がないようである。

### 4.9. 他

#### 4.9.1. データ

データについて、きになることは2点ある。

毎年に出生・結婚・死亡などの人数を鎮に尋ねた時、「データはあまり正確ではない。村に住んでいない人と、報告しない人が多くいるから」と答えた。管理は都市部ほど徹底的ではないといえよう。

また、村役場には村の過去の資料がない。昔はデータの管理が混乱なうえ、村役場には大きな変動が一回あったため、その時に資料は紛失されたようである。これに対して、現在の資料は村にきちんと管理されているし、鎮や県もそれを記録に止める。管理はますますフォーマル化してきたようである。

#### 4.9.2. 貧困扶助

前文には「貧困扶助」の言葉が何度も出てきたが、文字通り、貧困世帯を扶助することである。貧困世帯とは一人あたりの年収が2300元未満（2017年の基準）の世帯のことで、2020年までに全ての貧困世帯が貧困脱却する（一人あたり一年の純所得が3500元以上）ことを目指して、政府は前述の一連のプロジェクトを実施している。

貧困扶助をするときに、村民のより良い生活への欲求を満たしながら、政府は多くの情報を手に入れ、農村への影響を拡大している。

例えば、「精密かつ正確な貧困対策」を実現するため、政府は村民の情報を把握して管理台帳に登録する。情報とは、現状（家族の状況、世帯と人数、収入、貧困の原因、収入源と収入など）、問題（貧困対策、主要な困難、問題台帳の作成）、対策（過去の貧困扶助の計画、措置と効果）などがある。そして、政府の中で責任者を決めて、村民と1対1のペアを結び、世帯ごとに貧困対策の計画と締め切りを決めて、貧困脱却まで定期的に扶助する。そして、補助金を提供する。

また、毎年貧困扶助で3千～4千元をもらって「このままでいいや」と思って働かない村民もいるようである。

#### 4.9.3. 鎮政府（一部）

村の土地利用に関連する鎮の政府部門は以下となる。

林業局は森を管理する。

城鎮計画局は道路、ガードレール、街路灯などのインフラ、そして建物の建設を管理する。

土地局は土地利用の変更と建物の建設を管理する。

国土所（国土資源管理所）は土地利用の変更を管理し、地質学的自然災害を防ぐ。

住建部（住房城郷建設部）は農村の環境を整え、廃棄物の分別と処理、水道とトイレの改善、違法建設の検査などをする。

これから上記の部門は自然資源局に合併すると聞取調査で分かった。

0から部門ができ（例：国土所は2005年12月に設立）、管理がますますフォーマル化して、そしてこれからは合併することにより、政府機関の機能はますます強化している。

#### 4.9.4. 村役場

村役場には村民委員会と中国共産党支部がある。村民委員会のナンバーワンは主任（村長）で、他には副主任と2～3名の委員がいる。党支部のナンバーワンは書記である。村長と書記は兼職である場合がある。他には婦女主任、組織委員、宣伝委員等がいる。そして、村ごとに担当する警察がいる。

選挙は元々3年に1回、現在は5年に一回行う。党員は党支部の委員を5人選出し、村民は村民委員会の委員を3人選出する。そして、一人っ子政策幹部と貧困扶助幹部は上の政府に指定される。

村役場は村民と政府の連絡係で、人それぞれ担当する事務がある。普段は村の貧困扶助、財務、セキュリティ、環境衛生、森林火災予防、道路、民生工程（村民の生活を改善するプロジェクト）などを処理する。最近やっているのは沼の関連施設の整備、野外トイレの改修（浄化槽に改造するよう命じられる。数量指標と補助金があり、完成必須のタスク）や「退宅還耕」などである。

村役場の人々は基本的に烽火村出身の人である。

#### 4.9.5. 自然村・村民小組

村民小組には組長と組員がいる。組長は基本的に地元で信頼されている人が担当する。規定によると、年に1回選挙するはずだが、利益がない上やることが面倒なため、みんなやりたくない。よって、元の組長が数年間やり続けることが多い。組長をやりたい人、または現在

の組長に不満がある人がいれば、村に伝え、現在の組長、関与したい組員と村は選挙を行う。組長は村民と村の連絡係で、具体的には一人っ子政策、貧困扶助数量指標、沼の関連施設と道路の整備などに関与する。政府の政策と割り当てられたタスクを村民に伝え、村民の問題や村民の間のもめごとを解決し、解決できない場合は村に伝える。

また、80年代に沼の関連施設や灌漑施設の建設は村民小組がやったが、現在それは政府が担当する。

そして、日中に村民の表玄関は殆ど開いたままで、入りたい人は誰でも入れる。ただし、自然村によって慣習と雰囲気異なる。例えば、村の中心部と幹線道路沿いの人は見知らぬ人を見てもそれほど警戒しないし、祖父の名前を言えばみんなわかって相談にのせてくれる。一方で、幹線道路から離れた村民小組の人は見知らぬ人を見かけたら「だれ？何の用？」と問いかけ、一部の村民小組ではほぼすべての家に犬がいる。とても攻撃的な犬もいたため、たまには家の近くまで行ってインタビューをすることはできなかった。見知らぬ人を警戒するが、昔犬が恐水病にかかったことがあるため、現在犬を飼わない自然村もある。自然村の慣習と雰囲気はそれぞれ異なる。

また、こそこそして小売店にスナックを買いに行った時、道路を通ると常に村民に見られている（見守られている）と気づいた。また、村民は互いに熟知し、よく相談するため、誰がどこで何をしたのか、すぐみんながわかる。家の外ではあまりプライバシーがないなあと考えた。

#### 4.9.6. 計画・改革

烽火村の全体計画について、県の国土局は計画を立て、郷・鎮の国土所は実施をする。

農村改革について、農村部の産業は効率的ではないから農村部から都市部への変遷や人の移動が起きるが、現在政府は農村改革の中で文化・健康産業など第三次産業の発展に焦点を当てる。

## 5. 結論

形態的変遷、出来事、人の関与を総合してみると、以下3点の結論があげられる。

①政府が村に与える影響は明らかに増していることから、政府を主体とする権力は農村で強化されているといえる。

②インフラ整備や経済振興プロジェクトなど、基本的に村民の求めることをすることによって、農村を掌握しようとしていることから、規律訓練型権力から環境管理型権力への移行が見られる。具体的には、人が生産性（ex. 養殖場、商品作物の畑、土地の流動化）・利便性（ex. 舗装道路・公共施設の整備）・安全性（ex. 危険家屋の改修）などへの欲求を利用し、技術によって環境（ex. 衛星写真で土地利用を調査）と人（ex. 戸籍）の情報を全て把握し、人を制限できる（ex. 新築、土地利用）環境管理型権力システムは徐々にできている。

③沼の所有と使用など、共同体（自然村）内部で決めれば政府が関与しないことと、建物の所有権の確認や新築など、政府の管理が都市部ほど徹底していないことから、農村における共同体の存在は、人々の行動を明示的に制御する規律訓練型権力のみならず、気づかないうちに制御される環境管理型権力にも抵抗する可能性を示している。

権力は資本と同じく、自ら反省して自己抑制することはしない、そして技術はそのよい武器になる。これらに抵抗できるのは人のみで、人の考え方、気持ち、ライフスタイルなどである。どんどん衰退しているが、農村には未来の可能性が潜んでいると信じており、新たな農村を期待している。

## 6. 付録

### 6.1. 自然村項屋

下の図は自然村項屋に住んでいる潘姓家族の家系図である。

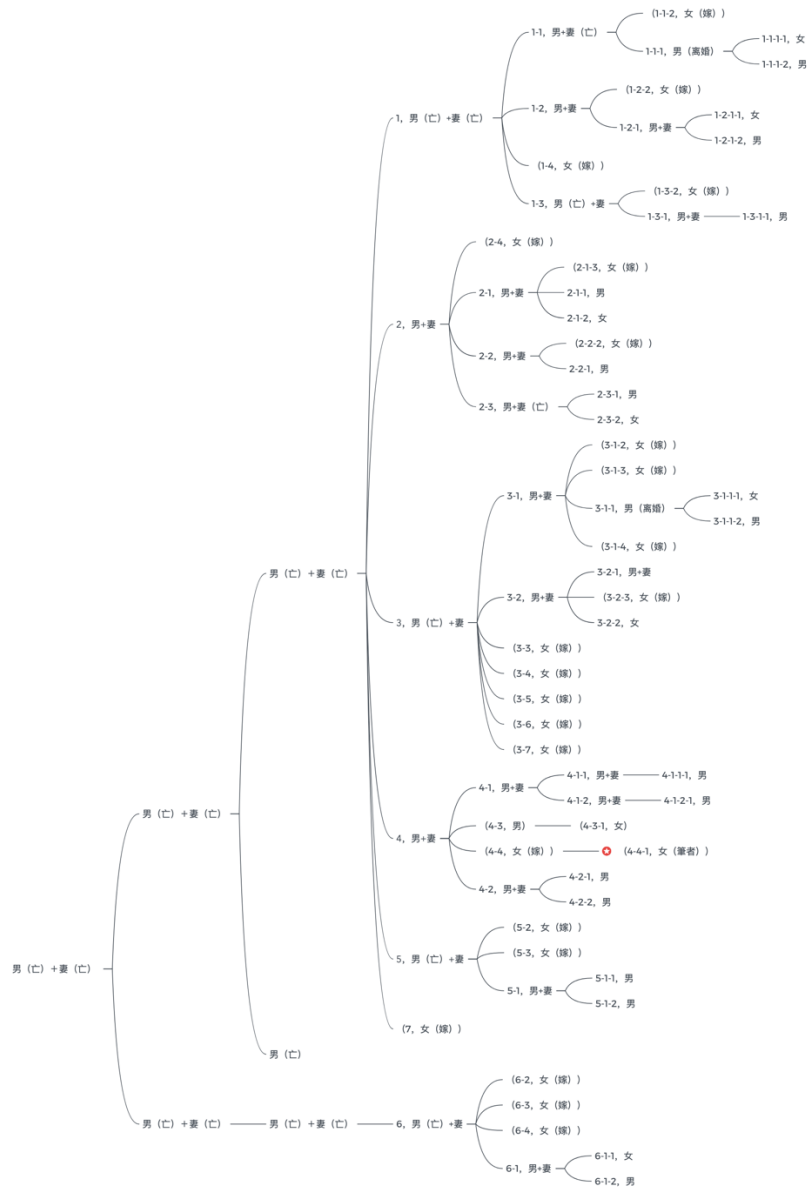


図 169 : 家系図

表 108 : 建物の変遷

	1	2	3	4	5	6
～1963						
1963		新築●				
1966			新築●			
1967				新築●		
1968						新築●(1)
1986		新築●(1)	新築●(2)			
1987					空家化▲(1)	新築●(2)
1991					新築●(1)	
1992			新築●(1)			
1998	新築●(1)					
1999	新築●(1)	新築●(1)				
2004					空家化○(1)	
2005						
2006		新築×2	空家化○(2)	新築●(1)	新築●(2)	
2006					空家化○(2)	
2010						空家化○(2)
2012	空家化○(1)					空家化○(2)
2014	空家化○(1)	空家化○(1)	空家化○(1)		人が移住●(2)	
2015						
2016			空家化▲(2)			
2017					新築●(1) (養生場)	
2018					空家化○(1) (養生場)	空家化▲(1) 新築●(1)

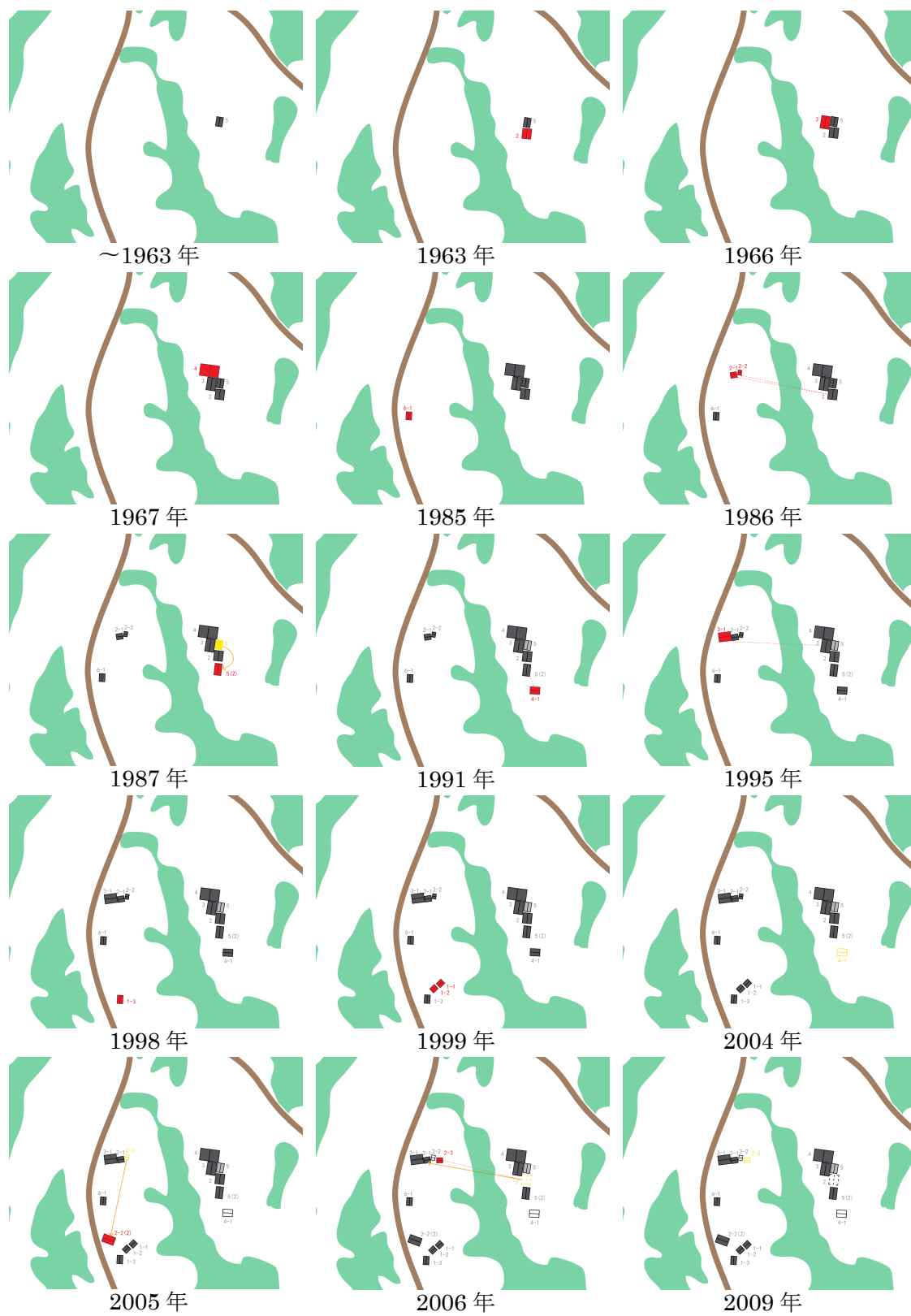
表 109 : 建物の変遷のまとめ<sup>36</sup>

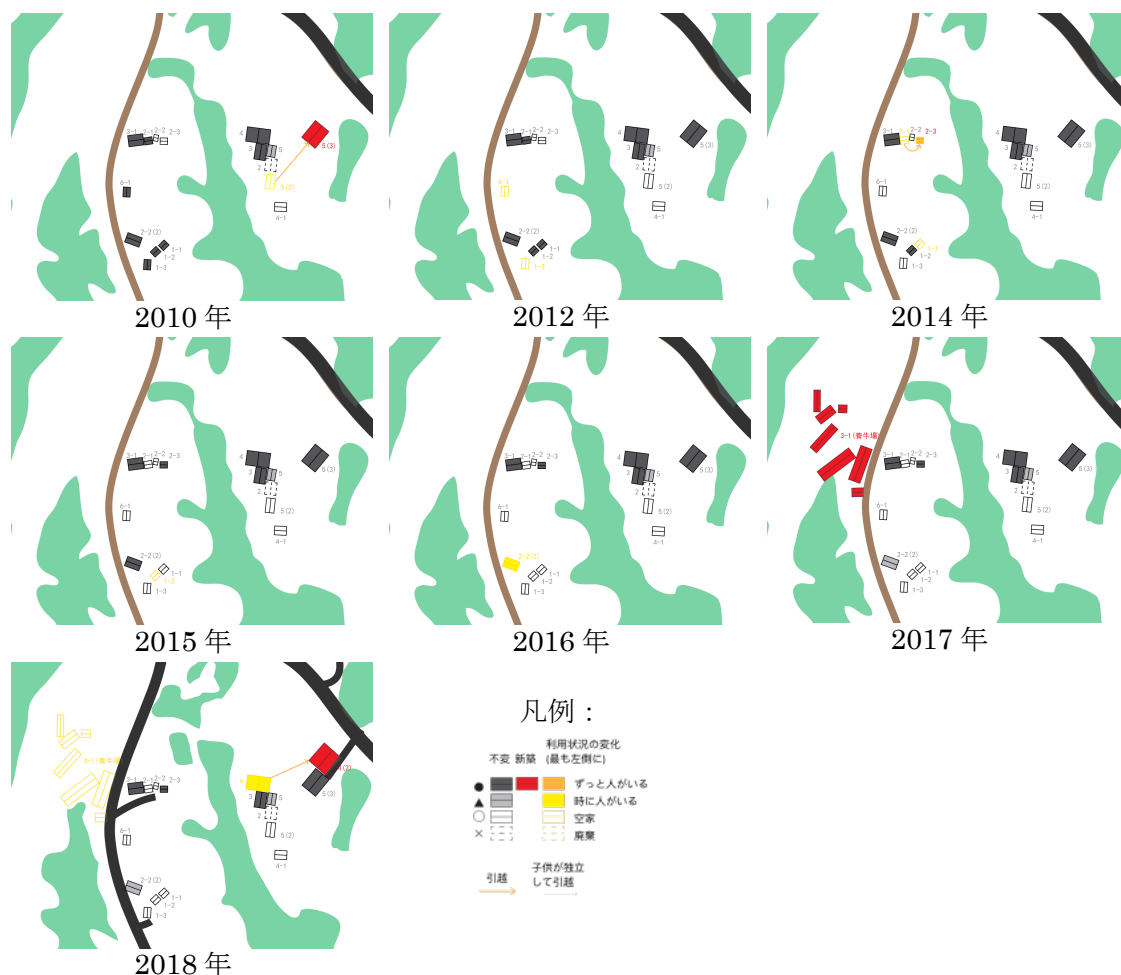
	～1968	1978	1988	1998	2008	2018	(合計)
畑の近く	1+3		1(-1)	1	(-2)	(-2)	5(-5)
脇道沿い			3	2	4(-1)	1(+1-8)	10(+1-9)
幹線道路沿い						2	2

表 110 : 建物の変遷<sup>37</sup>

36 赤は新築の数で、()内は利用状況の変化である。例えば、(-2)は2つの建物が空家化し、(+1)とは空家化した1つの建物に人が再度住むようになったことである。

37 赤は変わった建物である。





上記図の通り、建物の位置と利用状況について、30年代からの50年間には、全ての建物は畑の近くにあり、新築は少ない。80年代からの30年間には、脇道沿いの新築が激増しながら、村にいない人が増えたため、空家が現れた。直近10年間には、殆どの人は村にいらなくなって、空家は急増し、初めての幹線道路沿いの新築ができた。現在、項屋の戸籍人口57人のうち、村に住んでいるのは1/4未満(13人)である。建物の1/3は畑の近くにあり、大半は脇道沿いにあるが、これらは殆ど空家になっている。それに対して、直近10年間にできた幹線道路沿いの2つの建物はどちらもずっと一年中人が住んでいる。

表 111：家屋居住者の変遷<sup>38</sup>

凡例	
婚	(男が)結婚する
嫁1	(項屋生まれの潘姓の女が)結婚するため項屋を離れる
嫁2	(女が)結婚して項屋に来る
離	離婚する
学	高校卒業後、大学、または専門学校に入る
職	就職する
出	出稼ぎする
工	就職と出稼ぎ以外に、大工、仕立て職人をやったり、養牛場を開設したりする。
農	農作業
亡	亡くなる

<sup>38</sup> 原則として、潘姓の女(基本的に「嫁1」)は結婚するまで、潘姓ではない女(「嫁2」)は結婚してからのことを記載する。ただし、筆者の母など一部例外がある。



世代	コード	所在地		変遷		変遷(詳細)			
		戸籍家	本人						
第4世代	1	男	村	村	農	婚	亡	項屋で生まれたが、20歳に結婚し、23歳に兄弟の間にもめごとがあったため、祖母のいる隣の自然村呉屋に引越した。呉屋の人にいじめられたため、68歳に項屋に戻った。村で一生農作業をし、81歳で亡くなった。子供は4人いる(男3人、女1人)。	
		妻	村	村	嫁	農	亡	18歳に嫁として村にきて、戸籍も自然村項屋、のちに呉屋に移動した。呉屋の人にいじめられたため、66歳に自然村項屋にきた。一生農作業をして、80歳で亡くなった。子供は4人いる(男3人、女1人)。	
	2	男	村	村	農	婚		26歳に結婚して、村で一生農作業をする。子供は4人いる(男3人、女1人)。	
		妻	村	村	嫁	農		21歳に嫁として村にきて戸籍も村に移動し、一生農作業をする。子供は4人いる(男3人、女1人)。	
	3	男	村	村	農	婚	亡	27歳に結婚して、村で一生農作業をし、81歳で亡くなった。子供は7人いる(男2人、女5人)。	
		妻	村	村	嫁	農		19歳に嫁として村にきて戸籍も村に移動し、一生農作業をする。子供は7人いる(男2人、女5人)。	
	4	男	村	村	職	婚	工	20歳に他の場所で就職して戸籍もそこに移動した。24歳に退職して村に戻って戸籍も村に戻り、以降は村で仕立て職人として働いた。26歳に結婚し、子供は4人いる(男3人、女1人)。	
妻		村	村	嫁	農		19歳に嫁として村にきて戸籍も村に移動し、一生農作業をする。子供は4人いる(男3人、女1人)。		
5	男	村	村	農	婚	亡	30歳に結婚して、村で一生農作業をし、65歳で亡くなった。子供は3人いる(男1人、女2人)。		
	妻	村	村	嫁	農		26歳に嫁として村にきて戸籍も村に移動し、一生農作業をする。子供は3人いる(男1人、女2人)。		
6	男	村	村	農	婚	亡	村で生まれたが、4歳で両親が亡くなったため祖父の所に行った。26歳に結婚し、娘3人ができた。49歳のときに息子が欲しいため、古い師の話を聞いて烽火村に戻り、翌年に息子(6-1)が生まれた。54歳で亡くなった。子供は4人いる(男1人、女3人)。		
	妻	村	鎮	嫁	農		22歳に結婚して戸籍は夫の所在地に移動し、後に夫と一緒に烽火村に戻った。72歳の時に(2012年)旧宅が危険家屋になった上、子供が結婚するため、鎮に引越した。ほぼ一生農作業をしてきた。子供は4人いる(男1人、女3人)。		
7	女	他	他	嫁			村で生まれたが、22歳に結婚したため村を離れて戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。		
第5世代	1-1	男	鎮	鎮	職	婚	農	項屋で生まれたが、父は兄弟ともめごとがあったため、2歳の時に隣の自然村呉屋に引越した。18歳に安慶市の会社で就職し、戸籍もそこに移動して都市戸籍となった。24歳に結婚した。44歳に会社が倒産したため、村に戻って農作業をしたが、農村戸籍への転入が厳しくなったため、戸籍は隣の鎮に移動した。48歳に呉屋の人にいじめられたため、自然村項屋に戻った。63歳に妻が亡くなったため、鎮にある息子の家で生活するようになった。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
		妻	村	村	嫁	農	亡	22歳に嫁として村にきて、戸籍も自然村呉屋に移動したが、いじめられたため46歳に自然村項屋にきた。一生農作業をして、60歳で亡くなった。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
	1-2	男	村	鎮	嫁	農	工	自然村呉屋で生まれ、21歳に結婚した。41歳の時に呉屋の人にいじめられたため、自然村項屋に戻った。58歳の時に、子供は出稼ぎで家にいないため、孫の世話をするために妻と鎮に引越した。農作業したり、犬工をやったりする。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
		妻	村	鎮	嫁	農		19歳に嫁として村にきて、戸籍も自然村呉屋に移動したが、いじめられたため39歳に自然村項屋にきた。昔は村で農作業をしたが、54歳の時に、子供は出稼ぎで家にいないため、孫の世話をするために夫と鎮に引越した。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
	1-4	女	他	他	嫁			烽火村の自然村「呉屋」で生まれたが、20歳に結婚したため村を離れて戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
	1-3	男	村	鎮	嫁	農	出	亡	自然村呉屋で生まれ、21歳に結婚した。昔は村で農作業をしたが、29歳から出稼ぎを始めた。33歳の時に家族は呉屋の人にいじめられたため、自然村項屋に引越した。44歳の時に、息子の結婚のため、一緒に鎮に引越した。48歳の時に、病気で出稼ぎをやめ、50歳で亡くなった。子供は2人いる(男1人、女1人)。
		妻	村	鎮	嫁	農			22歳に嫁として村にきて、戸籍も自然村呉屋に移動したが、いじめられたため34歳に自然村項屋にきた。昔は村で農作業をしたが、44歳の時に、息子の結婚のため、一緒に鎮に引越した。子供は2人いる(男1人、女1人)。
	2-4	女	他	他	嫁			村で生まれたが、21歳に結婚したため村を離れて戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
	2-1	男	村	他	嫁	出	婚	婚	21歳に結婚して、出稼ぎを始めた。28歳に出稼ぎ先で不倫して、離婚して再婚した。40歳の時、妻の兄弟は県にいるが、子供の就学のために県で家を購入した。52歳の時、年をとった上、出稼ぎの代わりに県にある家で縫製の作業ができるようになったため、家で縫製した。子供は3人いる(男1人、女2人)。
		妻1	他	他	嫁	農	嫁		23歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動したが、農作業をしながら娘1人を産んだが、夫は出稼ぎ先で不倫したため、30歳に離婚し、娘とともに実家に帰った。以降のことはわからない。
2-2	妻2	村	他	嫁	出			出稼ぎ先で2-1男と不倫して24歳に結婚し、戸籍も村に移動したが、夫と一緒に出稼ぎをしていた。兄弟は県にいて、子供の就学のために36歳に県で家を購入し、44歳に出稼ぎをやめて、小学生になる娘の勉強の付き添いをしてきた。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
	男	村	鎮	嫁	農	出		23歳に結婚して、村で子供の世話をしながら農作業をした。39歳に子供は小学校を卒業して、勉強の付き添いをしなくてもいいため、夫婦で出稼ぎに行った。47歳に出稼ぎで貯金できたため、鎮で家を購入した。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
2-3	妻	村	鎮	嫁	農	出		22歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動した。過去は村で農作業をしたが、38歳の時、子供が小学校を卒業して、勉強の付き添いをしなくてもいいため、夫婦で出稼ぎに行った。46歳に鎮で家を購入した。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
	男	村	鎮	嫁	農	出		21歳に出稼ぎを始め、22歳に結婚した。37歳に子供の就学のために鎮に引越した。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
3-1	妻	村	鎮	嫁	農	亡		21歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動した。過去は村で農作業をしたが、子供の就学のために36歳に鎮に引越した。41歳に亡くなった。子供は2人いる(男1人、女1人)。	
	男	村	村	嫁	農	出	工	21歳に結婚して、村で子供の世話をしながら農作業をした。46歳に出稼ぎを始め、52歳に村に戻って養牛場の開設の準備をし、2年後に養牛場を開設したが、翌年に経営不善で廃業した。今は村で農作業をしている。子供は3人いる(男1人、女2人)。	
3-2	妻	村	村	嫁	農			19歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動し、ずっと村で農作業をした。子供は3人いる(男1人、女2人)。	
	男	村	村	嫁	農			17歳に高校を中退して出稼ぎを始め、20歳に結婚した。子供は3人いる(男1人、女2人)。	
3-3	妻	村	他	嫁	農	出		21歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動し、村で農作業をした。父は小学校の校長で、25歳に長男の就学のために実家に戻った。34歳の時、子供はみんな小学校を卒業して、勉強の付き添いをしなくてもいいため、出稼ぎに行った。子供は3人いる(男1人、女2人)。	
3-4	女	他	他	嫁				村で生まれたが、20歳に結婚したため村を離れて戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
3-5	女	他	他	嫁	出			村で生まれたが、17歳に出稼ぎのため村を離れ、21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
3-6	女	他	他	嫁	出			村で生まれたが、18歳に出稼ぎのため村を離れ、20歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
3-7	女	他	他	嫁	出			村で生まれたが、18歳に出稼ぎのため村を離れ、21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
4-1	男	村	鎮	嫁	出			19歳に出稼ぎを始め、22歳に村に戻って、翌年に結婚した。26歳に再び出稼ぎをしたが、39歳の時に、長男は高校に入学するため、鎮で家を購入した。51歳の時に、年をとった上、鎮で縫製の作業ができるようになったため、家で縫製した。子供は2人いる(男2人)。	
	妻	村	鎮	嫁	農	出		24歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動した。過去は村で農作業をしたが、31歳に出稼ぎを始めた。40歳の時に、長男は高校に入学するため、鎮で家を購入し、出稼ぎをやめて長男の勉強の付き添いをした。46歳に再び出稼ぎを始めた。53歳から杭州で孫の世話をした。子供は2人いる(男2人)。	
4-3	男	他	他	学	職	婚		15歳に成績が良いため県の高校に通った。18歳に北京の大学に入学し、戸籍もそこに移動した。22歳に鋼皮車で就職し、戸籍もそこに移動した。23歳に結婚した。第5世代のうち唯一大学に入った人である。子供として娘1人がいる。	
4-4	女	他	他	学	職	嫁	嫁	村で生まれ、一浪して19歳の時に池州の専門学校に入学したため村を離れて戸籍も学校の所に移動した。第5世代の女の人のうち唯一大学・専門学校に入学した人である。22歳に卒業して鎮の学校で働き、戸籍も鎮に移動した。昔は学校の寮に住んでおり、週末は実家に帰る。24歳に結婚して瀋陽に行き、翌年に瀋陽で子供を産んだ。26歳に鎮に戻って引き続き働き、28歳で再び瀋陽にいて働き、戸籍も瀋陽に移動した。以降は瀋陽にいる。第5世代のうち唯一大学・専門学校に入った女の人である。子供として娘1人がいる。	
4-2	男	村	鎮	嫁	出			17歳に高校を中退して出稼ぎを始め、22歳に結婚した。39歳に鎮で家を購入して、縫製工場を作った。子供は2人いる(男2人)。	
	妻	村	鎮	嫁	出	農		20歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動し、夫と出稼ぎをした。22歳に村に戻って長男を生み、翌年まで村で農作業をしながら子供の世話をした。24歳に再び出稼ぎを始めた。37歳に鎮で家を購入し、次男の世話をしながら縫製工場を作って働いた。子供は2人いる(男2人)。	
5-2	女	他	他	嫁	出			村で生まれたが、18歳に出稼ぎのため村を離れ、20歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
5-3	女	他	他	嫁	出			村で生まれたが、17歳に出稼ぎのため村を離れ、21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
5-1	男	村	村	嫁	出			19歳に出稼ぎを始め、22歳に結婚した。子供は2人いる(男2人)。	
	妻	村	村	嫁	出	農		22歳に嫁として村にきて、戸籍も村に移動し、夫と出稼ぎをした。23歳に村に戻って長男を生み、以降は村で農作業をしながら子供の世話をした。子供は2人いる(男2人)。	
6-2	女	他	他	嫁				村で生まれなかったが、親は息子が欲しいため18歳の時に家族で村に戻った。21歳に結婚したため村を離れて戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
6-3	女	他	他	嫁				村で生まれなかったが、親は息子が欲しいため15歳の時に家族で村に戻った。20歳に結婚したため村を離れて戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
6-4	女	他	他	嫁				村で生まれなかったが、親は息子が欲しいため11歳の時に家族で村に戻った。22歳に結婚したため村を離れて戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
6-1	男	村	鎮	嫁	出			18歳から広東で出稼ぎを始めた。26歳に鎮で家を購入し、結婚した。子供は2人いる(男2人)。	
	妻	村	鎮	嫁	出			24歳に嫁として戸籍は村に移動したが、家は鎮にあって、夫と広東で出稼ぎをした。子供は2人いる(男1人、女1人)。	

第6世代	1-1-2	女	他	他	他	出	嫁1			自然村呉屋で生まれたが、17歳に高校を中退して出稼ぎのため村を離れ、22歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。
	1-1-1	男	村	鎮	鎮	婚	工	離		自然村呉屋に生まれ、住んでいたが、いじめられたため、19歳のときに自然村項屋に戻った。20歳に結婚し、大工をやっていた。31歳に核家族が独立して生活したい上に、子供の就学のため、鎮に引越し、引き続き大工をやった。37歳に離婚した。子供は2人いる（男1人、女1人）。
	1-2-2	女	他	他	他	出	嫁1			19歳に嫁として村にきて戸籍も村に移動し、村で農作業をした。30歳に核家族が独立して生活したい上に、子供の就学のため、鎮に引越した。36歳に離婚した。以降のことはわからない。子供は2人いる（男1人、女1人）。
	1-2-1	男	村	鎮	他	婚	出			自然村呉屋で生まれたが、17歳に高校を中退して出稼ぎのため村を離れた。19歳に家族は呉屋の人にいじめられたため、項屋に引越した。21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。
	1-3-2	女	他	他	他	出	嫁1			自然村呉屋に生まれ、住んでいたが、いじめられたため、17歳のときに自然村項屋に戻った。20歳に結婚し、以降は妻とともに広東で出稼ぎをしていた。30歳に子供の就学のために鎮で家を購入した。子供は2人いる（男1人、女1人）。
	1-3-1	男	村	鎮	他	婚	出			20歳に嫁として村にきて戸籍も村に移動し、21歳に出産して村で農作業をしながら子供の世話をしたが、22歳以降は広東で出稼ぎをした。30歳に子供の就学のために鎮で家を購入した。子供は2人いる（男1人、女1人）。
	2-1-3	女	他	他	他	嫁1				自然村呉屋で生まれたが、12歳に呉屋の人にいじめられたため、項屋に引越した。18歳に出稼ぎのため村を離れて、21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。
	2-1-1	男	村	他	他	学	職			自然村呉屋に生まれ、住んでいたが、いじめられたため、11歳のときに自然村項屋に戻った。21歳に結婚するために鎮に引越し、22歳に結婚して、出稼ぎをしはじめた。子供は男1人いる。
	2-1-2	女	村	他	他					21歳に嫁として鎮にいて、戸籍は村に移動した。子供は男1人いる。
	2-2-2	女	他	他	他	学	職	嫁1		村で生まれたが、6歳に父と離婚した母と実家に帰り、戸籍も村になくなった。以降のことは殆どわからない。ただし、23歳に結婚したという。
	2-2-1	男	村	村	他	学				10歳に就学のために家族と共に県に引越し、18歳に大学に入学し、23歳に就職をした。戸籍はずっと村にある。
	2-3-1	男	村	鎮	他	学	出			県で生まれたが、17歳に高校を中退して出稼ぎのため村を離れた。21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。
	2-3-2	女	他	他	他	学	職	嫁1		村で生まれたが、18歳に大学に入学し、以降は村に住まなくなった。22歳に就職して、23歳に家族は鎮に引越した。25歳に結婚して戸籍は村になくなった。以降のことはわからない。
	2-3-3	男	村	村	他	学				村で生まれたが、20歳に大学に入学するため村を離れ、今も大学在学中である。戸籍はずっと村にある。
	3-1-1	男	村	鎮	他	学	出			村で生まれたが、就学のために13歳に家族と共に鎮に引越し、18歳に専門学校に入学するために鎮を離れた。20歳以降は出稼ぎをしていた。
	3-1-2	女	村	鎮	鎮	出	嫁1			村で生まれたが、8歳に家族とともに鎮に引越した。一浪して現在は19歳で鎮の高校に通っている。戸籍は村にある。
	3-1-3	女	他	他	他	出	嫁1			村で生まれたが、17歳に高校を中退して出稼ぎのため村を離れた。21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。
	3-1-4	女	他	他	他	学	職	嫁1		村で生まれたが、18歳に出稼ぎのため村を離れた。21歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。
	3-2-1	男	村	他	他	学	職	婚		21歳以降は出稼ぎのため村を離れた。23歳に結婚し、29歳に離婚した。子供は2人いる（男1人、女1人）。
	3-2-2	女	他	他	他	出	嫁1			22歳に嫁として戸籍は村に移動したが、ずっと夫とともに出稼ぎをしていた。28歳に離婚した。以降のことはわからない。子供は2人いる（男1人、女1人）。
3-2-3	男	村	他	他	学	職	婚		村で生まれたが、18歳に大学に入学し、以降は村に住まなくなった。22歳に就職して、24歳に結婚して戸籍は村になくなった。以降のことはわからない。	
3-2-2	女	村	他	他					6歳に就学のために母の実家に戻り、18歳に大学入学のために合肥に行った。22歳に合肥で就職して家を購入し、32歳に結婚した。戸籍はずっと村にある。	
4-1-1	男	他	他	他	学	職	婚		29歳に嫁として戸籍は村に移動したが、ずっと夫と他の所で就職していた。子供はいない。	
4-1-2	男	村	他	他	学	職	婚		村で生まれたが、4歳に就学のために母の実家に戻った。15歳に出稼ぎのため村を離れて、24歳に結婚して戸籍も村になくなった。以降のことはわからない。	
4-3-1	女	他	他	他	学	職			両親の出稼ぎ先の広東で生まれ、3歳に幼稚園に入学するために母の実家に戻った。高校受験の時に一浪して、16歳に合肥の専門高校に入った。戸籍は村にある。	
4-4-1	女	他	他	他	学				16歳に就学のために家族とともに鎮に引越した。18歳に鎮を離れて銅陵で浪人して、翌年に銅陵の専門学校に入った。22歳に杭州で就職し、26歳に杭州で家を購入し、27歳に結婚した。28歳に子供ができて、家族で戸籍を杭州に移動した。子供は男1人いる。	
4-4-1	女	他	他	他	学				26歳に嫁として結婚したが、戸籍は村に移動しなかった。ずっと夫と他の所で就職していて、27歳に子供を産んで子供と自分の戸籍を働き先に移動した。子供は男1人いる。	
4-4-2	男	村	他	他	学	職	婚		13歳に就学のために家族とともに鎮に引越した。18歳に銅陵の専門学校に入学し、21歳に無錫で就職した。24歳に杭州で家を購入し、26歳に杭州で就職するようになった。28歳に結婚して子供ができて、妻と子供の戸籍を杭州に移動したが、自分の戸籍をあえて村に残した。子供は男1人いる。	
4-4-1	女	他	他	他	学	職			28歳に嫁として結婚して子供を産んで、夫と他の所で就職していた。自分と子供の戸籍を働き先の杭州に移動した。子供は男1人いる。	
4-4-1	女	他	他	他	学	職			両親の就職先の銅陵で生まれ、18歳に銅陵の大学に入学し、22歳に卒業して銅陵で就職した。戸籍はずっと銅陵にある。	
4-4-1	女	他	他	他	学				潘陽で生まれたが、当時の戸籍は母の就職先の鎮にある。1歳の時に母とともに鎮に帰った。3歳の時に潘陽に引越し、戸籍もそこに移動した。18歳に就学のために東京にきた。	
4-4-1	男	村	他	他	学	職			4歳に就学のために潘陽に行き、18歳にハルビンの大学に入学した。22歳に大連で就職し、24歳に東京にきた。戸籍はずっと村にある。	
4-4-1	男	村	鎮	鎮					村で生まれたが、1歳に家族とともに鎮に引越した。今は10歳で鎮の小学校に通っている。戸籍はずっと村にある。	
4-4-1	男	村	村	他					16歳に隣の太湖県の高校に通うため村を離れた。現在17歳で在学中である。戸籍は村にある。	
5-1-2	男	村	村	村					村で生まれて、現在は12歳で村に住みながら鎮の小学校に通っている。	
6-1-1	女	村	他	他					両親の出稼ぎ先の広東で生まれ、現在は7歳で広東の幼稚園に通っている。戸籍は村にある。	
6-1-2	男	村	他	他					両親の出稼ぎ先の広東で生まれ、現在2歳で広東の幼稚園に通っている。戸籍は村にある。	
第7世代	1-1-1-1	女	村	鎮	他					村で生まれたが、10歳に家族とともに鎮に引越した。高校の受験で一浪して、17歳に村を離れて隣の太湖県の高校に入学した。現在は19歳で、学校で寮生活をしている。戸籍は村にある。
	1-1-1-2	男	村	鎮	鎮					村で生まれたが、3歳に家族とともに鎮に引越した。現在は12歳で鎮の小学校に通っている。戸籍は村にある。
	1-2-1-1	女	村	鎮	他					村で生まれたが、9歳に就学のために家族とともに鎮に引越した。15歳に村を離れて隣の高校に入り、現在17歳で学校で寮生活をしている。戸籍は村にある。
	1-2-1-2	男	村	鎮	鎮					村で生まれたが、4歳に就学のために家族とともに鎮に引越した。現在は12歳で鎮の小学校に通っている。戸籍は村にある。
	1-3-1-1	男	村	鎮	鎮					鎮に生まれて、現在8歳で鎮の小学校に通っている。戸籍は村にある。
	3-1-1-1	女	村	村	村					村で生まれたが、現在8歳で、村に住みながら鎮の小学校に通っている。戸籍は村にある。
	3-1-1-2	男	村	村	村					村で生まれて、現在6歳で、村に住みながら鎮の幼稚園に通っている。戸籍は村にある。
	4-1-1-1	男	村	他	他					杭州で生まれて、現在4歳である。戸籍も杭州にある。
4-1-2-1	男	他	他	他					杭州で生まれ、現在1歳で、戸籍も杭州にある。	

表 112：戸籍の移動

遷移：	原因：	凡例：	
		原籍	籍
		籍	籍
		1	両親がなくなったため、祖母の家に行く。
		2	何は子供に娘が3人いた。(6-2、6-3、6-4) が息子が欲しいため、古い家の話を聞いて母木村に戻った。翌年に息子(6-1)が生まれた。
		3	田舎が危険な場所になり、かつ子供の結婚のため
		4	親がなくなったため
		5	子供または孫の結婚をするため
		6	子供の結婚のため
		7	母を亡く、田舎等の代わりに親の家で縫製の作業をする
		8	子供の進学のため
		9	母：田舎の代わりに、村で養牛場を開業するため
		10	母：息子の父は小学校の校長で、子供の進学のために実家に移る
生	生まれる	11	子供の進学のためにかつて、家で縫製の作業ができるようになったため、そうした。
と	とくなる	12	田舎が危険な場所として生活しなくなったことにより、子供の進学のため
籍	(男が) 結婚する	13	両親が離婚して、母のところにいった。
籍	(女が) 結婚する	14	子供の進学のため
籍	離婚する	15	1953年に、兄弟の間にもめごとがあったため、1は祖母のいる自然村に移り、以後はそこで生活していた。
学	進学する	16	村の別の自然村に生まれた
籍	結婚する	17	母の自然村に生きている。よって、子供の進学のために真に引継した。
出	出稼する	18	資金が足りていないため
退	退職または出稼がなくなる	19	結婚するため
戻	戻来する	20	転居で家を買った。

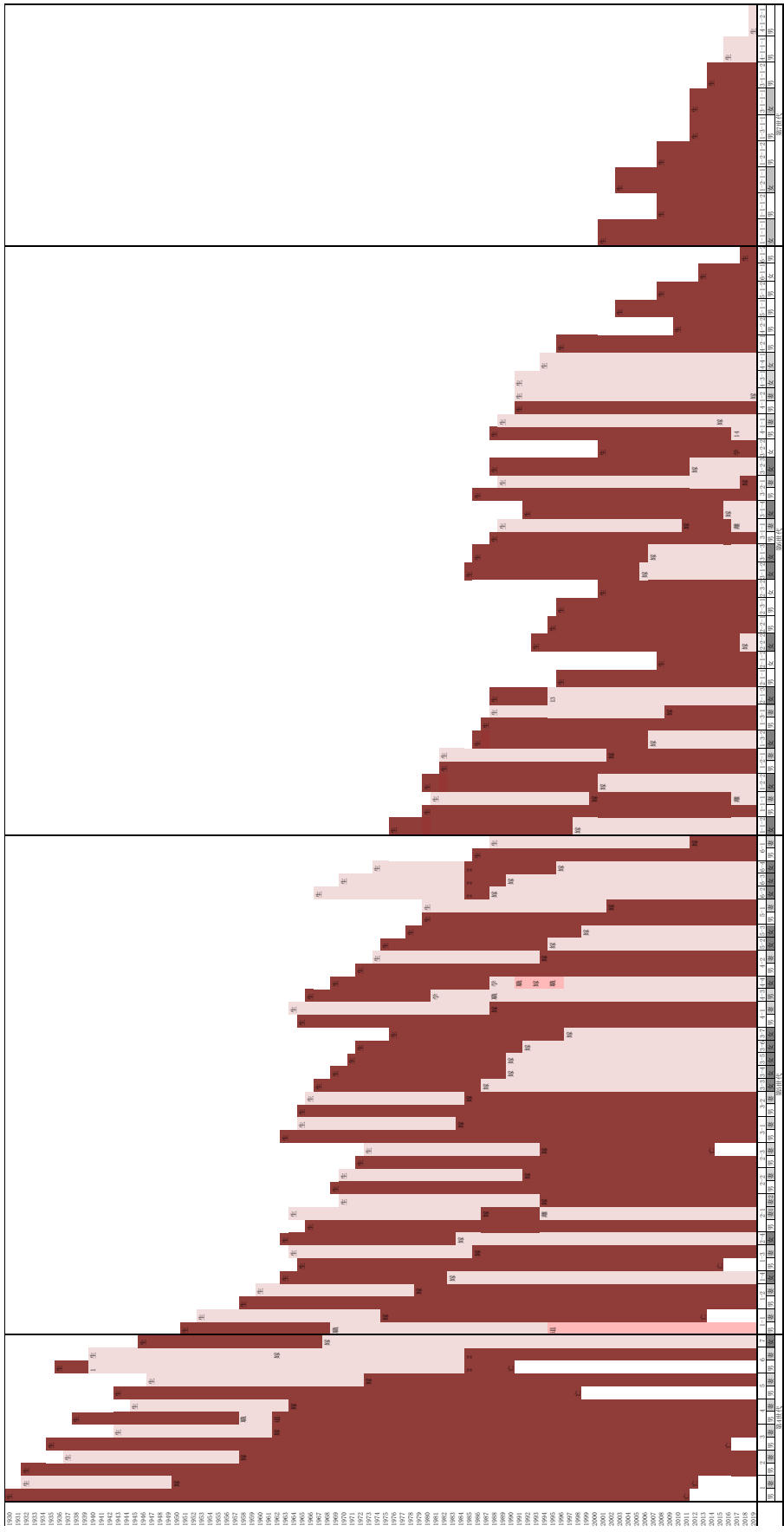


表 113 : 家の移動

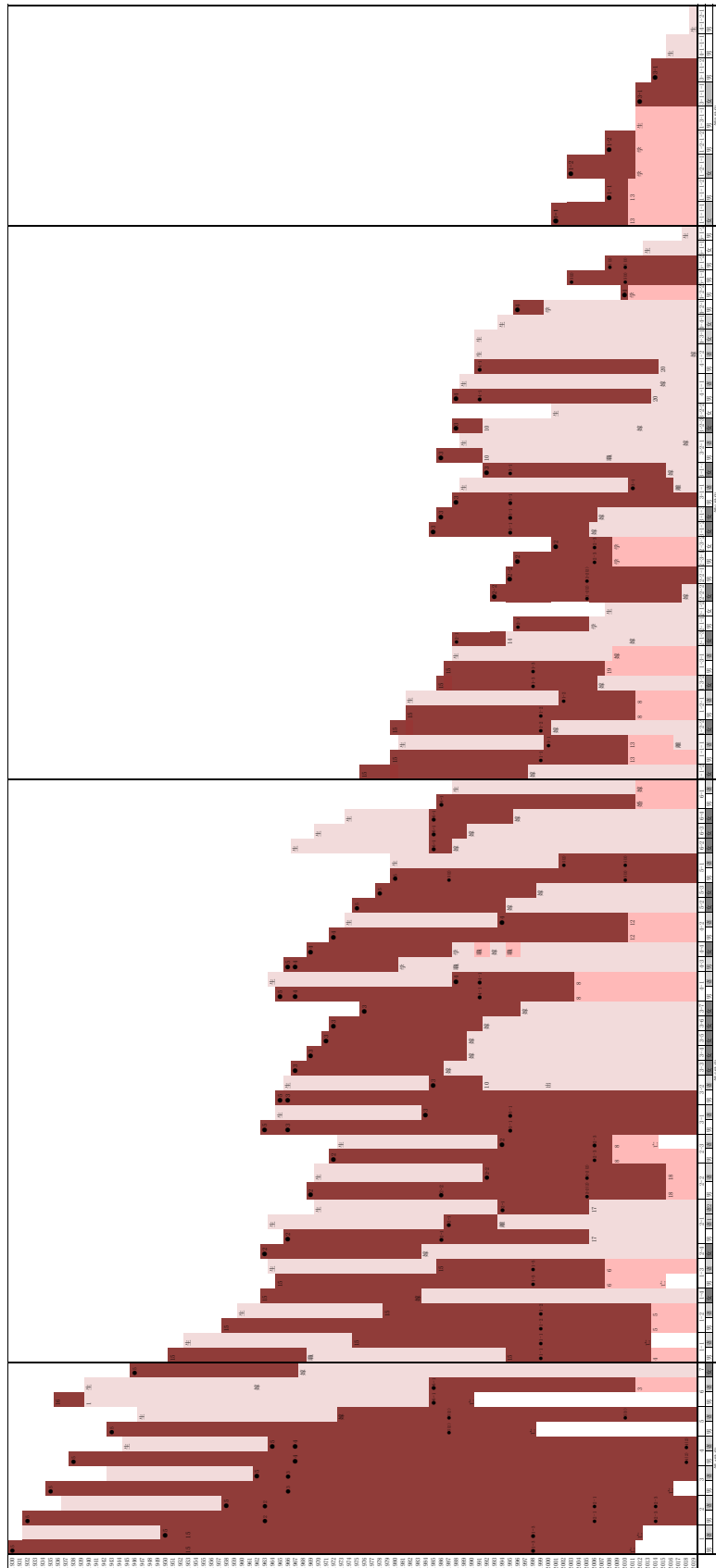


表 114 : 人の移動

都道府県	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率	人口	移動率
北海道	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1	5,215,000	0.1
東北	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2	19,800,000	0.2
関東	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3	45,000,000	0.3
中部	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2	22,000,000	0.2
近畿	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2	20,000,000	0.2
中国	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1	13,000,000	0.1
四国	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1	3,500,000	0.1
九州	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2	12,000,000	0.2
合計	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2	131,000,000	0.2

表 115：家屋居住者の生業、就学と戸籍・家・本人の所在地<sup>39</sup>

		合 計	生業									学 40	戸籍			家			本人		
			村			鎮			他				村	鎮	他	村	鎮	他			
			農	工	出	工	他	出	職	他											
第4 世代	嫁1 <sup>41</sup>	1									1				1					1	
	嫁2 <sup>42</sup>	6	6					1 <sup>43</sup>					6			5	1		5	1	
	男	6	5	1 <sup>44</sup>						1 <sup>44</sup>			6			6			6		
第5 世代	嫁1	13									13(「出」5人 <sup>45</sup> 、 「職」1人 <sup>46</sup> )	1			13			13			13
	嫁2	13	11 <sup>47</sup>		1 <sup>48</sup>		4 <sup>49</sup>	7 <sup>50</sup>		2 <sup>51</sup>			12		1	3	7	3	3	4	6
	男	13	5 <sup>52</sup>	2 <sup>53</sup>	2 <sup>54</sup>	1 <sup>55</sup>	1 <sup>56</sup>	10 <sup>57</sup>	2 <sup>58</sup>			1	11	1	1	3	8	2	1	5	7

<sup>39</sup> 生業を変えることができるため、各生業に従事したことのある人数を合計すると、総人数より多い可能性がある。例えば、若いうちに就職し、後に村に戻って仕立て職人として働いた人がいるが、「他」の「職」と「村」の「工」両方に入る。

<sup>40</sup> 大学・専門学校に入学したことである。

<sup>41</sup> 潘姓であるが、結婚して村を離れた女のことである。

<sup>42</sup> 潘姓の男と結婚して村にきた女のことである。

<sup>43</sup> 6

<sup>44</sup> 4は他の場所で就職したことがあり、そして村に戻って仕立て職人として働いた。

<sup>45</sup> 3-5、3-6、3-7、5-2と5-3の5人は出稼ぎして、その後結婚した。

<sup>46</sup> 4-4は専門学校を卒業してから就職し、そして結婚した。

<sup>47</sup> 1-1、1-2、1-3、2-1妻1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1の11人は村で農作業をする。ただし、1-1、3-1はずっと村にいたが、1-2、1-3、2-3はのちに鎮に引越して無職になり、2-2、3-2はのちに「他」で出稼ぎをし、2-1妻1については離婚してからのことはわからない。5-1は出稼ぎの後に村に戻って農作業をした。そして、農作業の他に、4-1は出稼ぎをしたり鎮で無職でいたりして、4-2は他の場所や鎮で出稼ぎをしたりする。

<sup>48</sup> 4-2

<sup>49</sup> 1-2、1-3、2-3、4-1

<sup>50</sup> 2-1妻2、2-2、3-2、4-1、4-2、5-1、6-1。ただし、6-1のみはずっと「他」で出稼ぎをした。2-1妻2はあとで出稼ぎをやめて、県にある家で娘の世話をした。他の人は注31の通りである。

<sup>51</sup> 2-1妻1、2-1妻2

<sup>52</sup> 1-1、1-2、1-3、2-2、3-1。ただし、1-3、2-2はのちに出稼ぎをした。3-1はのちに出稼ぎをして、そして村に戻って養牛場を開設した、養牛場を廃棄した後に再び農作業を始めた。1-1は就職したことがあるが、あとで村に戻って農作業をし、そして鎮で無職でいた。1-2は村と鎮で農作業をしたり大工をやったりする。

<sup>53</sup> 1-2、3-1

<sup>54</sup> 4-1と4-2は他の場所から出稼ぎしてから、鎮に戻った。

<sup>55</sup> 1-2

<sup>56</sup> 1-1

<sup>57</sup> 1-3、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、6-1。そのうち、2-1、2-3、3-2、5-1、6-1はずっと出稼ぎをしていた。

<sup>58</sup> 1-1、4-3。4-3は大学卒業後就職した。

第6世代	嫁1	9					9(「出」6人 <sup>59</sup> 、「職」2人 <sup>60</sup> )			2			9			9			9
	女 <sup>61</sup>	6	3 <sup>62</sup>			2 <sup>63</sup>	1 <sup>64</sup>			2	4		2		1	5		1	5
	嫁2	7	2 <sup>65</sup>			2 <sup>66</sup>	2 <sup>67</sup>	3 <sup>68</sup>	1 <sup>69</sup>		3		4		2	5		1	6
	男	15		1 <sup>70</sup>		1 <sup>70</sup>	4 <sup>71</sup>	5 <sup>72</sup>		7	14		1	4	5	6	1	2	12
第7世代	女	3									3			1	2		1		2
	男	6									4		2	1	3	2	1	3	2

筆者の祖父母の世代（潘姓家族が烽火村に引越してから第4世代）には、戸籍、家と本人の所在地は基本的に一致している（12/13）。

潘姓の人として女1人と男6人が生まれ、そして女6人は潘姓の男と結婚して村にきた（「嫁2」）。現在73～88歳である。

潘姓の女は結婚して村を離れて、戸籍も村になくなった（「嫁1」）。

「嫁2」は全員戸籍が村にあり、基本的に一生村で農作業をした。一人は近年（2012年）鎮に引越した。

男も全員戸籍は村にあり、基本的に一生村で農作業をした。ただし、1人のみは他の場所で就職したことがあり、のちに村に戻って仕立て職人として働いた。

筆者の親の世代（第5世代）には、一部の人（19/39）の戸籍、家と本人の所在地は異なる。

潘姓の人として女13人と男13人が生まれ、そして女13人は潘姓の男と結婚して村にきた<sup>73</sup>（「嫁2」）。現在32～69歳である。

潘姓の女は全員結婚して村を離れて、戸籍も村にななくなった（「嫁1」）。そのうち、結婚するまでに、1人は専門学校を卒業してから就職し、5人は出稼ぎをした。

「嫁2」はほぼ全員（12/13。残り一人は離婚した）戸籍が村にあるが、殆ど（10/13）の人は鎮や他の場所において、大半（7/13）の人は出稼ぎをしたことがある。ただし、家事、子供やお年寄りの世話を担当するため、男（10/13）ほど出稼ぎしていない。

男もほぼ全員（11/13）戸籍は村にあるが、基本的に（12/13）鎮や他の場所にいる。また、1人は大学に入って就職し、殆どの人（10/13）は出稼ぎをするなど、全員農作業以外

<sup>59</sup> 1-1-2、1-2-2、1-3-2、3-1-2、3-1-3と3-2-3の6人は出稼ぎして、その後結婚した。

<sup>60</sup> 2-2-2と3-1-4は大学を卒業してから就職し、そして結婚した。

<sup>61</sup> 基本的には、潘姓であるが結婚していない女のことである。

<sup>62</sup> 1-1-1、1-3-1、1-3-1。1-1-1、1-3-1はのちに鎮で無職でいて、1-3-1は他の場所で出稼ぎをした。

<sup>63</sup> 1-1-1、1-3-1

<sup>64</sup> 1-3-1

<sup>65</sup> 1-1-1、1-2-1。1-2-1はのちに村に出稼ぎに行った。1-1-1はのちに鎮に引越して無職でいて、そして離婚した。

<sup>66</sup> 1-1-1、1-3-1。1-3-1は鎮で無職でいた。

<sup>67</sup> 1-2-1、3-1-1。3-1-1は離婚するまでにずっと出稼ぎをした。

<sup>68</sup> 3-2-1、4-1-1、4-2-1はずっと他の所で就職していた。

<sup>69</sup> 1-1-1

<sup>70</sup> 1-1-1は最初は村で、のちに鎮で大工をやった。

<sup>71</sup> 1-2-1、1-3-1、2-3-1、3-1-1はずっと出稼ぎをしていた。

<sup>72</sup> 2-1-1、3-2-1、4-1-1、4-1-2、4-2-1

<sup>73</sup> 潘姓の男の1人は2回結婚した。また、1人は戸籍が村を出てから結婚したため、嫁は村と関係がなく、数えない。



のことを生業としたことがある。

上の世代と比べて、第5世代は戸籍が村にあるのに、鎮で家を購入し、本人は他の場所  
で出稼ぎをする人が多い(6人)。

また、子供の就学のために鎮や県に引越し、子供が小学校を卒業するまでに家で勉強の  
付き添いをして世話をするなどのことがあるため、教育を重視するといえよう。

筆者の世代(第6世代)には、大半の人(20/37)の戸籍、家と本人の所在地は異な  
る。

潘姓の人として女15人と男15人が生まれ、そして女7人は潘姓の男と結婚して村にき  
た(「嫁2」)。現在2~44歳である。

潘姓の女15人のうち、9人は結婚して村を離れて戸籍も村になくなり(「嫁1」)、6人は  
未婚である(「女」)。「嫁1」の9人のうち、結婚するまでに、2人は大学を卒業して就職  
し、6人は出稼ぎをした、残り一人は6歳の時に両親が離婚し、母と一緒に実家に帰っ  
て、戸籍も村になくなったため、以降のことは殆どわからない。

残り6人の潘姓の「女」は全員在学中であり、殆ど(4/6)の人の戸籍は村にあるが、  
実際に村にいる人はいなく、1人は鎮に、5人は他の場所にいるという状態である。

「嫁2」のうち、戸籍が村にある人は一部しかなく(3/7)、基本的には家(5/7)も本人  
(6/7)も他の場所にある。生業として、2人は農作業を、2人は出稼ぎをしたことがあ  
り、3人は就職している。一般的に、大学・専門学校に入るのは結婚するまでのことな  
ので、「嫁2」の就学の状況がわからない。

男の戸籍はほぼ全部(14/15)は村にあるが、本人は基本的に(14/15)は村にいない。  
18歳以下の4人は全員在学中で、18歳以上の11人のうち、大半(6/11)は大学・専門学  
校に入り、そして1人は大工をやり、4人は出稼ぎをし、5人は就職している。大学・専  
門学校に入った人は基本的(5/6)に出稼ぎではなく、就職をする。農作業を生業とする  
人はいない。

筆者より一つ下の世代(第7世代)は、大半の人(5/9)の戸籍、家と本人の所在地は  
異なる。

潘姓の人として女3人と男6人が生まれ、現在1~19歳である。

潘姓の女3人は8~19歳で、全員在学中で未婚である。戸籍は全部村にあるが、村に住  
んでいるのは1人のみで、2人の家は鎮に、そして本人は他の場所にいる。

潘姓の男6人は1~12歳である。大半(4/6)の人の戸籍は村にあるが、村に住んでい  
るのは1人のみで、他の3人は鎮に住んでいる。残り2人は戸籍も家も本人も他の場所  
にある。

まとめると、世代間の変遷として、以下の5点が挙げられる：

- 大学・専門学校に入学する割合が増加した<sup>74</sup>。そして、子供の就学のために鎮や県に引越  
し、出稼ぎをやめて家で子供の勉強の付き添いをするなどのことがあるため、村民は教育  
を重視するといえよう。
- 農業以外を生業にしたことのある人が増加した<sup>75</sup>。村民は農業に従事するより大学・専門  
学校に入って就職しようとし、ダメなら出稼ぎをする。

<sup>74</sup> 18歳以上の潘姓の人のうち、大学・専門学校に入学する人の割合：0/7(0%)→2/26  
(8%)→11/24(46%)→0/1(0%、19歳で一浪して高校在学中)

<sup>75</sup> 農業・出稼ぎ・大工・就職などをした人のうち、農業以外を生業にしたことのある人の割  
合：1/12(8%)→26/32(81%)→24/25(96%)

- 村民は村より鎮で、鎮より都市で生活したいため、村を離れた人が増加した<sup>76</sup>。そして、戸籍は村にあるのに、家は鎮にあり、本人は都市で生活するなど、戸籍、家と本人の所在地が異なり、外来者として生活している人が多くなってきた<sup>77</sup>。また、夫婦が異なる所にいることは多くなってきた<sup>78</sup>。
- 結婚する年齢はあまり変わらず<sup>79</sup>、離婚する人が増え<sup>80</sup>、核家族ごとの子供の数が減った（4.3人→2.1人→1.8人）。
- 昔、戸籍は大学・専門学校のある地と就職先に移動することになるが、今は移動するかどうかが自分で選べるようになったため、戸籍の移動はより自由になった。そして、都市に住んでいるのに、あえて農村戸籍を残す人が現れた（ex. 4-1-2）。

男女の違いとして、以下の5点が挙げられる：

- 男は結婚する前も後も「男」のままであるが、女は結婚する後に自分の故郷を離れて、誰かの妻としてでしか存在できない（「嫁1」「嫁2」）。
- 潘姓の人のうち、男が女より多いことはあるが、逆のことはない<sup>81</sup>。
- 就学する割合は男が女より多いことはあるが、逆のことはない<sup>82</sup>。
- 就職・出稼ぎをし、または大工をやるなど、農作業以外の生業を「働く」とすると、若い世代（第4世代を除いて）の男は全員働いているし<sup>83</sup>、そのために村と鎮以外の遠い所に行くようになった<sup>84</sup>。それに対して、女は出産し、そして村またはその近くで家事、子供やお年寄りの世話を担当するため、男ほど働いていない<sup>85</sup>。
- 農業・出稼ぎ・大工・就職などのうちに、就職のみをフォーマルな職業として、他をインフォーマルとするが、就職する割合は女より男の方が高い<sup>86</sup>。

## 6.2. 個人インタビュー

<sup>76</sup> 「嫁1」以外の人のうち、戸籍が村以外にある人の割合：0/12（0%）→3/26（12%）→7/28（25%）。家が村以外にある人の割合：1/12（8%）→20/26（77%）→24/28（86%）。本人が村以外にある人の割合：1/12（8%）→22/26（85%）→27/28（96%）

<sup>77</sup> 戸籍、家と本人の所在地が異なる人の割合：1/13（8%）→19/39（49%）→20/37（54%）→5/9（56%）

<sup>78</sup> 二人とも生きている夫婦のうち、異なる所にいる人の割合：0/2（0%）→2/9（22%）→2/7（29%）

<sup>79</sup> 23歳→21歳→23歳

<sup>80</sup> 結婚した人のうち：0/13（0%）→2/39（5%）→4/31（13%）

<sup>81</sup> 潘姓の人のうち、男の人数/女の人数：6/1（600%）→13/13（100%）→15/15（100%）→6/3（200%）

<sup>82</sup> 潘姓の人のうち、男の就学の割合/女の就学の割合：0→1/1→7/4

<sup>83</sup> 結婚した男のうち、働く人の割合：13/13（100%）→7/7（100%）

<sup>84</sup> 働く男のうち、「他」にいる人の割合の割合：7/13（54%）→6/7（86%）

<sup>85</sup> 結婚した女のうち、働く人：0/6（0%）→7/13（54%）→5/7（71%）

<sup>86</sup> 農業・出稼ぎ・大工・就職などをした人のうちの男の就職する割合/女の就職する割合：(1/6) / (0/6) → (2/13) / (1/26)（400%）→(5/10) / (6/15)（125%）

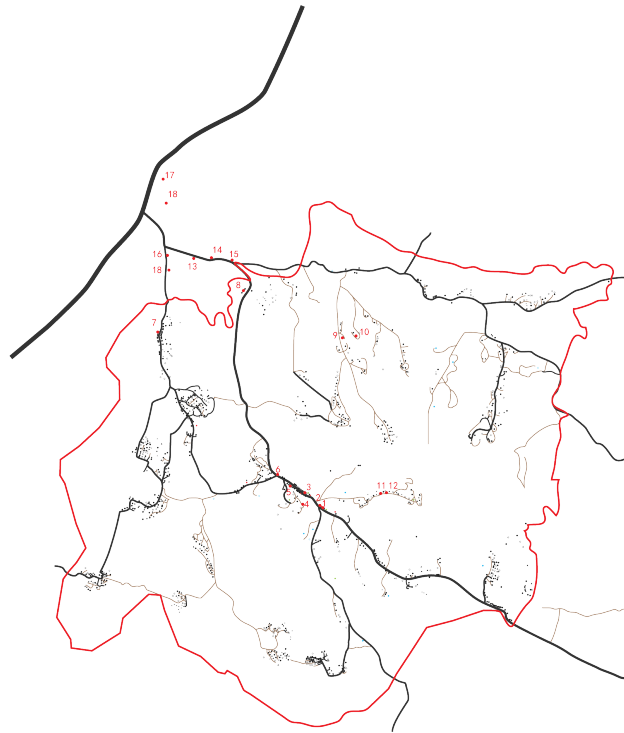


図 170 : 個人インタビューの対象

### 6.2.1. 村に住んでいる村民

- 1

50代の男。

長年武漢で家を借りて出稼ぎをし、妻、息子、義理の娘と孫の5人で暮らしている。旧暦正月に村に帰る。

山奥にある旧宅は面積が小さい上に、老朽化し、アクセスも不便のため、2003年には幹線道路沿いに引越した。ただし、常に村にいないため、空き家になっている。また、息子のために宿松県で家を購入したが、同じく空家になっている。

幹線道路沿いに住んでいるのは便利だが、騒音が大きく、道路のホコリで室内は汚れやすい。

畑は荒れたままである。自分は農作業をする時間がなく、丘陵地にあって農作業は機械化できないため請負をする人もいない。「退宅還耕」で取り壊された旧宅の宅地で、隣人は野菜を栽培している。

村民小组の半分の人には似たような状態であり、住宅は空家化し、畑は荒れたままで、旧宅は「退宅還耕」で取り壊された。残り半分の人のうち、男は村で大工などをやり、女はお年寄りと子供の世話をする。

- 2

80歳の女。

昔は小売店1を経営したが、としをとったため、店を閉じて、息子の留守番をしてい

る。

一番下の子供の嫁は結婚する前に要求したため、2014年に幹線道路沿いで新築をした。息子は4人いて、みんな北京で出稼ぎをしているが、旧暦正月の時に村に帰る。畑は荒れたままで、旧宅は「退宅還耕」で取り壊された。

• 3

30歳の女。

個人インタビュー2の孫の嫁である。2歳の子供がいる。両親は小売店を経営している。

2012年結婚したときに現在の住宅を新築した。旧宅は平屋で老朽化したため、「退宅還耕」で取り壊された。幹線道路沿いに住んでいる方が便利である。

普段は出稼ぎをしていて、旧暦正月の時に村に帰る。お年寄りは留守番をやる。

新築に対する政府の管理はなかなか規定通りにはいかない。コネが影響を与える。

畑は世帯に配分されたが、山はまだである。どちらも荒れたままで、流動化されていない。烽火村は丘陵地で、農作業は機械化しにくいいため、荒れた畑が多い。

「留守児童」や「空巢老人」の問題がひどい。

• 4

女子大学生。

伯父さんは去年に新築をし、両親は2004年ごろに新築した。

自分は大学に、弟は高校に通っている。二人は普段学校の寮に住んでいて、週末や休みの時には村に帰って祖母の家に住んでいる。

祖父母は農作業をしていて、山で柴を切って使う。

最も古い旧宅は「退宅還耕」で農地に返還されて、政府は畝あたりに1万元の補助金を約束した。

山は基本的に流動されていない。

貧困扶助のプロジェクトや最低生活保証金などについて、県政府の人は調査のために村に来るが、村民の家までにはこない。

• 5

50代の男。

2つの住宅があり、1993年に建てた住宅を物置にし、2010年に建てた住宅に住んでいる。

• 6

60代の女。

夫と一緒に生活していて、小売店3を経営している。

息子と義理の娘は独立して生活していて、2005年のみは一年中村にいた。

旧宅は老朽化した上に、山奥にあってアクセスが不便で、そして子供が増えて空間も足りないため、幹線道路沿いで新築した。

畑は荒れたままで、旧宅は「退宅還耕」で取り壊された。

幹線道路沿いに住んでいるのは便利だが、騒音が大きく、道路のホコリで室内は汚れやすい。

村民小組呉屋において、一部の山は世帯に配分された。よって、幹線道路沿いにある自分の土地で新築する人が多い。

• 7

60代の女。

2008年、旧宅は倒壊しそうだが、敷地が狭くて建替できないため、呉屋から陳屋に引越して新築をした。旧宅を建てた時に子供は7、8歳だったが、2008年に新築した時に子

供は 30 歳あまりで、孫ができた。今は豚 1 匹、鶏 50 羽あまりを飼っている。

去年、畑は請負されたが、賃金が低いため、今年は自分で農作業をする。山は世帯に配分されたが、荒れたままである。

村民小組の組長は選挙されたが、既に 7、8 年間やり続いた。

古い自然村に住んでいる人はいない、みんな新しい自然村に引越した。

• 8

70 代の夫婦。

3 人兄弟（40～46 歳）の 3 つの住宅は繋いでいて、道路沿いに位置している。1996 年に平家を建てたが、2018 年に 2 階建てに建て替えた。普段は全員出稼ぎをして、旧暦正月に村に帰り、70 代の両親は留守番をする。

畑は世帯に配分されたが、山はまだである。村民はみんな山で新築をする。

楊屋には様々な姓を持つ人が住んでいて、この前に姜屋は楊屋に合併された。

• 9

定年退職した高齢者。

旧宅は倒壊したため、みんな道路沿いまたは鎮に引越した。理由は二つある。一つ目は鎮の生活水準が高いこと。鎮の医療や衛生環境は村よりよいし、情報も流れるし、子供も登校しやすい。村には小学校すらない。二つ目は昔みたいに農作業をするのは出稼ぎほど儲からず、未来が見えないからである。農作業をしないなら畑の近くに住む必要もなくなり、道路沿いの方が便利だ。

• 10

定年退職した高齢者。

鎮に引越した人の一部は敷地を買って自分で家を建てたが、一部は直接家を買った。前者の方が安い。

旧宅は基本的に空家になっている。

畑は他人に請負されていて、畝あたりに 1 年間 200 元ぐらいもらえる。

畑は 85、86 年ごろに配分されたが、人口が大きく変わったため、90 年代に村民小組内でもう一度配分された。

自分の山で新築するのはいいけど、畑で新築するには許可が必要。

• 11

45 歳の女。

一年中村で留守番をする。

夫は子供を連れて出稼ぎをしていて、旧暦正月の時に村に帰る。

子供が 3 人できて、旧宅の空間が足りないため、2016 年に村民小組造屋から道路沿いに引越し、道路沿いにある自分ので新築したが、当時は村民委員会に声をかけただけ建てた。1997 年に建てられた旧宅には姑が住んでいる。

• 12

60 代の女。

村民小組造屋でお年寄りも村で子供の世話をしているが、一年中村にいる人は 10 数人しかいなく、他の人はほぼ全員出稼ぎをしている。一部の人は県で、うちは合肥市で家を購入した。1 平米あたりに 1 万元以上で、高くて仕方がない。頭金だけはまず払った。

### 6.2.2. 鎮に住んでいる村民

• 13

40代の女。戸籍は吳湾にあり、本人は鎮に住んでいる。  
旧宅は老朽化して住めないため、2013年に鎮で家を購入した。普段は村に帰らない。  
畑は世帯に配分されて、現在請負されている。山は世帯に配分されなかった。  
政府は旧宅の敷地で新築・建替をする吳湾の人に補助金2万元をあげた。

• 14

50代の女。戸籍は吳湾にあり、本人は鎮に住んでいる。  
1998年に吳湾から鎮に引越した。

• 15

戸籍は楊屋にあり、本人は鎮に住んでいる。  
村民小組楊屋の土地は鎮の隣にあって、26、7世帯の村民がいる。人口によって土地は均等に配分され、自分の土地で家は建てられた。一部の土地（の使用権）は烽火村以外の人に販売した。

楊屋の人はほぼ全員新築をした。規定によると新築には許可が必要だが、楊屋で新築は殆ど許可なしである。現在旧宅に住んでいるのは4世帯のみで少ない。

若い男は出稼ぎをして、旧暦正月の時に村に帰る。女とお年寄りも鎮や県で子供の勉強の付き添いをする。

畑や山は戸籍人口の数で配分されるため、大学・専門学校に入ったら戸籍を就学先に移動できるが、戸籍を村に残して、移動したくない人が多い。

畑は殆ど荒れた。農作業をする人もいなく、請負する人もいないからである。

楊屋の山は世帯に配分されなかった。よって、山を請負するには小組全員の同意が必要である。しかし、一部の人は協力しないため、山の請負は常にうまくいかない。

政府は土地を購入して楊屋を通貫する幹線道路の幅を広げた。

国の投資は殆ど無駄になった。

• 16

戸籍は許屋にあり、本人は鎮に住んでいる。

2004年に鎮で敷地を買って家を建てた。

村にある旧宅は現在空家になっているが、2017年に倒壊しそうなので、建て替えた。現在は住んでいないが、万が一の時に村に帰ったら住める家があるためである。

村の戸籍人口は増加してきたが、常住人口はその3割である。

• 17

戸籍は許屋にあり、本人は鎮に住んでいる。

子供は鎮の幼稚園に通うため、2011年に鎮で家を購入した。

1988年、村で農作業をすると一人当たりの年収は4、500元ぐらいで、出稼ぎをするなら800元ぐらいだった。

1998年、出稼ぎの年収は1.5~2万元だった。

2018年、村の人の平均年収は2万元ぐらいで、鎮で出稼ぎをするなら年収は5万元ぐらいである。

• 18

戸籍は陳屋にあり、本人は鎮に住んでいる。

70歳の男。

息子と一緒に生活していたが、空間が足りないため、独立して生活している。

### 6.2.3. 村民ではない人

• 19

戸籍は他の村にあり、本人は鎮に住んでいる。

孫は鎮の幼稚園に通うため、現在鎮で家を借りて住んでいる。

畑は請負されていて、村にある旧宅は空家になっている。旧宅は19世紀70、80年代に建てられたもので、自然村には似たようなものがわずかしか残っていない。その2割はお年寄りが住んでいて、8割は空家になっている。ほとんどの人は出稼ぎをしている。「退宅還耕」は実施された。

山と畑は1980年までに世帯に配分されたが、人口が変わったため、後に調整された。現在は基本的に流動化されている。

村の戸籍人口のうち、2割未満の人は常住人口で、3割の人は鎮にいて、残りの人は他のところで出稼ぎをしている。

旧宅を建て替えることは誰も管理しないが、道路沿いで新築するなら許可が必要である。「退宅還耕」に参加すれば補助金がもらえる。

90年代以降から建替は多くなってきたが、2000年以降は建替の代わりに脇道沿いでの新築は多くなってきた。

8割の水田は流動化されている。しかし、畑は大半荒れたままであり、基本的には個人が農耕をしている。

### 6.3. 土地利用の分類

表 116: 中国政府による烽火村の土地利用の分類(原文: 中国語)

コード	区分	定義
01	0101 耕地 水田	指种植农作物的土地, 包括熟地, 新开发、复垦、整理地, 休闲地(含轮歇地、休耕地); 以种植农作物(含蔬菜)为主, 间有零星果树、桑树或其他树木的土地; 平均每年能保证收获一季的已垦滩地和海涂。耕地中包括南方宽度<1.0m, 北方宽度<2.0m 固定的沟、渠、路和地坎(埂); 临时种植药材、草皮、花卉、苗木等的耕地, 临时种植果树、茶树和林木且耕作层未破坏的耕地, 以及其他临时改变用途的耕地
	0102 水浇地	指有水源保证和灌溉设施, 在一般年景能正常灌溉、种植旱生农作物(含蔬菜)的耕地。包括种植蔬菜的非工厂化的大棚用地
	0103 旱地	指无灌溉设施, 主要靠天然降水种植旱生农作物的耕地, 包括没有灌溉设施, 仅靠引洪灌溉的耕地
02	0201 园地 果园	指种植以采集果、叶、根、茎、汁等为主的集约经营的多年生木本和草本作物, 覆盖度大于50%或每亩株数大于合理株数70%的土地。包括用于育苗的土地
	0202 茶园	指种植果树的园地
	0204 其他园地	指种植茶树的园地
03	0301 林地 乔木林地	指生长乔木、竹类、灌木的土地, 及沿海生长红树林
		指乔木郁闭度 $\geq 0.2$ 的林地, 不包括森林沼泽

	0302		竹林 地	的土地。包括迹地, 不包括 城镇、村庄范围内的绿化 林木用地, 铁路、公路征地 范围内的林木, 以及河流、 沟渠的护堤林	指生长竹类植物, 郁闭度 $\geq 0.2$ 的林地
	0307		其他 林地		包括疏林地(树木郁闭度 $\geq 0.1$ 、 $< 0.2$ 的林地)、未成林地、迹地、苗圃等林地
04	0404	草地	其他 草地	指生长草本植物为主的土 地	指树木郁闭度 $< 0.1$ , 表层为土质, 不 用于放牧的草地
06	0602	工矿 仓储 用地	采矿 用地	指主要用于工业生产、物 资存放场所的土地	指采矿、采石、采砂(沙)场, 砖瓦窑等 地面生产用地, 排土(石)及尾矿堆放地
07	0702	住宅 用地	农村 宅基 地	指主要用于人们生活居住 的房基地及其附属设施的 土地	指农村用于生活居住的宅基地
09	0906	特殊 用地	风景 名胜 设施 用地	指用于军事设施、涉外、宗 教、监教、殡葬、风景名胜 等的土地	指风景名胜景点(包括名胜古迹、旅游 景点、革命遗址、自然保护区、森林公 园、地质公园、湿地公园等)的管理机 构, 以及旅游服务设施的建筑用地。景 区内的其他用地按现状归入相应地类
10	1006	交通 运输 用地	农村 道路	指用于运输通行的地面线 路、场站等的土地。包括民 用机场、汽车客货运场站、 港口、码头、地面运输管道 和各种道路以及轨道交通 用地	在农村范围内, 南方宽度 $\geq 1.0\text{m}$ 、 $\leq 8\text{m}$ , 北方宽度 $\geq 2.0\text{m}$ 、 $\leq 8\text{m}$ , 用于村间、 田间交通运输, 并在国家公路网络体 系之外, 以服务于农村农业生产为 主要用途的道路(含机耕道)
11	1101	水域 及水 利设 施用 地	河流 水面	指陆地水域, 滩涂、沟渠、 沼泽、水工建筑物等用地。 不包括滞洪区和已垦滩涂 中的耕地、园地、林地、城 镇、村庄、道路等用地	指天然形成或人工开挖河流常水位岸 线之间的水面, 不包括被堤坝拦截后 形成的水库区段水面
	1104		坑塘 水面		指人工开挖或天然形成的蓄水量 $< 10$ 万 $\text{m}^2$ 的坑塘常水位岸线所围成的水 面
	1107		沟渠		指人工修建, 南方宽度 $\geq 1.0\text{m}$ 、北方 宽度 $\geq 2.0\text{m}$ 用于引、排、灌的渠道, 包括渠槽、渠堤、护堤林及小型泵 站
	1109		水工 建筑 用地		指人工修建的闸、坝、堤路林、水 电厂房、扬水站等常水位岸线以上 的建(构)筑物用地



12	1202	其他土地	设施农用地	指上述地类以外的其他类型的土地	指直接用于经营性畜禽养殖生产设施及附属设施用地;直接用于作物栽培或水产养殖等农产品生产的设施及附属设施用地;直接用于设施农业项目辅助生产的设施用地;晾晒场、粮食果品烘干设施、粮食和农资临时存放场所、大型农机具临时存放场所等规模化粮食生产所必需的配套设施用地
	1203		田坎		指梯田及梯状坡地耕地中,主要用于拦蓄水和护坡,南方宽度 $\geq 1.0\text{m}$ 北方宽度 $\geq 2.0\text{m}$ 的地坎
<p>注:其中,  农用地:耕地,园地,林地、坑塘水面,沟渠,其他土地  建设用地:工矿仓储用地,住宅用地,特殊用地,交通运输用地,水工建筑用地  未利用地:草地,河流水面</p>					

表 117:土地利用分類項目(国土地理院:2万5千分1土地利用調査<sup>87)</sup>)

地域区分	区分	定義	適用範囲	
都市集落	住宅地区	一般住宅地区	平屋、3階建以下の住宅を主とする地区をいう。	住宅等の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。
		中高層住宅地区	4階以上の中高層の住宅団地等からなる地区をいう。	1. 住宅及び施設の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 団地内の公園等で最小単位面積より大きなものは別に表示する。
	商業業務地区	商業地区	商店を主とする地区をいい、娯楽・宿泊等のサービス業の施設を含む。	1. 店舗等の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 小売店舗、デパート、卸売、飲食店、公衆浴場、理髪店、劇場、映画館、キャバレー、ボーリング場、ホテル、館、レストラン、自動車販売、サービス所、その他これに類する施設。
		業務地区	企業の事務的業務を行う社屋を主とする地区をいう。	1. 会社の事務所等の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 銀行、証券、保険、不動産業等の事務所、商社、新聞社、放送局、その他これに類するもの。
	工業地区	工場を主とする地区をいう。	1. 工場の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 工場に付随する倉庫等は、工業地区で表示する。	
	公共地区	公共業務地区	裁判所、県庁、役所等、及び地方公共団体、公団、公社等の事務的業務を行う庁舎等からなる地区をいう。	1. 施設の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 大使館、電報電話局、専売局、農業協同組合、刑務所、その他これに類するもの。
		文教地区	学校、研究所、博物館等、教育研究文化施設等からなる地区をいう。	1. 施設の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 各種学校、研修所、幼稚園、試験場、公会堂、書館、美術館、水族館、教会、自動車教習所、その他これに類するもの。
		厚生地区	病院、療養所、老人ホーム等医療福祉施設等からなる地区をいう。	1. 施設等の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 療養所、老人施設、心身障害者更正施設、児童福祉施設、その他これに類するもの。
		公園緑地	公園、動物園、墓地、遊園地等、公共的性格を有する緑地等からなる地区をいう。	1. 施設等の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 植物園、庭園、史跡公園、神社、寺院、その他これに類するもの。
	施	運動	総合運動場、競技場、野球場	1. 施設等の敷地面積が最小単位面積内にお

<sup>87</sup>国土交通省国土地理院：2万5千分1土地利用調査：<https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/lum-25k.html>

設	競技施設	等運動競技を行うための施設をいう。	1. 50%以上を占めるもの。 2. 各種競技施設、乗馬施設、射撃場、プール、スケート場、競馬、競輪、競艇場、自動車競技場、W練習場、その他これに類する施設。	
	運輸流通施設	駅、ハスターミナル、倉庫、卸売市場、運輸流通業務を行うための施設をいう。	1. 施設等の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 電車車庫、自動車車庫、駐車場、ラックターミナル、飛行場、港湾施設、油槽場、材料集積場、貯木場、その他これに類する施設。	
	供給処理施設	発電所、配水場、ゴミ焼却場等、都市運営に必要な供給及び処理を行う施設をいう。	1. 施設等の敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 変電所、ガス供給施設、浄水場、下水処理場、葬場、屠場、その他これに類する施設。	
	防衛施設	自衛隊、日米軍等の施設をいう。	施設等の敷地面積が、最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。	
	空地	人工的に土地の整理が行われ現在利用されていない土地をいう。	敷地面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。	
	改変工事 中の区域	埋立、宅地造成、土石採集等人工的に土地の改変が進行中の区域をいう。	区域の面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。	
	農地	田	水稻、い草、蓮等を栽培している水田をいい、季節により畑作物を栽培するものを含む。	田の面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。
畑		普通畑	麦、陸稲、野菜等を栽培している畑をいい、芝を栽培する畑を含む。	普通畑の面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。
		果樹園	リンゴ、梨、ブドウ、ミカン等の果樹を栽培している畑をいう。	1. 果樹園の面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 未成園、新植畑を含み、間作の有無を問わない。
桑畑		桑を栽培している畑をいう。	1. 桑畑の面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 新植畑を含み、間作の有無を問わない。	
茶畑		茶を栽培している畑をいう。	1. 茶畑の面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 新植畑を含み、間作の有無を問わない。	
その他の樹木畑		桐、ハチ、コウゾ等、樹木を栽培している畑をいう。	1. その他の樹木畑の面積が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 新植畑を含み、間作の有無を問わない。	
施設及び牧草地		牧場及び牧草地	もっぱら家畜の放牧飼育に供される土地及び牧草を栽培する土地をいう。	1. 放牧地及び牧草地が最小単位面積内において、50%以上を占めるもの。 2. 放牧地は、柵、土堤、または自然的な障害物で明確に区画されたものを表示する。

		畜舎	牛、豚、鶏等を飼育するための畜舎をいう。	施設(建物)の規模の大きなものを表示する。
		温室	野菜、花き、果樹等を栽培するための恒久的な温室等の設備をいう。	1. 施設の規模の大きなものを表示する。 2. 野菜、花き、果樹、観葉植物等を栽培するためのガラス室、温室及び軽量鉄骨等のビニールハウス等。
林地	針葉樹林	人工林	人工的に植栽された針葉樹を主とする林地をいう。	人工的に植栽された針葉樹が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。
		天然林	天然の針葉樹を主とする林地をいう。	天然の針葉樹が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。
	広葉樹林	広葉樹を主とする林地をいう。	広葉樹が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。	
	混交樹木	針葉樹、広葉樹等が混在する林地をいう。	針葉樹、広葉樹等が最小単位面積内において、いずれも70%に満たないもの及びいずれにも属さないもの。	
	竹林	竹を主とする林地をいう。	高さ2m以上の竹が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。	
	やし科樹林	やし科の樹木を主とする林地をいう。	やし科樹が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。	
	はい松地	はい松及びわい松が蔓生する土地をいう。	はい松等が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。	
	しの地	高さ2m以下の竹、笹の密生する土地をいう。	高さ2m以下の笹、竹が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。	
	荒地	野草地	自然の草地からなる土地をいう。	荒地で野草が最小単位面積内において、70%以上を占めるもの。
		裸地	露岩地、崩壊地、砂礫地等、植物で覆われていない土地をいう。	荒地のうちで野草地以外のもの。
界線	特定地区界	立入禁止区域、専用区域等、特別に他の地区と区別する必要のある地区を囲む界線をいう。	1. 自衛隊用地、在日米軍用地、演習場、火薬庫等。	
			2. 養魚場(養殖場・ふ化場)、各種演習林、各種試験場に付属する農場等。	

表 118: 土地利用分類項目(国土地理院:20 万分 1 土地利用図<sup>88)</sup>)

区分	定義	
都市集落	住宅地	一般住宅及び中高層住宅を主とする地区。
	商業地	商店及び企業の事務的業務を行う社屋を主とする地区。サービス業の施設を含む。
	工業地	工場を主とする地区。
	公共公益用地	公共業務、文教、厚生等の公共地区及び運輸、流通、供給処理、防衛等の施設用地。
	公園緑地	公共的性格を有する緑地等からなる地区及び運動競技を行うための施設。

<sup>88)</sup>国土交通省国土地理院：20 万分 1 土地利用図：<https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/lum-200k.html>

	空閑地	空地及び改変工事中の区域
農地	田	水稲、い草、蓮等を栽培している水田。
	普通畑	麦、陸稲、野菜、芝等を栽培している畑。
	果樹園	リンゴ、ナシ、ブドウ、ミカン等の果樹を栽培している畑。
	茶畑	茶を栽培している畑
	桑畑	桑を栽培している畑
	その他の樹木畑	その他の樹木等を栽培している畑
	牧草地	牧草を栽培する土地及び牧場
林地等	針葉樹林	針葉樹を主とする林地
	広葉樹林	広葉樹を主とする林地
	混交樹林及びその他の林地	針葉樹、広葉樹等が混在する林地及び竹林、しの地、しゅろ科の密林を主とする林地
	野草地	自然の草地からなる土地
	裸地	植物で覆われていない土地

表 119: 土地利用分類項目 (国土地理院: 宅地利用動向調査<sup>89</sup>)

コード	土地利用分類			定義
	大分類	中分類	小分類	
01	山林・農地等	山地・荒地等		樹林地、竹林、篠地、笹地、野草地(耕作放棄地を含む)、裸地、ゴルフ場等をいう。
02		農地	田	水稲、蓮、くわい等を栽培している水田(短期的な休耕田を含む)をいい、季節により畑作物を栽培するものを含む。
03			畑・その他農地	普通畑、果樹園、桑園、茶園、その他の樹園、苗木畑、牧場、牧草地、採草放牧地、畜舎、温室等の畑及びその他の農地をいう。
04	造成地	造成中地		宅地造成、埋立等の目的で人工的に土地の改変が進行中の土地をいう。
05		空地		人工的に土地の整理が行われ、現在はまだ利用されていない土地及び簡単な施設からなる屋外駐車場、ゴルフ練習場、テニスコート、資材置場等を含める。
06	宅地	工業用地		製造工場、加工工場、修理工場等の用地をいい、工場に付属する倉庫、原料置場、生産物置場、厚生施設等を含める。
07		住宅地	一般低層住宅地	3階以下の住宅用建物からなり、1区画あたり100平方メートル以上の敷地により構成されている住宅地をいい、農家の場合は、屋敷林を含め1区画とする。
08			密集低層住宅地	3階以下の住宅用建物からなり、1区画あたり100平方メートル未満の敷地により構成されている住宅地をいう。
09		中高層		4階建以上の中高層住宅の敷地からなる住宅地をい

<sup>89</sup>国土交通省国土地理院：宅地利用動向調査：<https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/lum-takudo.html>

		住宅地	う。
10		商業・業務 用地	小売店舗、スーパー、デパート、卸売、飲食店、映画館、劇場、旅館、ホテル等の商店、娯楽、宿泊等のサービス業を含む用地及び銀行、証券、保険、商社等の企業の事務所、新聞社、流通施設、その他これに類する用地をいう。
11	公共公益 施設用地	道路用地	有効幅員 4m 以上の道路、駅前広場等で工事中、用地買収済の道路用地も含む。
12		公園・緑地 等	公園、動植物園、墓地、寺社の境内地、遊園地等の公共的性格を有する施設及び総合運動場、競技場、野球場等の運動競技を行うための施設用地をいう。
13		その他の 公共 公益施設 用地	公共業務地区(国、地方自治体等の庁舎からなる地区)、教育文化施設(学校、研究所、図書館、美術館等からなる地区)、供給処理施設(浄水場、下水処理場、焼却場、変電所からなる施設地区)、社会福祉施設(病院、療養所、老人ホーム、保育所等からなる施設地区)、鉄道用地(鉄道、車両基地を含む)、バス発着センター、車庫、港湾施設 用地、空港等の用地をいう。
14	河川・湖沼等		河川(河川敷、堤防を含む)、湖沼、溜池、養魚場、海浜地等をいう。
15	その他		防衛施設、米軍施設、基地跡地、演習場、皇室に関する施設及び居住地等をいう。
16	海		海面をいう。
17	対象地域外		

## 7. 謝辞

本研究を進めるに当たって、お世話になった方々へ心からの感謝と御礼を申し上げます。

入学してから2年間、岡部明子先生から多大なるご指導を頂きました。常に視野を広げていただき、お陰さまで本当好きな研究テーマを見つけ、研究を進んできました。学問の領域を超えた様々な貴重な思想は今後の人生の宝物です。

副指導を引き受けてくださった味埜俊教授から、普段と違う視点から自分の研究を見直させる貴重な意見をいただきました。

そして、同期の杉浦さん、両川さん、西村さん、井関さん、先輩の白石さん、中西さん、ヤスさん、片山さん、後輩の胡さん、河村さん、寺田さん、早川さん、竹中さん、岡部研究室の皆様と貴重な時間を過ごすことができました。特に日本語のチェックをしていただいた杉浦さん、助かります。

最後に、私の学生生活を支えてくれた最愛の家族に、心から感謝いたします。

2020年1月20日  
キョウキンケツ